

## 第1 一般会計2月補正予算

## 1 歳入歳出予算

△印減額 (単位：千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 議会費	△ 20,374	1,961,665	
第 1 項 議会費	△ 20,374	1,961,665	
第 1 目 議会総務費	△ 5,386	1,399,366	
(財源内訳) 一般歳入	△ 5,386		(節内訳)
( 1 ) 議員報酬	△ 9,168	1,043,238	( 1 ) 報酬 △ 962 ( 2 ) 給料 2,883 ( 3 ) 職員手当等 △ 3,518 ( 4 ) 共済費 △ 3,789 県議会議員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 962 ・職員手当等 △ 8,206 期末手当 △ 8,206
( 2 ) 職員給与費	3,782	356,128	議会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 2,883 一般職給 2,883 ・職員手当等 4,688 扶養手当 247 地域手当 487 住居手当 △ 658 通勤手当 1,006 管理職手当 1 時間外勤務手当 △ 520 期末手当 349 勤勉手当 4,381 児童手当 △ 605 ・共済費 △ 3,789 地方職員共済組合等負担金△ 3,789
第 2 目 事務局費	△ 14,988	562,299	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 54 △ 14,934		(節内訳) ( 9 ) 旅費 △ 250 (11) 需用費 △ 957 (12) 役務費 △ 250 (14) 使用料及び賃借料 △ 250 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 13,281

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 議会運営費	△ 14,031	554,656	県議会の運営及び活動に要する経費の補正である。
( 2 ) 議員改選諸費	△ 957	7,643	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 款 経営管理費	948,815	33,073,805	
第 1 項 経営管理費	1,581,634	19,611,162	
第 1 目 一般総務費	558,987	13,057,766	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 29,468 588,455		(節内訳) (1) 報酬 51,288 (2) 給料 5,943 (3) 職員手当等 608,773 (4) 共済費 △ 142,710 (7) 賃金 35,693
( 1 ) 職員給与費	558,987	13,057,766	経営管理部職員の人件費及び知事部局職員の退職手当等の補正である。 ・報酬 51,288 ・給料 5,943 一般職給 5,943 ・職員手当等 608,773 扶養手当 △ 15,122 地域手当 △ 18,135 住居手当 △ 1,017 通勤手当 37,168 管理職手当 169 特殊勤務手当 △ 4,189 時間外勤務手当 476,939 休日勤務手当 △ 2,031 期末手当 2,047 勤勉手当 △ 6,079 退職手当 134,409 児童手当 1,640 単身赴任手当 47 管理職員特別勤務手当 2,927 ・共済費 △ 142,710 地方職員共済組合等負担金△ 118,653 社会保険料 △ 24,057 ・賃金 35,693
第 2 目 文書費	△ 9,176	106,410	
(財源内訳) 使用料及び手数料 諸収入 一般歳入	168 △ 287 △ 9,057		(節内訳) (1) 報酬 △ 1,563 (4) 共済費 △ 420 (8) 報償費 △ 2,983 (9) 旅費 △ 3,005 (11) 需用費 △ 3 (12) 役務費 △ 1,195 (14) 使用料及び賃借料 △ 80 (18) 備品購入費 73

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 法令審査等事業費	△ 193	31,335	
ア 法令審査等事業費	△ 193	21,625	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県公報発行事業費	0	295	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 文書事務費	△ 8,130	72,188	
ア 文書収発事業費	△ 1,446	34,608	事業費の確定に伴う補正である。
イ 文書管理運営事業費	△ 6,684	37,580	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 情報公開推進事業費	△ 853	2,887	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 人事管理費	4,661	186,530	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	478		( 1 ) 報酬 △ 195
一般歳入	4,183		( 4 ) 共済費 51
			( 8 ) 報償費 △ 138
			( 9 ) 旅費 7,855
			(11) 需用費 △ 457
			(12) 役務費 △ 1,338
			(13) 委託料 △ 75
			(14) 使用料及び賃借料 △ 411
			(18) 備品購入費 △ 150
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 481
( 1 ) 赴任旅費	7,699	54,596	職員の人事異動に伴う赴任旅費の補正である。
( 2 ) 人事給与管理費	△ 439	23,969	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 職員研修事業費	△ 2,599	82,515	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 職員厚生費	△ 39,599	859,838	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	89		( 1 ) 報酬 △ 400
財産収入	△ 2,028		( 4 ) 共済費 40
県債	23,000		( 5 ) 災害補償費 △ 480
一般歳入	△ 60,660		( 8 ) 報償費 △ 209
			( 9 ) 旅費 △ 173
			(11) 需用費 △ 18,652
			(12) 役務費 △ 6,954
			(13) 委託料 △ 5,334
			(14) 使用料及び賃借料 △ 3,501
			(15) 工事請負費 △ 23,439
			(18) 備品購入費 1,150
			(19) 負担金、補助及び交付金 18,353

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 非常勤職員等災害補償費	△ 480	2,398	静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等に基づく災害補償に要する経費の補正である。
( 2 ) 職員健康指導事業費	△ 4,267	146,925	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 職員厚生事業費	△ 4,151	243,907	
ア 共済組合事務費負担金	390	55,827	地方職員共済組合静岡県支部に対する事務費等負担金の補正である。
イ もくせい会館管理運営費	△ 3,151	155,361	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 職員福利厚生対策事業費	△ 1,390	32,719	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 職員住宅等維持管理費	△ 11,119	143,404	事業費の確定に伴う補正である。
( 5 ) 職員住宅等建設費	△ 19,540	308,546	
ア 職員住宅等建設費償還金	0	272,478	財源更正に伴う補正である。
イ 職員住宅解体等事業費	△ 19,540	36,068	事業費の確定に伴う補正である。
( 6 ) 乳幼児一時預り施設設置運営費	△ 42	7,558	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 財政管理費	49,928	146,128	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	50,335		( 9 ) 旅費 △ 79
一般歳入	△ 407		(11) 需用費 △ 182
			(12) 役務費 △ 31
			(14) 使用料及び賃借料 △ 115
			(25) 積立金 50,335
( 1 ) 財政管理運営費	△ 407	13,290	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 基金積立金	50,335	91,335	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 目 管財費	△ 185,594	2,305,442	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	149		( 8 ) 報償費 △ 1,866
諸収入	3,762		( 9 ) 旅費 △ 44
財産収入	1,345		(11) 需用費 △ 93,918
県債	△ 18,000		(12) 役務費 △ 3,863
一般歳入	△ 172,850		(13) 委託料 △ 80,025

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(14) 使用料及び賃借料 △ 185 (15) 工事請負費 △ 5,060 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 633
( 1 ) 財産管理費	△ 17,179	277,058	
ア 県有財産管理費	△ 16,906	41,845	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県有資産所在市町村交付金	△ 273	235,213	交付金の確定に伴う補正である。
( 2 ) 県庁舎等管理費	△ 127,645	1,054,854	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 県庁舎等施設改修費	△ 16,686	945,614	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 下田総合庁舎移転整備費	△ 20,000	0	下田総合庁舎危機管理機能の移転の決定に伴う補正である。
( 5 ) 下田総合庁舎危機管理機能移転整備事業費	△ 4,084	27,916	事業費の確定に伴う補正である。
第 7 目 営繕費	△ 17,166	84,207	
(財源内訳) 一般歳入	△ 17,166		(節内訳) ( 9) 旅費 △ 474 (13) 委託料 △ 16,692
( 1 ) 営繕推進事業費	△ 474	25,599	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 県有施設の法定定期点検事業費	△ 16,692	58,608	事業費の確定に伴う補正である。
第 8 目 恩給及び退職年金費	△ 1,906	13,528	
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,906		(節内訳) ( 6) 恩給及び退職年金 △ 1,906
( 1 ) 一般職員恩給費	△ 1,906	13,528	退職職員及びその遺族に支給する恩給費の補正である。
第 9 目 諸費	1,221,499	2,851,313	
(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	△ 285 1,221,784		(節内訳) ( 9) 旅費 △ 50 (10) 交際費 △ 2,887 (11) 需用費 △ 456 (12) 役務費 △ 235 (23) 償還金、利子及び割引料 1,225,127

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 過年度支出金	1,225,127	2,840,127	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 各部共通経費	△ 3,343	9,953	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 自衛官募集事務費	△ 285	253	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 項 徴税费	△ 196,016	8,619,514	
第 1 目 賦課徴收费	△ 196,016	8,619,514	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 25,573		( 8 ) 報償費 19,000
一般歳入	△ 170,443		( 9 ) 旅費 △ 904
			(11) 需用費 △ 1,333
			(12) 役務費 △ 239
			(13) 委託料 △ 38,360
			(14) 使用料及び賃借料 △ 718
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 173,462
( 1 ) 県税賦課徴收费	△ 42,054	1,104,176	
ア 県税賦課徴収事務費	△ 2,889	524,741	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県税電算処理費	△ 38,750	538,450	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 地方税務行政高度化推進事業費	△ 415	40,985	
(ア) 地方税務行政高度化推進事業費	△ 415	7,985	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 県税取扱費	△ 153,962	7,515,338	
ア 特別徴収義務者等報償金	19,000	960,000	ゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徴収義務者等へ交付する報償金の補正である。
イ 自動車税等証紙売りさばき手数料	500	31,600	(一社) 静岡県自動車会議所へ交付する取扱手数料の補正である。
ウ 県民税徴収市町交付金	△ 186,462	6,250,538	交付金の確定に伴う補正である。
エ 地方消費税徴収取扱費	13,000	269,000	徴収取扱費の確定に伴う補正である。
第 3 項 市町振興費	△ 51,370	1,870,652	
第 1 目 市町振興費	△ 51,370	1,870,652	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,090		( 9 ) 旅費 △ 166
諸収入	△ 20		(11) 需用費 △ 810

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
一般歳入	△ 49,260		(13) 委託料 △ 2,844 (18) 備品購入費 △ 1,000 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 46,550
( 1 ) 市町行財政等支援費	△ 24,975	476,654	
ア 市町振興事務費	△ 1,494	21,616	事業費の確定に伴う補正である。
イ 住民基本台帳ネットワークシステム維持管理費	△ 18,937	107,063	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 地方分権推進費	△ 4,544	340,225	
(ア) 地方分権推進事業費	△ 166	4,603	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 権限移譲事務交付金	△ 4,378	335,622	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 県営事業市町負担金軽減交付金	△ 2,269	35,731	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) コミュニティづくり推進費	△ 16,962	65,038	
ア コミュニティ施設整備費助成	△ 16,962	44,038	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 市町村振興宝くじ交付金	△ 5,074	1,288,826	事業費の確定に伴う補正である。
( 5 ) 新たな広域連携促進事業費	△ 2,090	4,403	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 選挙費	△ 314,382	688,845	
第 1 目 選挙管理委員会費	△ 4,824	26,156	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 19		( 1 ) 報酬 △ 4,951
一般歳入	△ 4,805		( 2 ) 給料 245
			( 3 ) 職員手当等 185
			( 4 ) 共済費 △ 268
			(14) 使用料及び賃借料 △ 35
( 1 ) 職員給与費	△ 4,789	20,975	選挙管理委員会委員等の人件費の補正である。 ・報酬 △ 4,951 ・給料 245 一般職給 245 ・職員手当等 185 扶養手当 75



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			地域手当 30 時間外勤務手当 3 期末手当 75 勤勉手当 102 児童手当 △ 100 ・ 共済費 △ 268 地方職員共済組合等負担金△ 268
( 2 ) 選挙管理委員会運営費	△ 35	3,701	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 選挙啓発費	△ 64	3,183	
(財源内訳) 一般歳入	△ 64		(節内訳) (11) 需用費 △ 64
( 1 ) 明るい選挙推進費	△ 64	3,183	
ア 明るい選挙推進事業費	△ 64	3,183	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 県議会議員選挙費	△ 309,494	659,506	
(財源内訳) 一般歳入	△ 309,494		(節内訳) ( 1 ) 報酬 △ 62 ( 3 ) 職員手当等 △ 8 ( 4 ) 共済費 △ 90 ( 7 ) 賃金 △ 294 ( 9 ) 旅費 △ 418 (11) 需用費 △ 6,945 (12) 役務費 574 (13) 委託料 △ 2,572 (14) 使用料及び賃借料 △ 544 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 299,135
( 1 ) 県議会議員選挙執行経費	△ 309,494	659,506	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 出納費	△ 64,294	1,804,156	
第 1 目 出納総務費	△ 16,000	1,017,157	
(財源内訳) 一般歳入	△ 16,000		(節内訳) ( 2 ) 給料 △ 184 ( 3 ) 職員手当等 1,156 ( 4 ) 共済費 △ 16,972
( 1 ) 職員給与費	△ 16,000	1,017,157	出納局職員の人件費の補正である。 ・ 給料 △ 184 一般職給 △ 184 ・ 職員手当等 1,156 扶養手当 988

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			地域手当 1,316 住居手当 △ 537 通勤手当 △ 3,681 管理職手当 2 時間外勤務手当 52 期末手当 △ 843 勤勉手当 3,600 児童手当 215 単身赴任手当 44 ・ 共済費 △ 16,972 地方職員共済組合等負担金△ 16,972
第 2 目 会計費	△ 6,876	439,120	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	66,000		(1) 報酬 △ 888
諸収入	△ 203		(4) 共済費 △ 199
一般歳入	△ 72,673		(9) 旅費 △ 607
			(11) 需用費 △ 10,820
			(12) 役務費 2,749
			(13) 委託料 4,512
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,623
(1) 会計運営事務費	△ 512	12,822	会計事務の運営に要する経費の補正である。
(2) 証紙売りさばき管理費	5,799	201,509	収入証紙の売りさばきに伴う手数料等の補正である。
(3) 公金取扱手数料事務費	△ 2,499	41,370	指定金融機関等が行っている公金の収納に関する手数料等の補正である。
(4) 財務会計システム運用事業費	△ 3,987	130,030	財務会計システムの運用に要する経費の補正である。
(5) 電子収納運用事業費	△ 226	25,313	県税納付及び自動車保有関係手続における電子収納等に要する経費の補正である。
(6) 地域出納運営事務費	△ 1,451	20,076	出納室の運営に要する経費の補正である。
(7) 出納局企画調整費	△ 4,000	8,000	出納施策の推進に必要な調査等に要する経費の補正である。
第 3 目 集中事務費	△ 41,418	347,879	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 252		(1) 報酬 △ 1,560
財産収入	12,177		(4) 共済費 △ 400
一般歳入	△ 53,343		(9) 旅費 50
			(11) 需用費 △ 7,111
			(12) 役務費 △ 19,086

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(13) 委託料 △ 5,568 (14) 使用料及び賃借料 589 (15) 工事請負費 △ 626 (18) 備品購入費 △ 7,447 (19) 負担金、補助及び交付金 1 (27) 公課費 △ 260
( 1 ) 集中事務管理運営費	△ 25,794	253,206	本庁自動車の集中管理等に要する経費の補正である。
( 2 ) 総合庁舎自動車管理費	△ 7,721	58,576	総合庁舎自動車の集中管理に要する経費の補正である。
( 3 ) 庁用自動車更新事業費	△ 7,903	36,097	庁用自動車の更新に要する経費の補正である。
第 6 項 人事委員会費	869	223,908	
第 1 目 委員会費	△ 530	18,256	
(財源内訳) 一般歳入	△ 530		(節内訳) ( 1 ) 報酬 △ 364 ( 3 ) 職員手当等 54 ( 4 ) 共済費 △ 107 ( 9 ) 旅費 △ 113
( 1 ) 委員給与費	△ 417	17,653	人事委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 364 ・職員手当等 54 期末手当 54 ・共済費 △ 107 地方職員共済組合等負担金△ 107
( 2 ) 委員活動費	△ 113	603	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 事務局費	1,399	205,652	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 115 1,514		(節内訳) ( 1 ) 報酬 62 ( 2 ) 給料 3,470 ( 3 ) 職員手当等 1,115 ( 4 ) 共済費 △ 1,262 ( 8 ) 報償費 △ 88 ( 9 ) 旅費 △ 15 (11) 需用費 △ 316 (12) 役務費 △ 319 (13) 委託料 △ 738 (14) 使用料及び賃借料 △ 510
( 1 ) 職員給与費	3,291	188,448	人事委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 3,470

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			一般職給 3,470 ・職員手当等 1,115 扶養手当 220 地域手当 328 住居手当 △ 1,080 通勤手当 404 管理職手当 1 時間外勤務手当 82 期末手当 162 勤勉手当 1,088 児童手当 △ 90 ・共済費 △ 1,294 地方職員共済組合等負担金△ 1,294
( 2 ) 事務局運営活動費	△ 1,892	17,204	事業費の確定に伴う補正である。
第 7 項 監査委員費	△ 7,626	255,568	
第 1 目 委員費	△ 1,685	32,750	
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,685		(節内訳) ( 1 ) 報酬 △ 1,228 ( 3 ) 職員手当等 68 ( 4 ) 共済費 △ 214 ( 9 ) 旅費 △ 311
( 1 ) 委員給与費	△ 1,374	32,330	監査委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 1,228 ・職員手当等 68 通勤手当 △ 39 期末手当 107 ・共済費 △ 214 地方職員共済組合等負担金△ 214
( 2 ) 委員活動費	△ 311	420	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 事務局費	△ 5,941	222,818	
(財源内訳) 諸収入 43 一般歳入	△ 5,984		(節内訳) ( 1 ) 報酬 332 ( 2 ) 給料 2,309 ( 3 ) 職員手当等 709 ( 4 ) 共済費 △ 1,743 ( 7 ) 賃金 3 ( 8 ) 報償費 △ 30 ( 9 ) 旅費 △ 358 (11) 需用費 △ 178 (12) 役務費 △ 26 (13) 委託料 △ 6,931 (14) 使用料及び賃借料 △ 15

科	目	補正額	現計額	説明
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 13
( 1 )	職員給与費	1,236	169,680	<p>監査委員事務局職員の人件費の補正である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給料 2,309 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般職給 2,309</li> </ul> </li> <li>・職員手当等 709 <ul style="list-style-type: none"> <li>扶養手当 △ 295</li> <li>地域手当 245</li> <li>通勤手当 △ 333</li> <li>管理職手当 2</li> <li>時間外勤務手当 2</li> <li>期末手当 119</li> <li>勤勉手当 1,049</li> <li>児童手当 △ 80</li> </ul> </li> <li>・共済費 △ 1,782 <ul style="list-style-type: none"> <li>地方職員共済組合等負担金△ 1,782</li> </ul> </li> </ul>
( 2 )	事務局運営活動費	△ 246	10,042	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 )	監査業務のアウトソーシング推進費	△ 6,931	43,096	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 款 企画広報費	191,979	9,803,273	
第 1 項 企画広報費	191,979	9,803,273	
第 1 目 企画広報総務費	147,399	2,372,453	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 27,674		(節内訳) (2) 給料 80,786
諸収入	2,229		(3) 職員手当等 62,008
一般歳入	172,844		(4) 共済費 4,605
(1) 職員給与費	147,399	2,372,453	特別職及び企画広報部職員の人件費の補正である。 ・給料 80,786 特別職給 △ 622 一般職給 81,408 ・職員手当等 62,008 扶養手当 3,950 地域手当 5,359 住居手当 △ 607 通勤手当 5,596 管理職手当 2,969 時間外勤務手当 1,545 休日勤務手当 8 期末手当 19,038 勤勉手当 19,531 児童手当 2,675 単身赴任手当 1,944 ・共済費 4,605 地方職員共済組合等負担金 4,605
第 2 目 企画広報管理費	336	10,550	
(財源内訳) 財産収入	336		(節内訳) (25) 積立金 336
(1) 基金積立金	336	10,550	
ア ワールドカップ開催記念基金積立金	336	1,700	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 4 目 知事戦略費	△ 1,583	20,311	
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,583		(節内訳) (8) 報償費 △ 301 (9) 旅費 △ 713 (11) 需用費 △ 223 (13) 委託料 △ 200 (14) 使用料及び賃借料 △ 146

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 知事戦略事務費	△ 1,583	20,311	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 広報費	△ 5,487	414,758	(節内訳)
(財源内訳)			( 8 ) 報償費 △ 1,026
諸収入	△ 3,975		( 9 ) 旅費 △ 1,222
一般歳入	△ 1,512		(11) 需用費 △ 300
			(12) 役務費 △ 2,906
			(14) 使用料及び賃借料 △ 33
( 1 ) 広報事業費	△ 4,621	380,231	
ア 重点広報推進費	△ 989	80,511	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県民広報推進事業費	△ 3,632	269,968	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 広聴事業費	△ 866	34,527	
ア 開かれた県政推進事業費	△ 866	8,084	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 目 地域外交費	△ 19,740	522,198	(節内訳)
(財源内訳)			( 1 ) 報酬 △ 1,655
諸収入	△ 10,152		( 4 ) 共済費 △ 377
財産収入	△ 360		( 8 ) 報償費 223
一般歳入	△ 9,228		( 9 ) 旅費 △ 920
			(11) 需用費 △ 140
			(12) 役務費 △ 2,079
			(13) 委託料 △ 9,772
			(14) 使用料及び賃借料 △ 4,399
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 621
( 1 ) 地域外交推進費	△ 11,031	314,199	
ア 地域外交展開事業費	△ 11,031	70,569	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 多文化共生事業費	△ 4,382	118,990	
ア 多文化共生推進事業費	△ 2,032	18,168	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県民国際理解推進費	△ 2,350	100,822	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 東京事務所運営費	△ 4,187	73,046	東京事務所の運営等に要する経費の補正である。
( 4 ) 大阪事務所運営費	△ 140	15,963	大阪事務所の運営等に要する経費の補正である。
第 7 目 政策企画費	△ 127,547	2,961,684	

科	目	補正額	現計額	説明
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	165,521		(9) 旅費 △ 800
	諸収入	74		(11) 需用費 △ 722
	繰入金	23,338		(13) 委託料 213,000
	一般歳入	△ 316,480		(14) 使用料及び賃借料 △ 120
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 338,905
(1)	企画調査推進費	△ 642	159,050	
ア	企画調査事務費	△ 642	27,092	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	2016年主要国首脳会議(サミット)等開催支援事業費	△ 20,000	0	主要国首脳会議(サミット)及び関係閣僚会合の他県での開催が決定したことに伴う補正である。
(3)	地方創生加速化交付金事業費	200,000	200,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 200,000千円) 地方創生加速化交付金を積極的に活用し、地方創生に向けた取組を推進する。
(4)	地域経済分析システム(RESAS)普及促進事業費	20,000	20,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 20,000千円) 県内でのRESASの普及を促進する。
(5)	内陸のフロンティア推進事業費	△ 2,600	47,400	事業費の確定に伴う補正である。
(6)	発電施設等周辺地域対策事業費	△ 98,243	1,883,253	
ア	電源立地地域対策交付金事業費	△ 54,479	1,680,583	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	特定発電所周辺地域振興対策事業費	△ 43,764	142,236	事業費の確定に伴う補正である。
(7)	新エネルギー等導入促進事業費	△ 226,062	634,566	
ア	分散自立型エネルギー推進事業費	△ 69,400	38,600	事業費の確定に伴う補正である。
イ	新エネルギー導入促進事業費助成	△ 180,000	204,000	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	避難所等太陽光発電設備導入推進事業費助成	23,338	391,509	事業費の確定に伴う補正である。
第8目	情報政策費	216,264	1,919,458	



科	目	補正額	現計額	説明
	(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 県債 一般歳入	116,934 △ 246 191,000 △ 91,424		(節内訳) (11) 需用費 △ 2,000 (12) 役務費 △ 2,765 (13) 委託料 298,134 (14) 使用料及び賃借料 △ 316 (18) 備品購入費 △ 3,262 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 73,527
( 1 )	高度情報化推進費	△ 101,481	170,792	
ア	高度情報化推進事業費	△ 15,481	80,937	事業費の確定に伴う補正である。
イ	光ファイバ網整備推進事業費	△ 56,000	67,000	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	富士登山の観光・安全総合情報システム開発事業費	△ 30,000	21,000	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 )	電子県庁推進費	△ 13,238	664,423	
ア	電子県庁推進事業費	△ 4,971	129,329	事業費の確定に伴う補正である。
イ	しずおかデジタル・オフィス運用事業費	△ 8,267	535,094	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 )	県庁クラウド推進事業費	△ 51,017	689,409	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 )	自治体情報セキュリティ推進事業費	382,000	382,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 382,000 千円) 自治体情報セキュリティクラウドを構築する。
第 9 目	統計調査費	△ 17,663	1,561,748	
	(財源内訳) 国庫支出金 諸収入	△ 17,623 △ 40		(節内訳) ( 1) 報酬 335 ( 4) 共済費 △ 23 ( 7) 賃金 637 ( 8) 報償費 △ 309 ( 9) 旅費 2,043 (11) 需用費 △ 1,784 (12) 役務費 803 (13) 委託料 139 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,821 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 17,683
( 1 )	国の委託統計調査費	△ 17,663	1,541,132	
ア	総務省関係統計調査費	△ 18,288	1,497,212	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 生活関連統計調査費	973	82,837	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 事業所統計調査費	△ 3,564	20,385	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 統計利用事業費	△ 1,335	5,352	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 国勢調査費	△ 14,362	1,388,638	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 教育統計調査費	30	2,155	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 商工統計調査費	1,507	12,657	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 労働統計調査費	△ 138	23,103	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 農林水産統計調査費	△ 774	6,005	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 款 くらし・環境費	△ 759,315	7,239,398	
第 1 項 くらし・環境費	△ 4,817	2,515,527	
第 1 目 くらし・環境総務費	△ 9,516	2,466,567	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	183 △ 9,699		(節内訳) (2) 給料 6,358 (3) 職員手当等 21,986 (4) 共済費 △ 37,874 (19) 負担金、補助及び交付金 14
(1) 職員給与費	△ 9,516	2,466,567	くらし・環境部職員の人件費の補正である。 ・給料 6,358 一般職給 6,358 ・職員手当等 21,986 扶養手当 2,122 地域手当 2,375 住居手当 △ 737 通勤手当 6,207 管理職手当 2 特殊勤務手当 390 時間外勤務手当 177 期末手当 1,489 勤勉手当 10,747 児童手当 △ 846 単身赴任手当 60 ・共済費 △ 37,874 地方職員共済組合等負担金△ 37,874 ・負担金、補助及び交付金 14
第 2 目 くらし・環境企画費	4,699	48,960	
(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	5,000 △ 301		(節内訳) (9) 旅費 △ 94 (11) 需用費 △ 156 (12) 役務費 △ 26 (14) 使用料及び賃借料 △ 25 (19) 負担金、補助及び交付金 5,000
(1) くらし・環境企画推進費	△ 301	28,960	
ア くらし・環境企画推進費	△ 301	8,460	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 中央日本4県広域移住促進事業費	5,000	5,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 5,000 千円) 中央日本4県(静岡県、長野県、山梨県、新潟県)が合同移住イベントを開催する。

科	目	補正額	現計額	説明	
第2項	県民生活費	8,871	706,703		
第1目	県民生活費	8,871	706,703		
	(財源内訳)			(節内訳)	
	国庫支出金	11,761		(8) 報償費	182
	寄附金	△ 1,742		(9) 旅費	108
	財産収入	8		(11) 需用費	6,339
	繰入金	840		(12) 役務費	△ 1,375
	一般歳入	△ 1,996		(13) 委託料	△ 7,921
				(14) 使用料及び賃借料	△ 675
				(19) 負担金、補助及び交付金	13,947
				(25) 積立金	△ 1,734
(1)	県民生活事業費	△ 7,230	448,694		
ア	消費生活事業費	115	235,019		
(ア)	消費者行政総合推進事業費	△ 409	76,760	事業費の確定に伴う補正である。	
(イ)	消費者行政強化促進事業費	521	151,921	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 12,000 千円) 消費者被害防止のための啓発等を行う。	
(ウ)	消費者行政活性化基金積立金	3	48	基金運用益の確定に伴う補正である。	
イ	NPO推進費	△ 4,657	71,174		
(ア)	ふじのくにNPO活動基金事業費	△ 2,920	23,780	事業費の確定に伴う補正である。	
(イ)	ふじのくにNPO活動基金積立金	△ 1,737	3,900	基金運用益の確定に伴う補正である。	
ウ	ユニバーサルデザイン推進事業費	△ 2,530	7,970	事業費の確定に伴う補正である。	
エ	県民生活センター管理運営費	△ 158	99,442	事業費の確定に伴う補正である。	
(2)	防犯・交通安全対策推進費	△ 579	63,914		
ア	防犯まちづくり推進事業費	△ 349	13,151		
(ア)	防犯まちづくり推進事業費	△ 239	9,861	事業費の確定に伴う補正である。	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 子どもを犯罪から守るための防犯講座講師養成事業費	△ 110	3,290	事業費の確定に伴う補正である。
イ 交通安全対策推進費	△ 230	50,763	
(ア) 交通安全県民運動事業費	△ 130	32,770	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 交通安全対策推進事業費	△ 100	17,993	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 男女共同参画施策推進費	16,680	194,095	
ア 男女共同参画推進事業費	△ 222	4,593	事業費の確定に伴う補正である。
イ あざれあ運営・管理費	1,182	158,482	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 男女共同参画活動支援・協働事業費	△ 280	15,020	事業費の確定に伴う補正である。
エ 女性がもっと活躍できる静岡県づくり事業費	16,000	16,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 16,000 千円) 社外の女性管理職間のネットワークを構築する。
第 3 項 建築住宅費	△ 562,847	2,131,695	
第 1 目 住宅対策費	△ 30,754	112,475	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,161		(11) 需用費 △ 200
分担金及び負担金	△ 15,059		(12) 役務費 △ 700
諸収入	13		(13) 委託料 △ 13,017
一般歳入	△ 13,547		(14) 使用料及び賃借料 △ 14,388
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,449
( 1 ) 住宅行政推進費	△ 1,747	5,895	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 宅地建物等指導費	△ 11,470	10,421	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 特定優良賃貸住宅供給促進事業費	△ 2,491	1,902	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 4 ) 被災者受入支援応急住宅借上げ事業費	△ 15,046	92,454	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 建築安全推進費	△ 509,093	588,220	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	△ 126,041 △ 383,052		(節内訳) (8) 報償費 △ 71 (11) 需用費 △ 896 (12) 役務費 △ 152 (13) 委託料 △ 21,301 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,003 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 485,310 (23) 償還金、利子及び割引料 △ 360
(1) プロジェクト「TOU K A I - 0」総合支援 事業費	△ 500,000	546,000	事業費の確定に伴う補正である。
(2) がけ地近接危険住宅移 転事業費助成	△ 951	2,132	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 住宅・建築物アスベス ト改修事業費	△ 5,601	8,799	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 建築指導行政費(確認 検査)	△ 1,226	15,470	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 構造計算適合性判定事 業費	△ 1,315	1,385	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 住宅整備費	△ 23,000	1,431,000	
(財源内訳) 一般歳入	△ 23,000		(節内訳) (2) 給料 87 (3) 職員手当等 △ 63 (4) 共済費 △ 24 (28) 繰出金 △ 23,000
(1) 公営住宅等指導監督事 務費	0	6,000	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 県営住宅事業特別会計 繰出金	△ 23,000	1,425,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 環境費	△ 200,522	1,885,473	
第 1 目 環境政策費	△ 122,050	1,743,067	
(財源内訳) 国庫支出金 寄附金 諸収入 財産収入 繰入金 一般歳入	△ 9,326 5,480 779 △ 4,228 △ 17,904 △ 96,851		(節内訳) (1) 報酬 △ 1,664 (8) 報償費 △ 494 (9) 旅費 △ 1,953 (11) 需用費 △ 4,123 (12) 役務費 △ 4,372 (13) 委託料 △ 14,002

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(14) 使用料及び賃借料 △ 282 (18) 備品購入費 △ 388 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 94,860 (25) 積立金 88
( 1 ) 環境企画推進費	△ 845	42,280	
ア 地球に優しい“ふじのくに”推進事業費	△ 692	15,701	事業費の確定に伴う補正である。
イ 環境教育推進事業費	△ 20	5,980	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 静岡県・浙江省環境交流推進事業費	△ 206	1,294	事業費の確定に伴う補正である。
エ 環境関係団体事業費助成	△ 15	18,755	事業費の確定に伴う補正である。
オ 地球環境保全等に関する基金積立金	88	550	基金運用益等の確定に伴う補正である。
( 2 ) 地球環境費	△ 16,000	21,200	
ア 中小企業エコアクション21推進事業費	△ 500	3,100	事業費の確定に伴う補正である。
イ 中小企業省エネ設備整備事業費助成	△ 15,500	4,500	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 環境ふれあい費	△ 4,420	374,850	
ア 県民参加の森づくり推進事業費	△ 1,300	9,000	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県有林管理事業費	△ 2,922	38,192	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 環境緑化推進事業費	△ 198	115,458	
(ア) 緑化推進事業費	△ 198	1,158	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 自然保護費	△ 8,041	172,063	
ア 自然環境保護・保全対策事業費	△ 5,240	148,408	
(ア) 自然環境保全総合対策事業費	△ 2,374	11,220	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 野生生物保護管理推進事業費	△ 344	31,310	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 野生鳥獣緊急対策事業費	△ 2,479	83,921	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 生物多様性地域戦略策定事業費	△ 43	21,957	事業費の確定に伴う補正である。
イ 富士山浜名湖環境保全推進事業費	△ 2,801	23,655	
(ア) 富士山環境保全推進事業費	△ 2,801	20,199	事業費の確定に伴う補正である。
( 5) 廃棄物リサイクル費	△ 8,889	174,477	
ア 循環型社会形成推進事業費	△ 149	10,532	
(ア) 循環型社会形成推進事業費	△ 149	8,132	事業費の確定に伴う補正である。
イ 廃棄物適正処理推進事業費	△ 2,814	109,871	
(ア) 産業廃棄物適正処理・不法投棄対策事業費	△ 2,814	47,186	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 海岸漂着物等対策事業費助成	△ 5,926	54,074	事業費の確定に伴う補正である。
( 6) 生活環境費	△ 9,863	183,529	
ア 環境保全推進事業費	△ 3,073	8,631	
(ア) 環境影響評価審査指導費	△ 2,728	7,062	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 公害紛争処理事業費	△ 345	1,569	事業費の確定に伴う補正である。
イ 大気環境保全対策事業費	△ 4,395	129,213	
(ア) 大気汚染・騒音等防止対策事業費	△ 1,467	63,833	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ダイオキシン類等化学物質対策事業費	△ 815	10,539	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 大気汚染自動測定器整備事業費	△ 350	14,827	事業費の確定に伴う補正である。



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(エ) 微小粒子状物質 (PM 2.5) 常時監視体制整備事業費	△ 1,763	16,237	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 水質調査事業費	△ 2,395	45,685	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 水利用費	△ 73,992	774,668	
ア 水資源対策事業費	△ 504	14,358	
(ア) 水資源企画調整事業費	△ 74	4,886	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 地下水観測・調査事業費	△ 430	5,370	事業費の確定に伴う補正である。
イ 長島ダム対策事業費	△ 70,770	750,236	
(ア) 長島ダム管理費等助成	△ 70,770	369,416	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 水道指導事業費	△ 2,718	10,074	
(ア) 水道維持管理指導事業費	△ 118	4,074	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 簡易水道等施設整備費助成	△ 2,600	6,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 環境衛生科学研究所費	△ 78,472	142,406	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 2		(7) 賃金 △ 502
諸収入	△ 78,085		(8) 報償費 △ 63
一般歳入	△ 385		(9) 旅費 △ 1,138
			(11) 需用費 △ 20,389
			(12) 役務費 △ 408
			(13) 委託料 △ 43,146
			(14) 使用料及び賃借料 △ 700
			(18) 備品購入費 △ 11,858
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 268
(1) 環境衛生科学研究所運営費	△ 78,472	142,406	
ア 環境衛生科学研究所運営費	△ 78,472	142,406	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 款 文化・観光費	△ 383,154	9,315,349	
第 1 項 文化・観光費	92,361	2,291,427	
第 1 目 文化・観光総務費	92,943	2,252,105	
(財源内訳) 一般歳入	92,943		(節内訳) (2) 給料 61,965 (3) 職員手当等 44,262 (4) 共済費 △ 17,194 (19) 負担金、補助及び交付金 3,910
(1) 職員給与費	92,943	2,252,105	文化・観光部職員の人件費の補正である。 ・給料 61,965 一般職給 61,965 ・職員手当等 44,262 扶養手当 1,827 住居手当 2,796 通勤手当 7,904 管理職手当 464 休日勤務手当 △ 136 夜間勤務手当 43 期末手当 12,463 勤勉手当 15,225 地域手当 4,980 児童手当 △ 590 単身赴任手当 △ 714 ・共済費 △ 17,194 地方職員共済組合等負担金△ 17,194 ・負担金、補助及び交付金 3,910
第 2 目 文化・観光企画費	△ 582	39,322	
(財源内訳) 一般歳入	△ 582		(節内訳) (9) 旅費 △ 51 (11) 需用費 △ 75 (12) 役務費 △ 433 (14) 使用料及び賃借料 △ 23
(1) 文化・観光企画推進費	△ 582	39,322	
ア 文化・観光企画推進費	△ 582	15,022	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 文化費	△ 94,345	2,990,457	
第 1 目 文化事業費	△ 7,216	1,501,786	
(財源内訳) 一般歳入	△ 7,216		(節内訳) (9) 旅費 △ 173 (11) 需用費 △ 164

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(12) 役務費 △ 38 (14) 使用料及び賃借料 △ 96 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 6,745
( 1 ) 文化振興事業費	△ 7,216	172,106	
ア 文化振興推進事業費	△ 515	25,467	事業費の確定に伴う補正である。
イ ふじのくに芸術回廊創出事業費	△ 6,500	73,700	事業費の確定に伴う補正である。
ウ ふじのくに芸術祭等開催事業費	△ 184	55,016	事業費の確定に伴う補正である。
エ オリンピック文化プログラム推進事業費	△ 17	13,983	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 世界遺産推進費	△ 70,670	410,581	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	3,553		( 1 ) 報酬 △ 647
寄附金	△ 31,014		( 4 ) 共済費 △ 408
諸収入	△ 5,438		( 9 ) 旅費 △ 626
繰入金	△ 32,540		(11) 需用費 △ 576
一般歳入	△ 5,231		(12) 役務費 △ 70
			(13) 委託料 △ 5,750
			(14) 使用料及び賃借料 △ 102
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 31,477
			(25) 積立金 △ 31,014
( 1 ) 世界遺産推進費	△ 70,670	410,581	
ア 「富士山」後世への継承推進事業費	△ 42,680	191,520	事業費の確定に伴う補正である。
イ 富士山世界遺産センター（仮称）開館準備費	△ 259	21,341	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 富士山世界遺産センター（仮称）整備事業費	△ 67	112,933	事業費の確定に伴う補正である。
エ 富士山後世継承基金積立金	△ 31,014	59,637	寄附金等の確定に伴う補正である。
オ 「韮山反射炉」後世への継承推進事業費	3,350	25,150	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 3,553 千円) 韮山反射炉を含む資産全体の世界遺産としての価値の理解促進などを図るための世界遺産ガイドアプリを継続して開発する。

科	目	補正額	現計額	説明
第3目	美術館費	△ 11,888	457,261	
	(財源内訳)			(節内訳)
	使用料及び手数料	△ 1,912		(8) 報償費 △ 200
	諸収入	△ 5,152		(9) 旅費 △ 307
	財産収入	△ 3,183		(11) 需用費 △ 1,764
	一般歳入	△ 1,641		(12) 役務費 △ 2,253
				(13) 委託料 △ 4,597
				(14) 使用料及び賃借料 △ 117
				(25) 積立金 △ 2,650
(1)	美術館運営事業費	△ 9,238	456,746	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	美術博物館建設基金積立金	△ 2,650	515	基金運用益の確定に伴う補正である。
第4目	地球環境史ミュージアム費	△ 4,571	620,829	
	(財源内訳)			(節内訳)
	使用料及び手数料	△ 31		(9) 旅費 △ 840
	諸収入	1,143		(11) 需用費 △ 528
	繰入金	△ 3,019		(12) 役務費 △ 105
	県債	51,000		(13) 委託料 672
	一般歳入	△ 53,664		(14) 使用料及び賃借料 △ 71
				(15) 工事請負費 △ 1,999
				(18) 備品購入費 △ 1,700
(1)	ふじのくに地球環境史ミュージアム整備事業費	△ 4,571	620,829	事業費の確定に伴う補正である。
第3項	観光交流費	△ 51,971	1,790,424	
第1目	観光費	△ 46,697	1,648,698	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 59,000		(8) 報償費 △ 101
	使用料及び手数料	143		(9) 旅費 △ 2,444
	諸収入	13,702		(11) 需用費 △ 252
	一般歳入	△ 1,542		(12) 役務費 △ 99
				(13) 委託料 △ 33,641
				(14) 使用料及び賃借料 △ 160
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 10,000
(1)	観光交流推進費	△ 46,590	1,544,416	
ア	観光施策推進費	△ 208	10,075	事業費の確定に伴う補正である。
イ	観光交流促進事業費	△ 46,182	434,541	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 魅力ある観光地づくり 推進事業費	△ 23	47,277	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 伊豆半島ジオパーク推 進事業費	△ 19	13,881	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 国内誘客推進事業費	△ 54	134,946	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 海外誘客推進事業費	△ 171	101,429	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) おもてなし推進事業費	△ 6	87,794	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 富士山ナビゲーター設 置事業費	△ 1,630	11,870	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 静岡型外国人向け地域 資源活用ツーリズム事 業費	△ 44,000	15,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ク) 日本平山頂施設整備検 討事業費	△ 3	2,997	事業費の確定に伴う補正である。
(ケ) 交流促進総合推進費	△ 159	2,964	事業費の確定に伴う補正である。
(コ) グリーン・ツーリズム 推進事業費	△ 117	4,483	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 観光施設整備事業費	△ 200	1,099,800	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) プラサヴェルデ管理運 営事業費	△ 107	104,282	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 スポーツ交流費	△ 5,274	141,726	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 7,000		( 8 ) 報償費 △ 200
一般歳入	1,726		( 9 ) 旅費 △ 1,773
			(11) 需用費 △ 103
			(12) 役務費 △ 192
			(13) 委託料 △ 3,000
			(14) 使用料及び賃借料 △ 6
( 1 ) スポーツ交流推進事業 費	△ 274	139,726	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) サイクルスポートによ る交流促進事業費	△ 5,000	2,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 4 項 空港振興費	△ 329,199	2,243,041	

科	目	補正額	現計額	説明
第1目	空港管理費	△ 8,000	670,300	(節内訳)
	(財源内訳)			(9) 旅費 △ 108
	使用料及び手数料	7,070		(11) 需用費 △ 327
	諸収入	△ 2,385		(12) 役務費 △ 231
	一般歳入	△ 12,685		(13) 委託料 △ 7,193
				(14) 使用料及び賃借料 △ 141
(1)	空港管理運営事業費	△ 8,000	670,300	事業費の確定に伴う補正である。
第2目	空港政策費	△ 288,012	773,928	(節内訳)
	(財源内訳)			(1) 報酬 △ 1,884
	国庫支出金	15,300		(4) 共済費 △ 486
	諸収入	△ 20,332		(8) 報償費 △ 850
	財産収入	△ 34,411		(9) 旅費 △ 292
	繰入金	△ 179,000		(11) 需用費 △ 163
	県債	△ 25,000		(12) 役務費 △ 141
	一般歳入	△ 44,569		(13) 委託料 △ 2,193
				(14) 使用料及び賃借料 △ 13
				(15) 工事請負費 △ 38,600
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 188,295
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 1,000
				(25) 積立金 △ 54,095
(1)	空港行政費	△ 3,656	11,689	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	空港新運営体制構築事業費	△ 38,734	63,766	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	航空保安関係事業費	△ 9,295	68,205	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(4)	空港周辺地域振興推進事業費	△ 182,232	532,268	
ア	空港隣接地域賑わい空間創生事業費	△ 179,000	437,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ	空港周囲部環境保全対策事業費	△ 3,232	95,268	事業費の確定に伴う補正である。
(5)	静岡県空港建設基金積立金	△ 54,095	4,000	基金運用益の確定等に伴う補正である。
第3目	空港利用促進費	△ 33,187	798,813	(節内訳)
	(財源内訳)			(1) 報酬 △ 1,952
	一般歳入	△ 33,187		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			( 4) 共済費 △ 586 ( 9) 旅費 △ 664 (11) 需用費 △ 215 (12) 役務費 △ 278 (14) 使用料及び賃借料 △ 92 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 29,400
( 1) 空港企画広報推進事業費	△ 2,767	11,633	事業費の確定に伴う補正である。
( 2) 富士山静岡空港利用促進事業費	△ 30,420	787,180	
ア 空港競争力強化事業費	△ 29,894	377,106	事業費の確定に伴う補正である。
イ 空港定期便拡充促進事業費	△ 262	262,338	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 航空物流推進事業費	△ 132	15,468	事業費の確定に伴う補正である。
エ 空港アクセス向上事業費	△ 132	132,268	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 6 款 健康福祉費	△ 5,311,316	224,622,052	
第 1 項 健康福祉費	△ 160,696	9,902,192	
第 1 目 健康福祉総務費	△ 130,623	9,607,790	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	3,752 5,630 △ 140,005		(節内訳) (2) 給料 58,959 (3) 職員手当等 44,387 (4) 共済費 △ 234,249 (19) 負担金、補助及び交付金 280
( 1 ) 職員給与費	△ 130,623	9,607,790	健康福祉部職員の人件費の補正である。 ・給料 58,959 一般職給 58,959 ・職員手当等 44,387 扶養手当 △ 480 地域手当 9,865 住居手当 4,959 通勤手当 △ 444 管理職手当 643 初任給調整手当 △ 2,998 特殊勤務手当 8,012 時間外勤務手当 802 休日勤務手当 △ 4,179 夜間勤務手当 45 宿日直手当 △ 1,603 期末手当 △ 1,630 勤勉手当 33,812 児童手当 △ 2,555 単身赴任手当 138 ・共済費 △ 234,249 地方職員共済組合等負担金△ 234,249 ・負担金、補助及び交付金 280
第 2 目 健康福祉企画費	△ 30,073	294,402	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 財産収入 一般歳入	△ 6,285 9 234 △ 24,031		(節内訳) (1) 報酬 △ 1,263 (4) 共済費 31 (8) 報償費 △ 233 (9) 旅費 △ 2,581 (11) 需用費 △ 1,387 (12) 役務費 △ 1,509 (13) 委託料 △ 23,041 (14) 使用料及び賃借料 △ 200 (18) 備品購入費 △ 100 (19) 負担金、補助及び交付金 210
( 1 ) 健康福祉推進費	△ 3,508	137,664	



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 健康福祉企画推進事業費	△ 890	35,025	
(ア) 健康福祉企画推進費	△ 890	14,225	事業費の決定に伴う補正である。
イ 保健・医療・福祉総合情報ネットワーク運営事業費	△ 800	94,400	事業費の決定に伴う補正である。
ウ 保健統計事業費	△ 1,818	8,239	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 2 ) 健康福祉センター運営事業費	△ 4,565	153,738	
ア 健康福祉センター運営費	△ 4,565	136,238	事業費の決定に伴う補正である。
( 3 ) 医療水準向上のための体制整備推進事業費	△ 22,000	3,000	事業費の決定に伴う補正である。
第 2 項 福祉長寿費	△ 611,147	55,018,759	
第 1 目 地域福祉費	145,751	3,118,264	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	249,502		( 8 ) 報償費 △ 130
諸収入	△ 110,517		( 9 ) 旅費 26
財産収入	△ 801		(11) 需用費 △ 371
繰入金	△ 15,032		(12) 役務費 72
一般歳入	22,599		(13) 委託料 △ 12,002
			(14) 使用料及び賃借料 △ 203
			(19) 負担金、補助及び交付金 268,876
			(21) 貸付金 △ 110,517
( 1 ) 地域福祉推進費	165,994	2,840,830	
ア 地域福祉活動費	△ 5,086	704,331	
(ア) 地域福祉活動団体活動促進事業費助成	0	173,975	財源更正に伴う補正である。
(イ) 福祉サービス利用推進事業費	5,177	73,730	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 民生委員・児童委員活動推進費助成	△ 530	317,855	事業費の決定に伴う補正である。
(エ) 総合社会福祉会館管理運営事業費	△ 5,233	114,967	事業内容の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(オ) 成年後見推進事業費	△ 4,500	4,200	事業費の決定に伴う補正である。
イ 低所得者更正援護費	291,970	356,124	
(ア) 生活福祉資金貸付推進事業費助成	291,970	355,364	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 112,500 千円) 教育支援資金の貸付原資を積み増す。
ウ 社会福祉施設等指導費	△ 6,350	676,828	
(ア) 社会福祉推進事業費	140	7,469	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業費助成	△ 6,490	662,753	補助単位金額の確定等に伴う補正である。
エ 社会福祉施設整備費	△ 114,540	1,103,547	
(ア) 民間社会福祉施設整備償還金助成事業費	△ 4,023	1,064,064	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 民間社会福祉施設整備資金貸付金	△ 77,917	22,083	新規貸付事業費の減に伴う補正である。
(ウ) 社会福祉施設緊急耐震化整備資金貸付金	△ 32,600	17,400	新規貸付事業費の減に伴う補正である。
( 2 ) 福祉人材確保事業費	△ 10,982	159,223	
ア 福祉人材確保対策事業費	△ 10,982	112,018	事業費の決定に伴う補正である。
( 3 ) 人権・同和対策等事業費	△ 9,261	118,211	
ア 人権同和対策事業推進費	△ 2,646	75,006	
(ア) 隣保館運営費助成	△ 2,646	58,546	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 人権問題啓発事業費	△ 6,615	43,205	
(ア) 人権啓発活動事業費	△ 6,615	27,593	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 生活保護費	△ 373,242	3,795,179	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 161,628		( 1 ) 報酬 △ 3,510
諸収入	22,163		( 4 ) 共済費 △ 1,008
繰入金	△ 179,000		( 8 ) 報償費 △ 211
一般歳入	△ 54,777		( 9 ) 旅費 △ 231

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(11) 需用費 △ 26 (12) 役務費 △ 138 (14) 使用料及び賃借料 △ 32 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 178,998 (20) 扶助費 △ 189,088
( 1 ) 生活援護推進費	△ 373,242	3,795,179	
ア 社会福祉統計調査費	88	1,180	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 生活援護事業費	△ 373,330	3,793,999	
(ア) 生活保護費	△ 188,418	3,648,582	被保護人員の変動等に伴う補正である。
(イ) 要保護世帯法外援護等事業費	△ 894	4,106	行旅病人及び行旅死亡人の取扱件数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 離職者等緊急住まい対策事業費助成	△ 179,000	32,500	事業費の決定に伴う補正である。
(エ) 生活困窮者自立支援事業費	△ 500	38,300	事業費の決定に伴う補正である。
(オ) 生活困窮世帯学習支援事業費	△ 4,518	12,682	事業費の決定に伴う補正である。
第 3 目 長寿社会費	△ 383,656	48,045,422	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	7,327		( 4 ) 共済費 50
諸収入	612,717		( 7 ) 賃金 200
財産収入	△ 11,000		( 8 ) 報償費 △ 680
繰入金	△ 371,583		( 9 ) 旅費 △ 1,551
一般歳入	△ 621,117		(11) 需用費 △ 748
			(12) 役務費 △ 366
			(13) 委託料 △ 83,566
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,292
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 348,109
			(21) 貸付金 65,220
			(23) 償還金、利子及び割引料 △ 1,814
			(25) 積立金 △ 11,000
( 1 ) 高齢者健康いきいき県づくり推進費	73,315	1,425,042	
ア 高齢社会総合対策費	△ 1,065	35,771	
(ア) 高齢社会総合対策推進費	△ 1,065	18,611	事業費の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 地域包括ケア推進事業費	0	13,460	財源更正に伴う補正である。
イ 元気高齢者対策費	22,225	239,379	
(ア) 長寿者元気応援事業費	△ 3,275	5,525	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 健康長寿の3要素実践促進事業費（農・食連携）	25,500	25,500	国の補正予算に伴う補正である。 （国の補正予算分 25,500千円） 市町の介護予防事業等と連携した健康長寿3要素の実践促進を行う。
ウ 介護予防推進費	58,611	1,113,408	
(ア) 介護予防施策推進事業費	0	20,797	財源更正に伴う補正である。
(イ) 地域支援事業費県交付金	58,611	1,092,611	事業費の決定に伴う補正である。
エ 認知症総合対策推進事業費	△ 6,456	36,484	事業費の決定に伴う補正である。
( 2) 介護保険制度推進費	△ 456,971	46,620,380	
ア 介護サービス推進事業費	△ 371,423	6,616,441	
(ア) 介護サービス向上促進事業費	△ 1,200	5,664	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 介護保険関連施設整備事業費助成	△ 368,409	1,665,591	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 介護基盤緊急整備基金返還金	△ 1,814	4,898,186	基金返還額の確定に伴う補正である。
イ 介護保険事業費	△ 68,327	39,879,460	
(ア) 介護給付費県負担金	△ 31,861	39,038,139	市町の介護給付費執行見込額の変更に伴う補正である。
(イ) 軽費老人ホーム事務費助成	△ 9,509	650,747	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 介護保険制度施行運営費	△ 3,810	64,221	事業費の決定に伴う補正である。
(エ) 介護保険財政安定化基金繰出金	△ 11,000	17,500	基金運用益の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(オ) 介護保険低所得者利用者負担金助成	△ 12,147	108,853	事業費の決定に伴う補正である。
ウ 介護人材確保対策事業費	△ 17,221	124,479	
(ア) 介護のしごと魅力向上応援事業費	△ 2,460	45,540	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 介護事業所キャリアパス制度導入促進事業費	△ 7,581	5,919	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 介護福祉士修学資金貸付事業費	△ 7,180	68,020	事業費の決定に伴う補正である。
第 3 項 こども未来費	99,353	34,130,518	
第 1 目 こども未来費	99,353	34,130,518	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	1,533,759		( 1) 報酬 △ 3,585
使用料及び手数料	△ 3		( 4) 共済費 △ 1,128
諸収入	7,900		( 8) 報償費 △ 4,924
財産収入	△ 18,799		( 9) 旅費 28
繰入金	△ 944,008		(11) 需用費 △ 3,769
一般歳入	△ 479,496		(12) 役務費 △ 1,260
			(13) 委託料 △ 42,839
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,393
			(18) 備品購入費 700
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,343,019
			(20) 扶助費 41,625
			(25) 積立金 1,458,911
			(27) 公課費 6
( 1) 少子化対策推進費	△ 10,515	150,485	
ア ふじのくに少子化対策特別推進事業費	△ 10,515	144,485	事業費の決定に伴う補正である。
( 2) 保育サービス推進費	△ 1,261,268	11,351,672	
ア 質の高い保育の確保推進費	△ 280,154	6,788,986	
(ア) 保育士登録制度事業費	1,312	8,152	申請件数の変動に伴う補正である。
(イ) 保育士等確保対策事業費	△ 10,126	13,174	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 保育体制強化事業費助成	△ 4,340	9,060	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(エ) 子ども・子育て支援給付費負担金	△ 267,000	6,756,000	保育所等入所児童数の変動等に伴う補正である。
イ 保育サービス推進費	△ 981,114	4,562,686	
(ア) 保育対策等促進事業費助成	△ 1,214	234,786	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(イ) 多様な保育推進事業費助成	1,900	653,900	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 保育所等整備事業費助成	△ 406,572	1,894,428	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(エ) 認定こども園等整備事業費助成	△ 413,824	1,649,176	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(オ) 年度途中入所サポート事業費助成	△ 41,736	50,764	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(カ) 待機児童解消加速化プラン推進事業費	△ 116,743	73,257	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(キ) 0～2歳児受入対応緊急支援事業費助成	△ 2,925	2,875	実施か所数の変動等に伴う補正である。
( 3) 地域における子育て支援推進費	1,178,093	14,816,296	
ア 地域における子育て支援推進費	1,364,307	2,360,040	
(ア) しずおかふじさんっこ推進事業費	△ 1,232	25,068	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) ファミリーサポートセンター支援事業費	0	1,232	財源更正に伴う補正である。
(ウ) 子育て支援事業費助成	△ 73,000	800,000	事業費の決定に伴う補正である。
(エ) 子育て支援員養成事業費	△ 20,372	4,728	事業費の決定に伴う補正である。
(オ) 安心こども基金積立金	1,458,911	1,529,012	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,500,000 千円)
イ 放課後児童対策費	9,786	1,052,386	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 放課後児童クラブ運営 費助成	59,439	935,439	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 子育て支援施設整備費 助成	△ 31,620	102,880	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 放課後児童指導員資質 向上研修事業費	△ 18,033	14,067	事業費の決定に伴う補正である。
ウ 子育て家庭の経済的支 援費	△ 196,000	11,401,000	
(ア) 児童手当給付費負担金	△ 200,000	9,300,000	支給対象児童数の変動に伴う補正である。
(イ) こども医療費助成	4,000	2,101,000	給付件数の変動等に伴う補正である。
( 4) 母子保健推進費	△ 85,187	1,139,525	
ア 子育て支援活動等推進 費	536	30,411	乳幼児栄養調査等に要する経費の補正である。
イ 未熟児養育医療扶助費	309	47,915	給付件数の変動等に伴う補正である。
ウ 身体障害児育成医療等 扶助費	△ 3,147	37,144	給付件数の変動等に伴う補正である。
エ 小児慢性特定疾病医療 費	△ 88,000	509,000	給付件数の変動等に伴う補正である。
オ 小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付事業 費助成	615	1,294	給付件数の変動等に伴う補正である。
カ 不妊治療費助成	10,000	386,000	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 10,000 千円) 不妊に悩む夫婦に対して、男性不妊治療費助成 の拡充等により、経済的負担の軽減を図る。
キ 男性不妊治療費助成	△ 5,500	4,500	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 △2,500 千円) 県単独事業であった男性不妊治療費助成が国庫 事業で措置されたため、制度を統合する。
( 5) 要保護児童等対応推進 費	278,230	6,672,540	
ア 児童虐待防止対策費	398,371	5,199,429	
(ア) 児童相談所等活動推進 費	0	44,156	財源更正に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 児童家庭支援センター 運営費助成	507	38,487	事業費の決定等に伴う補正である。
(ウ) 児童虐待防止対策事業 費	△ 420	34,380	事業費の決定等に伴う補正である。
(エ) 一時保護児童収容費	16,549	98,631	一時保護児童数の変動等に伴う補正である。
(オ) 児童入所措置費	381,735	4,975,175	措置児童数の変動等に伴う補正である。
イ 社会的養護体制推進費	△ 41,479	272,930	
(ア) 県立児童福祉施設運営 費	△ 15,187	193,698	入所児童数の変動等に伴う補正である。
(イ) 被措置児童等支援事業 費	818	8,380	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 社会的養護入所者環境 改善事業費	△ 18,320	13,480	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,960 千円) 児童養護施設等の入所者の生活向上のため、学 習環境改善等を行う。
(エ) 施設で暮らすこどもの 大学等修学支援事業費	△ 8,790	1,210	事業費の決定に伴う補正である。
ウ DV防止対策費	1,309	95,252	
(ア) 婦人一時保護所・婦人 保護施設運営費	1,309	84,520	入所者数の変動等に伴う補正である。
エ ひとり親家庭自立支援 推進費	△ 79,971	1,104,929	
(ア) ひとり親家庭対策総合 支援事業費	△ 1,560	32,140	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) ひとり親家庭就学支援 事業費	△ 15,750	5,250	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 児童扶養手当給付費	△ 57,661	739,539	支給対象者数の変動等に伴う補正である。
(エ) 母子家庭等医療費助成	△ 5,000	253,000	給付件数の変動等に伴う補正である。
第 4 項 障害者支援費	△ 477,331	18,056,188	
第 1 目 障害者支援費	△ 477,331	18,056,188	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 130,641		(節内訳) (1) 報酬 △ 3,667



科	目	補正額	現計額	説	明
	諸収入	158,744		(4) 共済費	△ 2,681
	財産収入	18		(8) 報償費	△ 5,898
	繰入金	△ 12,277		(9) 旅費	△ 3,148
	県債	△ 22,000		(11) 需用費	△ 6,884
	一般歳入	△ 471,175		(12) 役務費	△ 471
				(13) 委託料	△ 84,845
				(14) 使用料及び賃借料	△ 575
				(15) 工事請負費	△ 26,941
				(18) 備品購入費	△ 318
				(19) 負担金、補助及び交付金	△ 384,196
				(20) 扶助費	42,826
				(25) 積立金	18
				(27) 公課費	△ 57
				(28) 繰出金	△ 494
(1)	障害者支援体制整備費	△ 463,055	17,882,665		
ア	障害者相談・支援推進費	△ 28,491	336,762		
(ア)	障害者福祉推進事業費	△ 862	113,948		事業費の決定に伴う補正である。
(イ)	障害児・者虐待防止対策事業費	△ 104	3,496		事業費の決定に伴う補正である。
(ウ)	高次脳機能障害者地域基盤整備事業費	△ 797	9,999		事業費の決定に伴う補正である。
(エ)	地域生活定着支援センター事業費	△ 750	18,000		事業費の決定に伴う補正である。
(オ)	自殺総合対策事業費	△ 20,403	79,597		事業費の決定に伴う補正である。
(カ)	地域自殺対策緊急強化基金積立金	18	27		基金運用益の確定に伴う補正である。
(キ)	ひきこもり対策推進事業費	△ 2,778	18,950		事業費の決定に伴う補正である。
(ク)	摂食障害治療支援センター設置運営事業費	△ 1,421	4,579		事業費の決定に伴う補正である。
(ケ)	てんかん地域診療連携体制整備事業費	△ 1,394	1,706		事業費の決定に伴う補正である。
イ	障害者生活支援推進費	△ 438,623	12,370,169		
(ア)	障害者総合支援法関連事業費	△ 208,054	11,504,177		国庫支出金の決定等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 障害児者ライフサポート事業費助成	△ 5,000	19,000	利用件数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 在宅重症心身障害児(者)等利用施設医療支援事業費	△ 571	4,567	対象施設数の変動等に伴う補正である。
(エ) 重症心身障害児施設等援護費	△ 56	5,500	措置人員の変動等に伴う補正である。
(オ) 県立障害児(者)施設運営費	△ 36,537	213,524	利用人員の変動等に伴う補正である。
(カ) 県立障害者施設整備事業費	△ 28,077	84,523	事業費の決定に伴う補正である。
(キ) 障害者施設等整備費助成	△ 160,328	520,172	事業費の決定に伴う補正である。
ウ 発達障害支援推進費	△ 9,783	57,017	
(ア) 発達障害者支援センター運営費	△ 3,448	29,852	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 東部地域発達障害者支援体制強化事業費	△ 835	27,165	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 発達障害者成人期支援事業費	△ 5,500	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 医療保護対策推進費	67,000	2,162,316	
(ア) 精神障害者措置・通院医療費負担金	67,000	2,057,000	措置入院者及び通院者の変動等に伴う補正である。
オ 障害者(児)手当等給付費事業費	△ 53,158	2,956,401	
(ア) 身体障害児(者)援護費負担金	11,336	934,336	受給件数の変動等に伴う補正である。
(イ) 特別障害者手当等給付費事業費	1,000	64,000	受給者数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 重度障害者(児)医療費助成	△ 65,000	1,830,000	受給件数の変動等に伴う補正である。
(エ) 心身障害者扶養共済事業特別会計繰出金	△ 494	126,555	保険料納付金等の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 2 ) 自立と社会参加促進費	△ 14,276	173,523	
ア 地域生活移行促進費	△ 5,676	5,824	
(ア) 精神障害者地域移行支援事業費	△ 5,676	5,824	事業費の決定に伴う補正である。
イ 雇用・就労対策推進費	△ 2,912	77,888	
(ア) 障害者働く幸せ創出事業費	△ 2,912	73,088	事業費の決定に伴う補正である。
ウ 社会参加促進費	△ 5,688	89,811	
(ア) 障害者スポーツ振興事業費助成	△ 5,688	38,762	事業費の決定に伴う補正である。
第 5 項 医療健康費	△ 4,145,479	107,123,801	
第 1 目 医務福祉費	△ 1,760,117	19,823,001	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 713,405		( 1 ) 報酬 △ 7,470
諸収入	3,102		( 4 ) 共済費 △ 200
財産収入	4,381		( 8 ) 報償費 △ 408
繰入金	△ 1,142,475		( 9 ) 旅費 △ 3,526
一般歳入	88,280		(11) 需用費 △ 9,071
			(12) 役務費 △ 5,741
			(13) 委託料 △ 78,992
			(14) 使用料及び賃借料 △ 10,083
			(18) 備品購入費 △ 5,697
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 3,090,136
			(20) 扶助費 △ 1,669,950
			(21) 貸付金 △ 229,816
			(25) 積立金 3,350,973
( 1 ) 医療従事者確保対策推進費	△ 475,676	1,722,144	
ア 医師確保対策推進費	△ 350,535	1,101,493	
(ア) ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ運営事業費	△ 306,016	1,048,583	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 県立病院医師派遣事業費	△ 6,580	26,315	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 専門医認定支援事業費助成	△ 6,732	1,468	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	(エ) 医療従事者確保支援事業費助成	△ 5,469	5,741	事業費の決定に伴う補正である。
	(オ) 指導医確保支援事業費助成	△ 25,738	4,262	事業費の決定に伴う補正である。
イ	看護職員確保対策推進費	△ 125,141	620,651	
	(ア) 看護職員確保対策事業費	△ 5,725	116,275	事業費の決定に伴う補正である。
	(イ) 看護職員指導者等養成事業費	△ 5,488	10,777	事業費の決定に伴う補正である。
	(ウ) 医療関係人材養成事務費	△ 358	4,334	事業費の決定に伴う補正である。
	(エ) 外国人看護師定着支援事業費	△ 1,704	1,090	国庫補助金の決定に伴う補正である。
	(オ) 病院内保育所運営費助成	△ 47,728	173,054	事業費の決定に伴う補正である。
	(カ) 医療勤務環境改善支援センター事業費	△ 2,748	3,509	事業費の決定に伴う補正である。
	(キ) 看護職員就労環境改善事業費	△ 13,746	3,592	事業費の決定に伴う補正である。
	(ク) 看護職員養成所運営費助成	△ 4,694	139,798	事業費の決定に伴う補正である。
	(ケ) 県立看護専門学校運営費	△ 4,944	81,865	事業費の決定に伴う補正である。
	(コ) 病院内保育所施設・設備整備費助成	△ 4,057	500	事業費の決定に伴う補正である。
	(サ) 医療従事者養成所施設・設備整備費助成	△ 2,933	4,273	事業費の決定に伴う補正である。
	(シ) 看護職員修学資金貸付金	△ 31,016	66,584	事業費の決定に伴う補正である。
( 2 )	医療提供体制確保対策推進費	725,212	12,156,770	
ア	救急医療対策推進費	△ 313,106	1,019,686	

科	目	補正額	現計額	説明
	(ア) 救急医療施設運営費等助成	△ 325,698	490,628	事業費の決定に伴う補正である。
	(イ) ドクターヘリ運航事業費助成	47,381	484,757	ドクターヘリの消防・救急無線のデジタル化整備等に伴う補正である。
	(ウ) ドクターヘリ夜間運航検討事業費	△ 4,332	668	事業費の決定に伴う補正である。
	(エ) 救急救命士病院実習受入促進事業費助成	△ 8,359	5,331	事業費の決定に伴う補正である。
	(オ) 緊急医療施設等運営費	△ 22,098	35,302	事業費の決定に伴う補正である。
イ	災害医療対策推進費	△ 14,153	250,285	
	(ア) 災害医療救護推進事業費	△ 7,454	3,846	事業費の決定に伴う補正である。
	(イ) 医療関係対策事業費(国行)	△ 6,502	1,678	事業費の決定に伴う補正である。
	(ウ) 医療施設耐震化臨時特例事業費助成	△ 197	239,803	事業費の決定に伴う補正である。
ウ	周産期医療対策推進費	△ 202,379	564,706	
	(ア) 小児救急医療対策事業費助成	△ 6,574	95,680	事業費の決定に伴う補正である。
	(イ) 周産期医療体制整備支援事業費	△ 61,134	249,853	事業費の決定に伴う補正である。
	(ウ) 小児救命救急センター運営事業費等助成	△ 43,028	33,816	事業費の決定に伴う補正である。
	(エ) 小児救急電話相談事業費	△ 13,915	66,085	事業費の決定に伴う補正である。
	(オ) 産科医療確保事業費	△ 27,728	94,272	事業費の決定に伴う補正である。
	(カ) 産科医療施設等整備事業費助成	△ 50,000	25,000	事業費の決定に伴う補正である。
エ	へき地医療対策推進費	△ 7,584	159,310	
	(ア) へき地医療対策事業費助成	△ 7,584	13,516	事業費の決定に伴う補正である。
オ	医療連携推進費	3,326,155	8,625,965	

科	目	補正額	現計額	説明
	(ア) 中東遠地域医療再生支援センター運営費助成	△ 2,078	4,042	事業費の決定に伴う補正である。
	(イ) 医療人材確保・在宅医療体制強化推進事業費	△ 10,150	169,011	事業費の決定に伴う補正である。
	(ウ) 医療連携体制推進事業費	△ 9,590	6,130	事業費の決定に伴う補正である。
	(エ) 医療介護総合確保連携推進事業費	0	23,600	財源更正に伴う補正である。
	(オ) 退院支援機能強化推進事業費助成	△ 3,000	0	事業費の決定に伴う補正である。
	(カ) 地域医療再生基金積立金	1,091	2,650	基金運用益の確定に伴う補正である。
	(キ) 地域医療介護総合確保基金積立金	3,349,882	8,349,882	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 3,901,000 千円) 介護保険関連施設の整備及び介護人材の確保を促進するため、基金の積み増しを行う。
カ	医療関係対策事業費	△ 15,485	83,871	
	(ア) 救急医療情報センター運営事業費	△ 14,120	70,603	事業費の決定に伴う補正である。
	(イ) 医療関係対策事業費(県行)	△ 1,180	7,065	事業費の決定に伴う補正である。
	(ウ) 医療安全相談体制づくり推進事業費	△ 185	3,523	事業費の決定に伴う補正である。
キ	医療機関整備充実費	△ 2,048,236	1,452,947	
	(ア) 医療施設設備等整備事業費助成	△ 741,621	161,565	事業費の決定に伴う補正である。
	(イ) 3次医療圏再生事業費助成	△ 46,829	1,033,168	事業費の決定に伴う補正である。
	(ウ) 医療施設等スプリンクラー等整備事業費助成	△ 905,451	194,549	事業費の決定に伴う補正である。
	(エ) 病床機能分化促進事業費助成	△ 354,335	63,665	事業費の決定に伴う補正である。
( 3 )	難病・感染症等対策推進費	△ 2,009,653	5,944,087	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア がん総合対策推進事業費	△ 264,626	409,162	
(ア) がん総合対策推進事業費	△ 17,196	186,592	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) がん医療均てん化推進事業費助成	△ 247,430	222,570	事業費の決定に伴う補正である。
イ 難病・原爆被爆者等対策費	△ 1,687,223	4,657,665	
(ア) 難病医療費等事業費助成	△ 1,652,750	4,176,050	患者医療費の変動等に伴う補正である。
(イ) 難病等対策推進事業費	△ 25,925	129,392	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 難病患者支援推進事業費	△ 1,548	19,203	事務費の決定に伴う補正である。
(エ) 難病患者介護家族リフレッシュ事業費助成	△ 7,000	15,000	利用者数の変動等に伴う補正である。
ウ 感染症対策事業費	△ 57,804	877,260	
(ア) 感染症患者入院医療費負担金	△ 5,922	28,078	患者医療費の変動等に伴う補正である。
(イ) 感染症指定医療機関運営費助成	△ 34,060	46,176	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 感染症等対策事業費	△ 810	53,574	事業費の決定に伴う補正である。
(エ) 予防接種健康被害救済事業費助成	1,158	28,158	事業費の決定に伴う補正である。
(オ) 新型インフルエンザ対策事業費	△ 208	3,092	事業費の決定に伴う補正である。
(カ) 結核患者医療費負担金	△ 678	3,822	患者医療費の変動等に伴う補正である。
(キ) 肝炎対策事業費	△ 3,222	25,778	事業費の決定に伴う補正である。
(ク) ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業費	△ 10,600	5,000	利用者数の変動等に伴う補正である。
(ケ) 風しん抗体検査事業費助成	△ 3,462	6,338	利用者数の変動等に伴う補正である。
第 2 目 健康増進費	△ 150,702	335,741	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 国庫支出金 繰入金 一般歳入	△ 3,243 △ 142,480 △ 4,979		(節内訳) (8) 報償費 △ 1,164 (9) 旅費 △ 1,160 (11) 需用費 △ 800 (12) 役務費 △ 639 (13) 委託料 △ 4,650 (14) 使用料及び賃借料 △ 389 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 141,900
(1) ふじのくに健康増進計画推進事業費	△ 150,702	335,741	
ア ふじのくに健康増進計画推進事業費	△ 5,102	35,698	事業費の決定に伴う補正である。
イ 健康長寿日本一推進事業費	△ 3,700	11,300	事業費の決定に伴う補正である。
ウ 在宅歯科医療連携体制整備事業費助成	△ 141,900	61,400	事業費の決定に伴う補正である。
第 3 目 国民健康保険費	308,875	33,029,943	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 財産収入 繰入金 一般歳入	595,800 29,146 △ 17 △ 17 △ 316,037		(節内訳) (1) 報酬 △ 180 (8) 報償費 △ 91 (9) 旅費 △ 658 (12) 役務費 △ 68 (14) 使用料及び賃借料 △ 57 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 285,854 (25) 積立金 595,783
(1) 国民健康保険事業費	308,875	33,029,943	
ア 国民健康保険事業費	△ 24,908	535,943	
(ア) 国民健康保険等推進事業費	△ 1,054	12,797	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 国民健康保険特定健康診査・特定保健指導負担金	△ 23,854	507,146	負担対象経費の変動に伴う補正である。
イ 国民健康保険静岡県調整交付金	180,000	19,290,000	負担対象経費の変動に伴う補正である。
ウ 国民健康保険保険基盤安定負担金	△ 318,000	10,324,000	負担対象経費の変動に伴う補正である。



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ 国民健康保険高額医療費共同事業費負担金	△ 124,000	2,185,000	負担対象経費の変動に伴う補正である。
オ 国民健康保険広域化等支援基金積立金（償還金）	△ 17	99,200	基金運用益の確定に伴う補正である。
カ 国民健康保険財政安定化基金積立金	595,800	595,800	県が市町とともに国民健康保険の運営を行うに当たり、財政安定化のための基金を積み立てる経費の補正である。
第 4 目 老人医療費	485,479	36,146,550	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	248,927		(19) 負担金、補助及び交付金 485,584
財産収入	△ 105		(25) 積立金 △ 105
一般歳入	236,657		
( 1 ) 後期高齢者医療対策事業費	485,479	36,146,550	
ア 後期高齢者医療給付費負担金	434,813	28,734,813	負担対象経費の変動に伴う補正である。
イ 後期高齢者医療制度関連事業費	50,666	7,411,737	
(ア) 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	42,617	4,796,617	負担対象経費の変動に伴う補正である。
(イ) 後期高齢者医療高額医療費負担金	8,154	1,460,154	負担対象経費の変動に伴う補正である。
(ウ) 後期高齢者医療財政安定化基金積立金	△ 105	481,499	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 5 目 県立病院費	△ 3,029,014	17,788,566	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	△ 2,969,000		( 1 ) 報酬 △ 100
一般歳入	△ 60,014		( 9 ) 旅費 △ 178
			(12) 役務費 △ 50
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 59,686
			(21) 貸付金 △ 2,969,000
( 1 ) 静岡県立病院機構関係事業費	△ 2,969,328	10,955,606	
ア 静岡県立病院機構貸付金	△ 2,969,000	3,954,000	静岡県立病院機構に対する貸付金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 静岡県立病院機構評価 委員会運営費	△ 221	850	事業費の決定に伴う補正である。
ウ 静岡県立病院機構関係 事務運営費	△ 107	756	事業費の決定に伴う補正である。
( 2 ) がんセンター事業会計 繰出金	△ 59,686	6,832,960	県立静岡がんセンター事業会計に対する、負担 区分に基づく繰出しに要する経費の補正である。
第 6 項 生活衛生費	△ 16,016	390,594	
第 1 目 食品衛生費	△ 5,306	283,200	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	2,914		( 1 ) 報酬 △ 378
諸収入	△ 987		( 4 ) 共済費 △ 565
繰入金	△ 4,197		( 8 ) 報償費 △ 656
一般歳入	△ 3,036		( 9 ) 旅費 △ 234
			(11) 需用費 △ 2,084
			(12) 役務費 △ 924
			(13) 委託料 △ 190
			(18) 備品購入費 △ 115
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 160
( 1 ) 動物愛護管理対策事業 費	△ 707	137,207	
ア 人と動物との共生推進 事業費	△ 707	131,094	事業費の決定に伴う補正である。
( 2 ) 食品・食肉衛生事業費	△ 4,599	95,516	
ア 食の安全・安心推進事 業費	△ 4,599	83,516	
(ア) 食の安全・安心向上事 業費	△ 1,191	38,519	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 食中毒等防止対策事業 費	△ 2,119	16,639	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) と畜・食鳥検査事業費	△ 1,289	23,013	事業費の決定に伴う補正である。
イ 食品表示適正化推進事 業費	0	4,499	
(ア) 適正表示推進事業費	0	799	財源更正に伴う補正である。
(イ) 食の都ブランド適正表 示推進事業費	0	3,700	財源更正に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第2目	薬務費	△ 10,710	107,394	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 926		(1) 報酬 △ 388
	諸収入	2		(4) 共済費 58
	一般歳入	△ 9,786		(8) 報償費 12
				(9) 旅費 △ 637
				(11) 需用費 △ 922
				(12) 役務費 59
				(13) 委託料 △ 3,749
				(14) 使用料及び賃借料 △ 655
				(18) 備品購入費 △ 5
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 4,483
(1)	先進医薬普及促進事業費	△ 4,483	26,117	事業費の決定に伴う補正である。
(2)	医薬品等安全・安心確保事業費	△ 5,390	70,463	
ア	薬事関係指導費	△ 2,390	44,172	
(ア)	医薬品国家検定等事務費	△ 439	11,498	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ)	薬事総合対策事業費	△ 463	14,392	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ)	登録販売者試験等実施事業費	△ 989	5,871	事業費の決定に伴う補正である。
(エ)	健康づくり拠点薬局推進事業費	△ 499	4,501	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	保健所・環境衛生科学研究所検査精度管理事業費	△ 3,000	20,835	事業費の決定に伴う補正である。
(3)	薬物乱用防止対策費	△ 837	10,814	
ア	危険ドラッグ撲滅対策事業費	△ 837	6,763	事業費の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 7 款 経済産業費	△ 3,260,209	38,049,093	
第 1 項 経済産業費	△ 38,962	10,669,946	
第 1 目 経済産業総務費	△ 37,613	10,569,987	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 667		(節内訳) (2) 給料 93,732
諸収入	9,930		(3) 職員手当等 38,612
一般歳入	△ 46,876		(4) 共済費 △ 169,957
(1) 職員給与費	△ 37,613	10,569,987	経済産業部職員の人件費の補正である。 ・給料 93,732 一般職給 93,732 ・職員手当等 38,612 扶養手当 △ 2,524 地域手当 11,029 住居手当 △ 5,627 通勤手当 15,430 管理職手当 4,979 特殊勤務手当 △ 6,400 休日勤務手当 △ 1,222 夜間勤務手当 50 宿日直手当 △ 39 期末手当 △ 6,273 勤勉手当 41,454 農林漁業普及指導手当 △ 8,792 児童手当 △ 2,524 単身赴任手当 △ 929 ・共済費 △ 169,957 地方職員共済組合等負担金△ 169,957
第 2 目 経済産業企画費	△ 1,349	99,959	
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,349		(節内訳) (9) 旅費 △ 345 (11) 需用費 △ 436 (12) 役務費 △ 383 (14) 使用料及び賃借料 △ 185
(1) 経済産業企画推進事業費	△ 1,018	28,442	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 産業成長戦略推進事業費	△ 331	29,669	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 経済産業振興費	73,845	3,295,269	
第 1 目 経済産業振興費	5,716	197,523	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	7,710 9 △ 2,003		(節内訳) (1) 報酬 △ 700 (4) 共済費 2 (8) 報償費 △ 334 (9) 旅費 △ 3,014 (11) 需用費 △ 119 (12) 役務費 △ 71 (13) 委託料 43,930 (14) 使用料及び賃借料 △ 341 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 33,637
(1) 産業振興施策推進事業費	△ 502	15,698	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 6次産業化推進事業費	△ 42,382	54,368	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(3) 「食の都」づくり推進事業費	△ 461	24,839	事業費の確定に伴う補正である。
(4) ふじのくにブランド販路開拓支援事業費	△ 654	35,346	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 農産物流通プラットフォーム構築事業費	50,000	50,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 50,000 千円) 農産物の共同集配の実証や流通情報の一元化に試行的に取り組む。
(6) 農協等団体検査費	△ 285	9,272	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 研究振興費	68,129	3,097,746	
(財源内訳) 国庫支出金 使用料及び手数料 諸収入 財産収入 県債 一般歳入	357,028 △ 400 △ 32,604 △ 576 △ 6,000 △ 249,319		(節内訳) (1) 報酬 △ 2,938 (4) 共済費 △ 2,036 (7) 賃金 643 (8) 報償費 △ 18 (9) 旅費 △ 5,639 (11) 需用費 △ 27,270 (12) 役務費 △ 4,434 (13) 委託料 270,020 (14) 使用料及び賃借料 17,586 (15) 工事請負費 △ 189,419 (17) 公有財産購入費 △ 12,710 (18) 備品購入費 25,540 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,192 (27) 公課費 △ 4
(1) 研究強化事業費	△ 1,647	309,453	試験研究機関の重点研究の推進及び研究機能の強化に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 研究環境整備事業費	△ 1,647	9,453	事業費の確定に伴う補正である。
( 2) 技術研究所費	302,256	1,980,773	技術研究所における試験研究の推進等に要する経費の補正である。
ア 管理運営費	△ 13,078	909,939	
(ア) 技術研究所管理運営費	△ 13,078	821,414	事業費の確定に伴う補正である。
イ 試験研究費	315,334	1,070,834	
(ア) 技術研究所試験研究費	△ 15,146	292,654	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 公募競争型資金活用研究事業費	△ 60,392	23,908	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(ウ) 技術研究所依頼試験費	10,614	58,614	依頼試験件数の確定に伴う補正である。
(エ) 技術研究所施設備品等整備事業費	△ 63,742	88,458	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(オ) AMF o S+プロジェクト関連事業費	434,000	597,200	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 434,000 千円) アグロメディカルフーズの考え方を取り入れた農業の革新的な取組を推進し、関連産業の活性化を図るとともに、この取組のための中核的拠点を整備する。
(カ) 樹園地の作業支援機械の開発事業費	10,000	10,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 10,000 千円) 樹園地における自走式無人防除機及び作業者追従型自動運搬機を開発する。
( 3) 試験研究機関耐震化対策事業費	△ 232,480	807,520	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 就業支援費	△ 717,517	2,941,132	
第 1 目 就業支援費	△ 270,739	1,911,647	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	42,695		( 9) 旅費 181
諸収入	△ 883		(11) 需用費 70
財産収入	967		(12) 役務費 △ 538
繰入金	△ 316,316		(13) 委託料 △ 223,317
一般歳入	2,798		(14) 使用料及び賃借料 △ 364
			(15) 工事請負費 △ 372
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 47,366
			(25) 積立金 967

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 労働福祉推進費	400	79,268	勤労者福祉の増進、労使関係の安定促進及び男女雇用機会均等の推進に要する経費の補正である。
ア 女性役職者育成セミナー事業費	2,800	2,800	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 2,800 千円) 女性の活躍を促進するため、女性役職候補者や経営者等を対象にセミナーを開催する。
イ 労政会館運営費	207	44,607	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 労政会館施設整備事業費	△ 2,607	6,293	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 雇用対策推進費	46,410	448,987	地域の雇用情勢に対応した雇用、就職支援施策の推進に要する経費の補正である。
ア 雇用のミスマッチ解消事業費	△ 629	2,648	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県内企業と県外人材マッチング支援事業費	50,339	78,339	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 56,000 千円) 「プロフェッショナル人材戦略拠点」による県内中小企業等の人材ニーズの掘り起こしを行う。
ウ 中小企業等U I J ターン促進事業費	24,000	24,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 24,000 千円) 「プロフェッショナル人材戦略拠点」を利用して都市部の経験豊富な人材を採用する県内中小企業等に対して助成する。
エ しずおか移住・就職応援事業費	△ 27,300	6,200	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 障害者・高齢者等就業支援推進費	△ 2,200	60,606	障害のある方、高齢者等の就業支援に要する経費の補正である。
ア シルバー人材センター自立促進事業費助成	△ 2,200	9,080	補助対象経費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業費	△ 315,349	1,320,386	国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して行う一時的な雇用と就業機会の創出及び人材育成に要する経費の補正である。
ア 緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金	967	4,300	基金運用益の確定に伴う補正である。
イ 緊急経済対策民間活力等推進事業費	△ 246,042	1,136,958	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 緊急雇用創出事業臨時 特例対策事業費助成	△ 69,166	175,486	補助対象経費の確定に伴う補正である。
エ 緊急雇用創出事業臨時 特例基金事業管理運営 費	△ 1,108	3,642	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 職業能力開発費	△ 446,778	1,029,485	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 392,429		(1) 報酬 △ 9,259
使用料及び手数料	308		(4) 共済費 △ 612
諸収入	△ 3,184		(8) 報償費 △ 1,952
県債	△ 1,000		(9) 旅費 △ 5,551
一般歳入	△ 50,473		(11) 需用費 △ 6,949
			(12) 役務費 △ 1,127
			(13) 委託料 △ 312,976
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,261
			(15) 工事請負費 △ 3,360
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 103,693
			(27) 公課費 △ 38
(1) 専門学校等運営指導事業 費	△ 71,934	465,791	就業を促進するための職業訓練、職業能力開発 に関する企画、技術専門学校等の管理運営及び訓練 機器等の整備に要する経費の補正である。
ア 職業能力開発総合推進 事業費	△ 8,875	202,426	事業費の確定に伴う補正である。
イ 技術専門学校障害者再就 職支援事業費	△ 53,010	63,530	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
ウ 地域ものづくり人材育 成強化事業費	△ 765	21,544	事業費の確定に伴う補正である。
エ 成長産業分野人材育成 支援事業費	△ 3,618	6,182	事業費の確定に伴う補正である。
オ 県立技術専門学校等施設 整備事業費	△ 1,060	61,507	事業費の確定に伴う補正である。
カ 技術専門学校等施設改修 事業費	△ 4,606	26,394	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 離職者等再就職支援事 業費	△ 271,189	239,046	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(3) 認定訓練事業費助成	△ 53,156	105,989	補助対象経費の確定に伴う補正である。



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 4 ) 技能評価向上推進費	2,801	81,827	技能労働者の地位の向上及び技能の重要性の啓発など技能尊重機運の醸成に要する経費の補正である。
ア 技能の場力強化事業費	△ 353	23,647	事業費の確定に伴う補正である。
イ 職業能力開発協会事業費助成	3,154	55,420	補助対象経費の確定に伴う補正である。
( 5 ) 職業訓練手当支給事業費	△ 53,300	136,832	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 農林業費	△ 1,320,635	4,869,785	
第 1 目 農業費	△ 1,239,323	3,865,438	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 342,010		( 4 ) 共済費 △ 322
諸収入	△ 2,630		( 7 ) 賃金 △ 829
財産収入	1,310		( 8 ) 報償費 2,664
繰入金	△ 601,300		( 9 ) 旅費 △ 3,667
県債	△ 61,000		(11) 需用費 △ 3,778
一般歳入	△ 233,693		(12) 役務費 11,353
			(13) 委託料 49,035
			(14) 使用料及び賃借料 △ 988
			(15) 工事請負費 △ 1,447
			(17) 公有財産購入費 △ 81,229
			(18) 備品購入費 △ 2,000
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,014,803
			(23) 償還金、利子及び割引料 27,679
			(24) 投資及び出資金 △ 6,300
			(25) 積立金 △ 214,691
( 1 ) 農業振興対策費	△ 912	103,182	県が実施する各種農業振興指導事業の推進に要する経費の補正である。
ア 農業振興総合推進費	△ 912	93,782	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
( 2 ) 経営基盤対策費	△ 1,074,717	1,045,891	認定農業者等の経営基盤の強化を図る経費の補正である。
ア 担い手対策費	△ 5,000	34,722	
(ア) 農を支える元気な担い手支援事業費	△ 5,000	30,500	事業費の確定に伴う補正である。
イ 農林大学校管理運営費	△ 1,784	123,890	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 経営基盤強化推進費	△ 1,067,933	887,279	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 地域農業マスタープラン総合支援事業費助成	△ 350,129	480,998	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 農業委員会等活動強化事業費助成	△ 70,536	155,693	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 農地中間管理機構体制整備費	△ 460,256	137,099	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 静岡県農業構造改革支援基金積立金	△ 214,691	1,310	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(オ) 静岡県農業構造改革支援基金返還金	27,679	27,679	静岡県農業構造改革支援基金の一部を取り崩し、国に返還する。
( 3 ) 農山村共生対策費	△ 93,891	1,746,086	農山村地域の活性化及び経営構造対策の推進並びに循環型社会の構築を図る農産環境対策に要する経費の補正である。
ア 山村振興等農林漁業特別対策事業費助成	△ 44,630	20,630	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 中山間地域等直接支払事業費助成	△ 92,817	186,360	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 強い農業づくり対策費	83,851	1,283,851	
(ア) 強い農業づくり整備事業費助成	△ 330,444	435,156	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 経営体育成支援事業費助成	414,295	848,695	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 628,084 千円) 売上高の拡大や経営コストの縮減を図るため、地域農業の中心として位置付けられた経営体等が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する場合に対して助成する。
エ 県単独農林業振興事業費助成	△ 17,800	11,940	補助対象経費の確定に伴う補正である。
オ 鳥獣被害防止総合対策事業費助成	△ 15,000	128,000	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 28,848 千円) 市町の被害防止計画に基づく有害鳥獣の捕獲活動に対して助成する。
カ 環境保全型農業推進費	△ 7,495	21,205	
(ア) 環境保全型農業推進対策等事業費	△ 3,622	4,978	受託費の確定等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 環境保全型農業直接支払事業費助成	△ 3,873	16,227	補助対象経費の確定等に伴う補正である。
( 4) 組合金融対策費	△ 19,300	74,000	農業経営の金融支援に要する経費の補正である。
ア 農業金融対策事業費助成	△ 19,300	74,000	
(ア) 農業振興資金利子補給金	△ 13,000	73,000	利子補給金額の確定等に伴う補正である。
(イ) 静岡県農業信用基金協会特別準備金出捐金	△ 6,300	1,000	出捐額の確定に伴う補正である。
( 5) 茶業振興対策費	△ 116,157	582,743	茶の生産技術改善、消費拡大等に要する経費の補正である。
ア 茶生産振興・消費拡大対策費	△ 116,157	552,143	
(ア) 茶の都拠点整備事業費	△ 111,157	445,343	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 静岡茶生産拡大対策事業費	△ 5,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 6) 米・麦等対策費	△ 20,075	86,380	米麦等の計画的な生産振興、食育活動等の推進に要する経費の補正である。
ア 米麦等生産対策事業費	△ 11,684	63,871	
(ア) 水田農業経営所得安定対策推進事業費助成	△ 11,684	60,991	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ ふじのくに多彩な和の食文化推進事業費	△ 8,391	22,509	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 7) みかん園芸対策費	85,729	224,977	果樹、野菜及び花きの産地育成、生産振興、消費拡大等に要する経費の補正である。
ア みかん需給調整対策事業資金造成費助成	△ 102	1,443	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ 野菜価格安定対策事業費助成	32,831	32,831	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ 次世代施設園芸導入支援事業費助成	△ 52,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
エ	AIシステムを核とした農芸品の栽培技術開発・継承事業費	105,000	170,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 105,000千円) 高品質の農産物を生産できる栽培技術を効率的に習得、継承するためのシステムを構築する。
第2目	畜産業費	△ 59,568	462,462	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 47,739		(7) 賃金 △ 310
	諸収入	△ 1,520		(9) 旅費 △ 1,723
	一般歳入	△ 10,309		(11) 需用費 △ 3,658
				(12) 役務費 △ 164
				(13) 委託料 △ 1,581
				(14) 使用料及び賃借料 △ 524
				(18) 備品購入費 △ 1,624
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 49,984
(1)	畜産振興対策費	△ 43,187	345,475	畜産物の生産振興、流通の促進及び畜産経営の改善に要する経費の補正である。
ア	畜産振興対策事業費	△ 50	49,950	
	(ア) 畜産振興対策事業費助成	△ 50	49,950	補助対象経費の確定等に伴う補正である。
イ	畜産経営安定対策事業費	△ 7,141	23,521	
	(ア) 畜産物価格安定対策事業費助成	△ 7,141	17,032	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ	畜産競争力強化対策整備事業費助成	△ 35,996	272,004	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	家畜衛生対策費	△ 16,381	116,987	家畜の保健衛生対策及び改良増殖の促進に要する経費の補正である。
ア	家畜衛生対策事業費	△ 16,381	98,587	
	(ア) 畜産業振興総合推進費	△ 5,183	38,685	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
	(イ) 家畜衛生検査機器整備事業費	△ 1,624	4,576	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 特定家畜伝染病対策事業費	△ 9,574	55,326	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
第3目	林業費	△ 21,744	541,885	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 財産収入 繰入金 一般歳入	△ 2,880 △ 205 2,088 △ 16,150 △ 4,597		(節内訳) (9) 旅費 △ 258 (11) 需用費 △ 285 (12) 役務費 △ 43 (13) 委託料 △ 10,281 (14) 使用料及び賃借料 △ 6 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 12,959 (25) 積立金 2,088
( 1 ) 林業振興費	△ 21,744	541,885	木材その他の林産物の生産振興、林業経営の安定及び林業、木材産業の構造改革等の推進に要する経費の補正である。
ア 林業人材等育成推進費	△ 16,942	67,538	
(ア) 林業を支える元気な担い手支援事業費	△ 11,530	9,670	事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) ビジネス林業促進事業費	△ 7,500	24,780	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 森林を守り育てる人づくり基金積立金	2,088	2,088	基金運用益の確定に伴う補正である。
イ 林業近代化資金利子補給金	△ 9	0	利子補給金額の確定に伴う補正である。
ウ 生産流通支援事業費	△ 4,793	474,347	
(ア) 林業振興総合推進費	△ 293	14,627	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 住んでよし しずおか木の家推進事業費助成	△ 4,500	195,500	補助対象経費の確定等に伴う補正である。
第 5 項 水産業費	△ 19,906	1,126,076	
第 1 目 水産業費	△ 18,540	1,119,001	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 財産収入 一般歳入	△ 545 △ 54 △ 10,405 △ 7,536		(節内訳) (2) 給料 446 (3) 職員手当等 225 (4) 共済費 △ 97 (9) 旅費 △ 995 (11) 需用費 △ 2,279 (12) 役務費 △ 30 (13) 委託料 △ 215 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 15,541 (28) 繰出金 △ 54

科	目	補正額	現計額	説明
( 1 )	職員給与費（委員会事務局人件費）	684	26,311	海区漁業調整委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 446 一般職給 446 ・職員手当等 225 扶養手当 △ 136 地域手当 39 通勤手当 436 時間外勤務手当 △ 428 期末手当 72 勤勉手当 362 児童手当 △ 120 ・共済費 13 地方職員共済組合等負担金 13
( 2 )	水産業振興対策費	△ 1,307	131,366	水産業振興の推進等に要する経費の補正である。
ア	駿河湾深層水総合利用促進事業費	△ 1,000	32,202	事業費の確定に伴う補正である。
イ	水産業担い手対策費	△ 107	28,074	
	(ア) 漁業高等学園管理運営費	△ 107	16,882	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	水産関係団体事業費助成	△ 200	18,390	補助対象経費の確定に伴う補正である。
( 3 )	水産流通対策費	△ 15,155	157,620	漁業経営の支援等に要する経費の補正である。
ア	水産業振興資金利子補給金	△ 15,101	96,670	利子補給金額の確定等に伴う補正である。
イ	沿岸漁業改善資金特別会計繰出金	△ 54	1,184	繰出金額の確定に伴う補正である。
( 4 )	水産資源対策費	△ 2,762	803,704	栽培漁業、資源管理型漁業の推進等に要する経費の補正である。
ア	水産業振興総合推進費	△ 2,762	52,708	事業費の確定等に伴う補正である。
イ	魚介類種苗生産施設運営費	0	202,168	財源更正に伴う補正である。
第 2 目	海区漁業調整委員会費	△ 934	5,566	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	224		( 1 ) 報酬 △ 934
	一般歳入	△ 1,158		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 海区漁業調整委員会費	△ 934	5,566	海区漁業調整委員会による漁業調整、指導等に要する経費の補正である。
ア 海区漁業調整委員会委員人件費	△ 934	4,658	海区漁業調整委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 934
第 3 目 内水面漁場管理委員会費 (財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	△ 432 172 △ 604	1,509	(節内訳) ( 1 ) 報酬 △ 432
( 1 ) 内水面漁場管理委員会費	△ 432	1,509	内水面漁場管理委員会による漁場の適正な管理に要する経費の補正である。
ア 内水面漁場管理委員会委員人件費	△ 432	1,064	内水面漁場管理委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 432
第 6 項 商工業費	△ 1,230,423	15,046,355	
第 1 目 商工業費 (財源内訳) 国庫支出金 諸収入 県債 一般歳入	△ 1,230,423 23,045 △ 117 △ 319,000 △ 934,351	15,046,355	(節内訳) ( 8 ) 報償費 1,475 ( 9 ) 旅費 422 (11) 需用費 2,607 (12) 役務費 973 (13) 委託料 123,963 (14) 使用料及び賃借料 143 (15) 工事請負費 △ 416,265 (18) 備品購入費 12,035 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 742,907 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 212,869
( 1 ) 商工業総合振興対策費	△ 3,216	52,037	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 新事業創出支援事業費	△ 1,150	44,780	創業者やベンチャー企業等に対し、事業計画作成から自立的発展に至るまでの一貫した総合的な支援に要する経費の補正である。
ア スポーツ産業振興事業費	△ 1,150	5,250	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) ふじのくにCNFプロジェクト推進事業費	26,100	39,400	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 26,100 千円) CNF (セルロースナノファイバー) を活用した製品開発を担う人材育成や関係機関との連携を強化し、産業化の推進を図る。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 4) 新成長産業分野育成推進費	△ 462,120	3,770,080	地域企業の新たな事業分野への進出を支援するための経費の補正である。
ア 新成長産業戦略的育成事業費助成	△ 20,000	380,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ 成長産業における共同受注体支援事業費助成	△ 18,000	0	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ 静岡新産業集積クラスター推進費	△ 424,120	3,390,080	
(ア) ファルマバレープロジェクト機能強化事業費	△ 422,265	3,145,235	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト推進事業費	△ 1,855	47,215	事業費の確定に伴う補正である。
( 5) 計量検定所費	△ 484	32,645	計量検定所の運営や計量法に基づく計量器の検定、検査、取締指導及び機器の整備に要する経費の補正である。
ア 計量検定所費	△ 484	20,170	事業費の確定に伴う補正である。
( 6) 航空関連産業振興事業費	175,000	175,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 175,000千円) 県内航空機産業の育成を図るため、中小企業の設備投資や人材育成等を支援する。
( 7) 企業立地対策費	△ 263,155	5,736,228	国内外の企業誘致等に要する経費の補正である。
ア 新規産業立地事業費助成	130,000	3,230,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ 地域産業立地事業費助成	△ 130,000	1,470,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ 工業用地安定供給促進事業費助成	△ 58,700	13,300	補助対象経費の確定に伴う補正である。
エ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費助成	△ 204,455	1,011,949	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 8) 中小企業国際化推進費	△ 1,000	62,900	国際競争力のある県内企業の育成、海外企業からの投資促進等に要する経費の補正である。
ア 海外経済交流促進事業費	△ 1,000	25,500	補助対象経費の確定に伴う補正である。



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 9 ) 中小企業向制度融資促進費	△ 531,739	2,039,845	中小企業者等の資金の融資の円滑化に要する経費の補正である。
ア 中小企業向制度融資促進費助成	△ 318,870	1,633,714	利子補給金額の確定に伴う補正である。
イ 信用保証協会損失補償費	△ 212,869	347,131	損失補償額の確定に伴う補正である。
( 1 0 ) 産業成長促進費助成	△ 101,000	13,000	大企業及び中堅企業の設備投資を促進するための融資にかかる利子補給に要する経費の補正である。
( 1 1 ) 中小企業経営力強化支援事業費	△ 71,383	2,699,997	中小企業者等の経営力強化支援に要する経費の補正である。
ア 小規模事業経営支援事業費助成	△ 68,905	2,428,195	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ 中小企業連携組織対策事業費助成	△ 2,478	239,222	補助対象経費の確定に伴う補正である。
( 1 2 ) 中小企業 I o T 活用促進事業費	10,000	10,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 10,000 千円) 県内企業における I o T の利活用を促進することで、新たな企業連携、産学官連携の構築及び県内企業の基盤技術の強化、経営力の向上を図る。
( 1 3 ) 地場産業振興対策費	6,537	34,437	地場産業の振興対策に要する経費の補正である。
ア 地場・工芸品産業振興事業費助成	△ 242	22,058	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ 地場産業デザイン力強化支援事業費	△ 1,221	4,379	事業費の確定に伴う補正である。
ウ デザイン産業振興事業費	8,000	8,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 8,000 千円) シンポジウムの開催やデザイナーとの協働による伝統工芸品の開発支援等により、デザイン産業の振興を図る。
( 1 4 ) 休廃止鉱山鉱害防止対策費助成	△ 813	2,545	補助対象経費の確定に伴う補正である。
( 1 5 ) 商業振興対策費	△ 12,000	10,000	商業の振興対策に要する経費の補正である。
ア 地域商業パワーアップ事業費助成	△ 12,000	6,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 7 項 労働委員会費	△ 6,611	100,530	
第 1 目 委員会費	△ 4,026	23,147	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 4,026		(1) 報酬 △ 3,826 (9) 旅費 △ 200
(1) 委員給与費	△ 3,781	21,144	労働委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 3,781
(2) 委員活動費	△ 245	2,003	不当労働行為の審査等に要する経費の補正である。
第 2 目 事務局費	△ 2,585	77,383	(節内訳)
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	22 △ 2,607		(1) 報酬 180 (2) 給料 1,016 (3) 職員手当等 △ 2,385 (4) 共済費 △ 391 (9) 旅費 △ 370 (11) 需用費 △ 145 (12) 役務費 △ 200 (14) 使用料及び賃借料 △ 290
(1) 職員給与費	△ 1,776	69,280	労働委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 1,016 一般職給 1,016 ・職員手当等 △ 2,385 扶養手当 △ 486 地域手当 94 住居手当 △ 360 通勤手当 △ 1,665 管理職手当 1 時間外勤務手当 22 期末手当 100 勤勉手当 149 児童手当 △ 240 ・共済費 △ 407 地方職員共済組合等負担金△ 407
(2) 事務局運営活動費	△ 809	8,103	不当労働行為の審査等に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 8 款 交通基盤費	△ 14,515,923	131,264,354	
第 1 項 交通基盤管理費	303,888	11,662,132	
第 1 目 交通基盤総務費	297,007	10,308,751	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	12,863 284,144		(節内訳) (2) 給料 215,230 (3) 職員手当等 159,309 (4) 共済費 △ 77,504 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 28
( 1 ) 職員給与費	297,007	10,308,751	交通基盤部及び収用委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 215,230 一般職給 215,230 ・職員手当等 159,309 扶養手当 3,017 地域手当 20,968 住居手当 5,821 通勤手当 13,890 管理職手当 3,836 特殊勤務手当 1,871 時間外勤務手当 9,846 期末手当 46,808 勤勉手当 62,850 児童手当 △ 6,275 単身赴任手当 △ 3,323 ・共済費 △ 77,504 地方職員共済組合等負担金△ 77,504 ・負担金、補助及び交付金 △ 28
第 2 目 交通基盤企画費	28,683	1,343,960	
(財源内訳) 財産収入 一般歳入	72 28,611		(節内訳) (9) 旅費 △ 56 (11) 需用費 △ 30 (25) 積立金 28,769
( 1 ) 交通基盤企画行政費	△ 86	1,063	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 森の力再生基金積立金	28,769	1,268,497	もりづくり県民税の収入の見込みによる基金への積立額の補正である。
第 3 目 収用委員会費	△ 21,802	9,421	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 10,179 △ 11,623		(節内訳) (1) 報酬 △ 6,833 (8) 報償費 △ 140 (9) 旅費 △ 1,801

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(11) 需用費 △ 874 (12) 役務費 △ 11,835 (14) 使用料及び賃借料 △ 351 (19) 負担金、補助及び交付金 32
( 1 ) 収用委員会費 (人件費)	△ 6,833	5,592	収用委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 6,833
( 2 ) 収用委員会運営事業費	△ 14,969	3,829	収用委員会の運営に要する経費の補正である。
第 2 項 建設支援費	△ 1,247	97,249	
第 1 目 建設支援費	△ 1,247	97,249	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 62		( 8 ) 報償費 △ 800
一般歳入	△ 1,185		( 9 ) 旅費 △ 285
			(11) 需用費 △ 68
			(12) 役務費 △ 49
			(13) 委託料 △ 4
			(14) 使用料及び賃借料 △ 41
( 1 ) 建設業指導管理事業費	△ 101	30,621	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 建設産業担い手確保・ 育成対策支援事業費	△ 100	4,400	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 公共用地対策事業費	△ 1,046	5,247	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 道路費	△ 2,220,941	40,308,592	
第 1 目 道路橋りょう維持管理 費	△ 538	5,735,995	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 253		( 1 ) 報酬 △ 190
県債	1,627,000		( 8 ) 報償費 △ 233
一般歳入	△ 1,627,285		( 9 ) 旅費 △ 95
			(12) 役務費 △ 20
( 1 ) 道路行政費	△ 538	995	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 道路等維持修繕費	0	5,735,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 道路橋りょう新設改良 費	△ 643,159	30,072,841	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,089,587		( 1 ) 報酬 △ 10,975
分担金及び負担金	37,550		( 2 ) 給料 △ 53,807

科	目	補正額	現計額	説	明
	諸収入	△ 371,073		(3) 職員手当等	△ 30,916
	県債	2,377,000		(4) 共済費	△ 18,925
	一般歳入	△ 1,597,049		(7) 賃金	△ 1,975
				(8) 報償費	△ 495
				(9) 旅費	△ 5,058
				(11) 需用費	△ 25,730
				(12) 役務費	△ 17,775
				(13) 委託料	△ 270,013
				(14) 使用料及び賃借料	△ 15,224
				(15) 工事請負費	△ 283,861
				(17) 公有財産購入費	△ 826,834
				(18) 備品購入費	△ 1,827
				(19) 負担金、補助及び交付金	1,709,030
				(22) 補償、補填及び賠償金	△ 788,774
(1)	道路関係国庫補助事業費	△ 190,734	2,660,266		
ア	道路改良費	△ 189,650	2,645,350	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,000,000 千円) バイパスの建設を行う。	
イ	交通調査費	600	14,700	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
ウ	市町指導監督事務費	△ 1,684	216	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
(2)	演習場地区道路事業費	△ 2,088	27,912	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
(3)	社会資本整備総合交付金事業費(道路)	△ 2,025,501	17,327,499		
ア	道路改築費	△ 4,267,945	5,110,672	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 900,000 千円) 現道の拡幅、バイパスの建設を行う。	
イ	橋りょう改築費	△ 331,000	588,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
ウ	基幹市町道整備費	19,500	178,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
エ	道路補修費	△ 263,971	2,686,029	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
オ	災害防除費	234,462	718,462	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 250,000 千円) 落石等の災害対策を行う。	
カ	交通安全施設整備費	1,244,487	4,339,487	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
キ	電線共同溝整備	△ 45,598	196,402	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
ク	長寿命化緊急対策	1,388,266	3,488,266	国庫支出金の決定に伴う補正である。	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ケ 効果促進事業	△ 3,702	2,681	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 4) 県単独道路整備事業費	0	1,906,000	財源更正に伴う補正である。
( 5) 県単独交通安全施設整備事業費	0	1,487,000	財源更正に伴う補正である。
( 6) 安全・安心緊急道路対策事業費	0	2,500,000	財源更正に伴う補正である。
( 7) 重点道路整備事業費	△ 8,866	805,134	
ア 原子力発電所関連道路整備事業費	144,834	371,834	事業費の確定に伴う補正である。
イ 特定施設関連道路整備事業費	△ 98,700	168,300	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 中山間地振興対策道路整備事業費	△ 55,000	265,000	事業費の確定に伴う補正である。
( 8) 伊豆地域振興対策道路整備事業費	0	134,000	財源更正に伴う補正である。
( 9) 地震・津波対策促進費交付金	1,709,030	3,150,030	事業費の確定に伴う補正である。
(10) 道路関係受託事業費	△ 125,000	75,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 国直轄事業費負担金	△ 1,577,244	4,499,756	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	△ 1,420,000		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,577,244
一般歳入	△ 157,244		
( 1) 国直轄道路事業費負担金	△ 1,577,244	4,499,756	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
ア 改築費	△ 442,244	3,931,756	
イ 交通安全施設整備費	△ 407,000	568,000	
(ア) 交通安全施設一種	△ 159,000	206,000	
(イ) 交通安全施設二種	△ 248,000	362,000	
ウ 電線共同溝	△ 10,000	0	
エ 沿道環境改善	△ 718,000	0	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 項 河川砂防費	△ 6,119,856	35,453,757	
第 1 目 河川砂防管理費	△ 49	856,564	
(財源内訳) 一般歳入	△ 49		(節内訳) (9) 旅費 △ 49
( 1 ) 砂防管理費	△ 49	2,586	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 河川改良費	△ 3,260,067	15,594,933	
(財源内訳) 国庫支出金 分担金及び負担金 諸収入 県債 一般歳入	△ 1,327,598 9,500 △ 499,030 1,680,000 △ 3,122,939		(節内訳) (1) 報酬 △ 9,526 (2) 給料 △ 32,401 (3) 職員手当等 △ 19,369 (4) 共済費 △ 12,082 (7) 賃金 △ 1,910 (8) 報償費 △ 56 (9) 旅費 △ 8,129 (11) 需用費 △ 39,687 (12) 役務費 △ 27,717 (13) 委託料 △ 229,418 (14) 使用料及び賃借料 △ 23,764 (15) 工事請負費 △ 2,129,454 (17) 公有財産購入費 △ 295,915 (18) 備品購入費 △ 3,328 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 106,866 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 320,445
( 1 ) 河川関係国庫補助事業 費	△ 300,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 2 ) 社会資本整備総合交付 金事業費 (河川)	△ 2,229,995	7,463,005	
ア 広域河川改修費	△ 490,036	3,303,464	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 114,000 千円) 風水害への対応として、河川等を改修する。
イ 都市基盤河川改修費	△ 13,000	35,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 流域治水対策河川事業 費	105,000	525,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 総合治水対策特定河川 事業費	308,750	1,148,750	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 20,000 千円) 護岸等を整備する。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
オ 地震・高潮対策河川事業費	△ 1,714,500	872,700	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 18,000千円) 津波等への対応として、河川等を改修する。
カ 特定構造物改築	△ 331,800	489,300	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 流域貯留浸透事業費	12,600	37,800	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ク 総合流域防災事業費	991	1,050,991	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 18,000千円) 風水害への対応として、河川等を改修する。
ケ 効果促進事業	△ 108,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 3 ) 河川等災害関連事業費	△ 666,406	338,594	
ア 災害関連費	△ 572,806	338,594	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 特定関連費	△ 93,600	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 4 ) 演習場地区河川事業費	△ 52,166	434,834	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 5 ) 県単独河川事業費	0	4,700,000	財源更正に伴う補正である。
( 6 ) 豪雨対策緊急整備事業費	0	2,500,000	財源更正に伴う補正である。
( 7 ) 河川管理権限移譲費助成	△ 11,500	21,500	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 海岸費	△ 2,076,600	7,585,400	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 155,750		( 2 ) 給料 △ 5,117
繰入金	△ 1,750,000		( 3 ) 職員手当等 △ 3,213
県債	△ 128,000		( 4 ) 共済費 △ 1,468
一般歳入	△ 42,850		( 9 ) 旅費 △ 451
			(11) 需用費 △ 2,225
			(12) 役務費 △ 1,552
			(13) 委託料 △ 12,749
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,330
			(15) 工事請負費 △ 2,048,495
( 1 ) 社会資本整備総合交付金事業費 (海岸)	△ 326,600	1,173,400	
ア 高潮対策費	△ 422,100	837,900	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 侵食対策費	52,500	220,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 海岸環境整備	52,500	105,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 効果促進事業	△ 9,500	10,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 2 ) 県単独海岸事業費	0	357,000	
ア 海岸改良費	18,800	106,800	事業費の確定に伴う補正である。
イ 海岸調査費	△ 9,800	75,200	事業費の確定に伴う補正である。
ウ なぎさクリーン事業費	△ 9,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 津波対策施設等整備事業費 (海岸)	△ 1,750,000	5,950,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 砂防費	△ 1,798,675	6,493,325	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,086,135		( 1 ) 報酬 △ 4,019
分担金及び負担金	△ 44,051		( 2 ) 給料 △ 16,577
県債	△ 628,000		( 3 ) 職員手当等 △ 10,510
一般歳入	△ 40,489		( 4 ) 共済費 △ 5,863
			( 7 ) 賃金 △ 478
			( 8 ) 報償費 △ 29
			( 9 ) 旅費 △ 4,805
			(11) 需用費 △ 23,558
			(12) 役務費 △ 15,492
			(13) 委託料 △ 28,009
			(14) 使用料及び賃借料 △ 22,197
			(15) 工事請負費 △ 1,619,936
			(17) 公有財産購入費 △ 12,013
			(18) 備品購入費 △ 176
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 35,013
( 1 ) 砂防関係国庫補助事業費	△ 88,250	337,750	
ア 通常砂防費	△ 1,050	82,950	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 地すべり対策費	△ 87,200	254,800	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 70,000 千円) 土砂災害防止施設等を整備する。
( 2 ) 社会資本整備総合交付金事業費 (砂防)	△ 282,911	4,534,089	
ア 通常砂防費	△ 80,850	496,650	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 火山砂防費	△ 89,290	325,710	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 地すべり対策費	△ 4,630	373,370	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 94,700 千円) 地すべり防止施設等を整備する。
エ 急傾斜地崩壊対策費	△ 441,121	1,768,079	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 149,000 千円) 急傾斜地崩壊防止施設等を整備する。
オ 総合流域防災事業費	332,960	1,569,860	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 300,000 千円) 土砂災害警戒区域等指定に向けて調査する。
カ 効果促進事業費	20	420	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 3) 砂防等災害関連緊急事業費	△ 1,389,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
( 4) 演習場地区砂防事業費	△ 38,514	36,486	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 5) 県単独砂防事業費	0	1,503,000	財源更正に伴う補正である。
第 5 目 農林地すべり対策費	△ 220,873	440,127	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 113,436		( 2) 給料 △ 2,245
県債	△ 94,000		( 3) 職員手当等 △ 1,557
一般歳入	△ 13,437		( 4) 共済費 △ 648
			( 9) 旅費 △ 82
			(11) 需用費 △ 3,594
			(12) 役務費 △ 497
			(13) 委託料 △ 30,893
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,405
			(15) 工事請負費 △ 176,904
			(17) 公有財産購入費 △ 833
			(18) 備品購入費 △ 36
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 2,179
( 1) 農地地すべり対策事業費	△ 87,000	129,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 2) 災害関連緊急農林地すべり対策事業費	△ 23,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
( 3) 治山地すべり防止事業費	△ 45,873	174,127	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 4) 災害関連緊急治山地すべり防止事業費	△ 65,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
第 6 目 国直轄事業費負担金	1,236,408	4,483,408	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 県債 一般歳入	1,178,000 58,408		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 1,236,408
( 1 ) 国直轄河川事業費負担金	326,254	1,850,254	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
ア 河川改修費	362,064	1,562,664	
イ 河川環境整備費	△ 179,550	26,450	
ウ 河川工作物関連応急対策費	14,800	36,800	
エ 河川総合開発事業費	128,940	224,340	
( 2 ) 国直轄海岸事業費負担金	263,843	875,843	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
( 3 ) 国直轄砂防事業費負担金	646,311	1,757,311	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
ア 砂防費	998	176,998	
イ 火山砂防費	164,649	976,649	
ウ 地すべり対策費	480,664	603,664	
第 5 項 港湾費	△ 511,895	8,328,072	
第 1 目 港湾管理費	106	744,616	
(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	108 △ 2		(節内訳) ( 9 ) 旅費 △ 1 (11) 需用費 107
( 1 ) 港湾行政費	106	5,769	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 港湾建設費	△ 819,215	3,356,785	
(財源内訳) 国庫支出金 分担金及び負担金 諸収入 県債 一般歳入	△ 363,776 6,651 △ 70,000 △ 290,000 △ 102,090		(節内訳) ( 2 ) 給料 △ 12,659 ( 3 ) 職員手当等 △ 7,250 ( 4 ) 共済費 △ 3,383 ( 9 ) 旅費 △ 58 (11) 需用費 △ 15,844 (12) 役務費 △ 211 (13) 委託料 △ 97,725 (14) 使用料及び賃借料 △ 180 (15) 工事請負費 △ 681,905

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 港湾関係国庫補助事業費	△ 399,175	877,825	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 2 ) クルーズ船誘致促進事業費	△ 5,000	5,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 3 ) 社会資本整備総合交付金事業費（港湾）	△ 371,040	1,965,960	国の補正予算等に伴う補正である。 （国の補正予算分 60,000 千円） 港湾の改修事業等を行う。
( 4 ) 港湾災害関連事業費	△ 44,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
( 5 ) 県単独港湾整備事業費	0	484,000	財源更正に伴う補正である。
第 3 目 漁港整備費	104,078	2,312,535	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	74,073		( 2 ) 給料 △ 2,992
分担金及び負担金	20,892		( 3 ) 職員手当等 △ 1,915
使用料及び手数料	△ 875		( 4 ) 共済費 △ 835
諸収入	557		( 9 ) 旅費 △ 218
県債	20,000		(11) 需用費 △ 3,281
一般歳入	△ 10,569		(12) 役務費 △ 86
			(13) 委託料 △ 891
			(14) 使用料及び賃借料 △ 3
			(15) 工事請負費 136,565
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 22,266
( 1 ) 漁港管理費	△ 340	125,429	
ア 県営漁港管理運営費	△ 318	26,211	事業費の確定に伴う補正である。
イ 焼津漁港管理事務所管理費	△ 22	2,578	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 県営漁港等整備費	205,860	1,588,860	
ア 県営漁港整備事業費	230,685	1,239,685	国の補正予算等に伴う補正である。 （国の補正予算分 80,000 千円） 漁港施設等を整備する。
イ 県営漁港海岸整備事業費	△ 24,925	180,075	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 県単独県営漁港整備事業費	100	169,100	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 市町営漁港等整備費	△ 3,564	244,124	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 市町営漁港整備事業費	2,964	107,964	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 県単漁港整備事業費 助成	△ 6,428	130,260	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 県単独市町営漁港小規模 局部改良事業費助成	△ 100	5,900	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 農山漁村地域整備交付 金事業費 (漁港)	△ 92,878	354,122	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 5 ) 漁港災害関連事業費	△ 5,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
第 4 目 国直轄事業費負担金	203,136	1,914,136	
(財源内訳)			(節内訳)
分担金及び負担金	28,996		(19) 負担金、補助及び交付金 203,136
県債	196,000		
一般歳入	△ 21,860		
( 1 ) 国直轄港湾事業費負担 金	203,136	1,914,136	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
第 6 項 都市費	△ 4,199,111	13,413,577	
第 1 目 都市政策費	△ 26,073	217,730	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 8,500		(13) 委託料 △ 26,073
諸収入	△ 8,500		
一般歳入	△ 9,073		
( 1 ) 都市計画調査費	△ 26,073	156,827	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 地域交通費	△ 33,131	1,815,102	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 33,131		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 33,131
( 1 ) 公共交通対策費	△ 33,131	1,812,763	
ア 静岡県バス路線維持費 助成	△ 1,031	1,869	事業費の確定に伴う補正である。
イ 市町自主運行バス事業 費助成	△ 4,000	290,300	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 鉄道施設緊急耐震対策 事業費助成	△ 28,100	19,700	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第3目	市街地整備費	△ 3,951,252	4,478,550	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 2,073,482		(2) 給料 △ 24,781
	分担金及び負担金	△ 211,223		(3) 職員手当等 △ 13,572
	諸収入	△ 496,565		(4) 共済費 △ 4,669
	県債	508,000		(7) 賃金 △ 227
	一般歳入	△ 1,677,982		(9) 旅費 △ 1,405
				(11) 需用費 △ 38,378
				(12) 役務費 △ 19,543
				(13) 委託料 △ 95,971
				(14) 使用料及び賃借料 △ 11,474
				(15) 工事請負費 △ 260,114
				(17) 公有財産購入費 △ 476,478
				(18) 備品購入費 △ 2,217
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,344,702
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 657,707
				(27) 公課費 △ 14
(1)	社会資本整備総合交付金事業費(区画)	△ 2,249,150	828,850	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	東部拠点第二地区区画整理事業費助成	△ 48,060	9,540	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	市街地再開発事業費助成	△ 9,875	264,625	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	社会資本整備総合交付金事業費(街路)	△ 1,643,141	1,776,859	
ア	街路整備事業費	△ 1,492,351	1,587,649	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	鉄道高架事業費	△ 150,790	189,210	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5)	県単独街路整備事業費	81,366	1,366,366	事業費の確定に伴う補正である。
(6)	都市計画街路事業費助成	△ 81,366	96,634	事業費の確定に伴う補正である。
(7)	都市整備推進費(都市計画情報活用)	△ 1,026	2,364	事業費の確定に伴う補正である。
第4目	生活排水費	△ 227,321	3,320,655	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 1,650		(2) 給料 △ 19
	一般歳入	△ 225,671		(3) 職員手当等 △ 15
				(4) 共済費 △ 4
				(9) 旅費 △ 1

科	目	補正額	現計額	説明
				(11) 需用費 △ 8 (12) 役務費 △ 2 (14) 使用料及び賃借料 △ 1 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 46,650 (28) 繰出金 △ 180,621
( 1 )	農山漁村地域整備交付金事業費（農業集落排水）	△ 1,700	20,300	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 2 )	浄化槽整備事業費	△ 45,000	186,608	
ア	生活排水改善対策推進事業費助成	△ 45,000	186,000	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 )	流域下水道事業特別会計繰出金	△ 180,621	3,090,103	特別会計に繰り出す経費の補正である。
第 5 目	公園緑地費	38,666	3,581,540	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	117,000		( 9 ) 旅費 △ 490
	使用料及び手数料	△ 14,344		(11) 需用費 △ 158
	諸収入	25,735		(12) 役務費 △ 686
	県債	89,000		(13) 委託料 40,000
	一般歳入	△ 178,725		
( 1 )	都市整備推進費（公園）	△ 1,334	5,847	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 )	都市公園維持管理費	40,000	3,256,693	
ア	都市公園管理運営費	0	1,891,693	財源更正に伴う補正である。
イ	都市公園維持補修費（整備）	40,000	1,292,800	小笠山総合運動公園施設の吊天井を改修するため、設計を行う。
( 3 )	公園・緑化推進事業費	0	259,000	財源更正に伴う補正である。
第 7 項	農地費	△ 1,217,888	13,766,064	
第 1 目	農地費	△ 1,065,485	13,386,467	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 771,495		( 1 ) 報酬 △ 10,884
	分担金及び負担金	65,591		( 2 ) 給料 △ 28,333
	諸収入	△ 59,710		( 3 ) 職員手当等 △ 21,978
	財産収入	2,280		( 4 ) 共済費 △ 7,778
	繰入金	△ 2,120		( 7 ) 賃金 △ 2,840
	県債	△ 85,000		( 8 ) 報償費 △ 75
	一般歳入	△ 215,031		( 9 ) 旅費 △ 962

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(11) 需用費 △ 8,265
			(12) 役務費 △ 4,027
			(13) 委託料 △ 147,003
			(14) 使用料及び賃借料 △ 5,426
			(15) 工事請負費 △ 190,976
			(16) 原材料費 △ 455
			(17) 公有財産購入費 △ 10,936
			(18) 備品購入費 △ 967
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 616,401
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 8,245
			(23) 償還金、利子及び割引料 △ 83
			(25) 積立金 160
			(27) 公課費 △ 11
( 1 ) 農地計画費	△ 3,601	743,660	
ア 農業農村整備事業調査 計画策定費	39,886	187,607	
(ア) 県単独農業農村整備調 査費	40,970	152,570	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 農地・農業用水路等資 源保全管理推進事業費 助成	△ 334	25,887	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 国庫委託土地改良調 査費	△ 750	150	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 農村整備関連事業計画 策定費	9,675	66,675	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 国土調査費助成	△ 53,162	441,378	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 2 ) 農地整備費	175,979	6,639,107	
ア 県営基幹農業用水利施 設機能保全向上対策事 業費	119,497	1,384,497	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 789,000 千円) 基幹的な農業水利施設の改修並びに長寿命化 を図るための予防保全及び施設の適宜更新を行う。
イ 農業地域生産力強化整 備事業費	220,540	3,178,540	
(ア) 県営農業地域生産力強 化整備事業費	386,352	3,064,900	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 817,000 千円) 企業感覚にあふれ、事業意欲旺盛な農業経営体 等の育成、確保が見込まれる地域を対象に、農業 生産基盤を整備する。



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 団体営農業地域生産力強化整備事業費助成	△ 165,812	113,640	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 土地改良事業管理費	△ 106	137,729	
(ア) 土地改良施設管理運営費	△ 23	8,150	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 大井川用水施設使用料負担金	△ 83	2,417	事業費の確定に伴う補正である。
エ 県単独農業基盤整備事業費	△ 8,637	396,076	
(ア) 県単独農業農村整備事業費助成	6,953	329,241	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 県単独耕作放棄地解消基盤整備事業費	△ 13,815	56,185	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 経営体育促成促進事業費助成	△ 1,775	738	事業費の確定に伴う補正である。
オ 土地改良事業指導推進費	6,651	879,231	
(ア) 土地改良事業推進対策費助成	△ 474	8,676	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 換地清算金	7,125	868,125	事業費の確定に伴う補正である。
カ 多面的機能支払助成	△ 73,966	556,034	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 農地関係受託事業費	△ 88,000	107,000	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 農地保全費	△ 1,232,069	5,986,511	
ア 農村地域整備事業費	133,409	2,063,409	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 農地・農村防災対策事業費	△ 1,305,608	1,257,392	
(ア) 県営農地・農村防災対策事業費	△ 1,017,395	1,257,392	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 100,000千円) 自然災害による被害を防止するため、農業用排水施設等の改修及び防災施設の整備等を行う。
(イ) 団体営農地・農村防災対策事業費助成	△ 288,213	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 県単独農地整備事業費助成	△ 41,620	14,240	事業費の確定に伴う補正である。
エ 県営東富士演習場地区土地改良事業費	△ 18,998	2,463,002	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 団体営東富士演習場地区土地改良事業費	588	170,588	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 緑と水のふるさとづくり推進事業費	160	17,880	
(ア) ふじのくに美しく品格のある邑づくり推進事業費	0	17,720	財源更正に伴う補正である。
(イ) 緑と水のふるさと基金積立金	160	160	基金運用益の確定に伴う補正である。
( 4 ) 農地利用管理事務費	△ 5,794	17,189	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 国直轄事業費等負担金	△ 152,403	379,597	
(財源内訳)			(節内訳)
分担金及び負担金	△ 3,376		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 152,403
県債	△ 115,000		
一般歳入	△ 34,027		
( 1 ) 国直轄等農業用水事業費負担金	△ 152,403	379,597	国直轄事業等の県負担額の決定に伴う補正である。
第 8 項 森林費	△ 548,873	8,234,911	
第 1 目 森林費	△ 445,625	7,948,159	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 145,390		( 2 ) 給料 △ 8,251
分担金及び負担金	△ 9,053		( 3 ) 職員手当等 △ 5,356
諸収入	210		( 4 ) 共済費 △ 2,450
財産収入	△ 1,828		( 9 ) 旅費 △ 4,132
繰入金	△ 25,884		(11) 需用費 △ 31,991
県債	129,000		(12) 役務費 △ 3,051
一般歳入	△ 392,680		(13) 委託料 △ 119,567
			(14) 使用料及び賃借料 △ 6,150
			(15) 工事請負費 △ 536,220
			(18) 備品購入費 △ 861
			(19) 負担金、補助及び交付金 301,743
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 29,553
			(25) 積立金 237
			(27) 公課費 △ 23

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 森林計画費	△ 197,498	2,720,098	
ア 森林計画事業費	△ 197,498	1,438,098	
(ア) 森林整備事務費	△ 3,927	31,191	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 森林整備加速化・林業再生基金積立金	183	300	基金運用益の確定に伴う補正である。
(ウ) 農山漁村地域整備交付金事業費(森林)	△ 185,980	986,020	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 県単独森林整備事業費助成	△ 7,774	28,090	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 森林整備費	249,447	3,004,701	
ア 造林事業費	336,970	1,422,556	
(ア) スギ等花粉発生源対策事業費	△ 506	3,094	国庫支出金の確定に伴う補正である。
(イ) 水土保全森林緊急間伐対策事業費助成	△ 234	19,707	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 造林事業費	343,220	1,251,220	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 442,000 千円) 人工造林、間伐等を行う森林組合等に助成するとともに、松林の保全を図るために森林を整備する。
(エ) しずおか林業再生プロジェクト推進事業費	△ 4,000	80,000	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 県単独森林病害虫獣総合対策事業費	△ 669	42,531	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 海岸防災林再生苗木供給体制構築事業費	△ 841	1,004	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 路網整備事業費	△ 58,377	1,504,623	
(ア) 県営林道整備事業費	△ 17,950	527,050	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 団体営林道事業費	△ 19,427	158,573	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 県単独林道事業費	4,000	430,000	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 社会環境基盤重点林道整備事業費	△ 25,000	167,000	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 森林経営事業費	△ 29,146	77,522	
(ア) 資源循環林地整備事業費	△ 2,983	18,129	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 森林整備地域活動支援事業費	△ 26,100	58,300	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 森林整備地域活動支援基金積立金	54	210	基金運用益等の確定に伴う補正である。
(エ) 木材生産平準化促進実証事業費	△ 117	883	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 森林保全費	△ 497,574	2,223,360	
ア 治山事業費	△ 497,574	2,206,426	
(ア) 治山事業費	△ 77,848	1,165,152	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 100,000千円) 治山事業により、安全で住み良い県土づくりを推進する。
(イ) 緊急治山事業費	△ 416,726	84,274	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 林地崩壊対策事業費	△ 3,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(エ) 県単独治山事業費	0	957,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 国直轄事業費負担金	△ 103,248	286,752	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	△ 93,000		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 103,248
一般歳入	△ 10,248		
( 1 ) 国直轄治山事業費負担金	△ 103,248	286,752	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 9 款 危機管理費	771,464	6,591,024	
第 1 項 危機管理費	771,464	6,591,024	
第 1 目 危機管理総務費	△ 30,338	1,284,834	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	5,162		(2) 給料 △ 13,495
一般歳入	△ 35,500		(3) 職員手当等 6,497
			(4) 共済費 △ 23,340
( 1 ) 危機管理総務費	△ 30,338	1,284,834	危機管理部職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 13,495
			一般職給 △ 13,495
			・職員手当等 6,497
			扶養手当 988
			住居手当 1,943
			通勤手当 8,339
			管理職手当 △ 3,753
			特殊勤務手当 156
			時間外勤務手当 △ 767
			夜間勤務手当 6
			宿日直手当 97
			期末手当 △ 3,237
			勤勉手当 1,856
			寒冷地手当 △ 51
			地域手当 2,033
			児童手当 △ 215
			単身赴任手当 △ 898
			・共済費 △ 23,340
			地方職員共済組合等負担金△ 23,340
第 2 目 危機管理費	801,802	5,306,190	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	885,498		(1) 報酬 △ 2,334
分担金及び負担金	40		(4) 共済費 △ 1,960
諸収入	△ 964		(8) 報償費 △ 292
一般歳入	△ 82,772		(9) 旅費 △ 523
			(11) 需用費 △ 40,619
			(12) 役務費 △ 1,055
			(13) 委託料 △ 53,159
			(14) 使用料及び賃借料 △ 5,990
			(15) 工事請負費 19,065
			(18) 備品購入費 3,162
			(19) 負担金、補助及び交付金 885,507
( 1 ) 危機管理対策費	△ 69,723	1,231,871	
ア 危機管理総合調整費	△ 33,063	749,645	事業費の決定及び財源更正に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
イ	大規模な広域防災拠点整備事業費	△ 146	209,854	事業費の決定に伴う補正である。
ウ	防災ヘリコプター活動事業費	△ 36,514	172,486	事業費の決定に伴う補正である。
(2)	地域防災対策活性化事業費	45,903	122,627	
ア	県民防災啓発強化事業費	△ 1,249	47,975	事業費の決定に伴う補正である。
イ	地域防災力向上人材育成事業費	△ 46	4,954	事業費の決定に伴う補正である。
ウ	富士山火山防災対策推進事業費	△ 3,282	12,218	事業費の決定に伴う補正である。
エ	協働による地域防災人づくりまちづくり事業費	△ 20	1,980	事業費の決定に伴う補正である。
オ	訪日富士登山者情報環境改善事業費	50,500	50,500	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 50,500千円) 富士山周辺の観光情報、富士登山に必要な情報提供のため、富士登山者情報システムの多言語化、インターネット環境等を整備する。
(3)	消防体制強化推進費	△ 9,900	112,800	
ア	一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業費	△ 9,900	70,100	事業計画の決定に伴う補正である。
(4)	救急高度化推進費	△ 4	16,696	
ア	メディカルコントロール体制推進事業費	△ 4	3,496	事業費の決定に伴う補正である。
(5)	原子力発電等対策費	835,526	3,476,196	
ア	原発防災対策事業費	845,460	3,287,490	
(ア)	原発防災対策事業費	845,460	1,163,490	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 900,000千円) 原子力災害に備えるため、要配慮者施設等の放射線防護対策を行う。
イ	原発安全対策推進費	△ 9,934	188,706	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 原子力発電広報対策事業費	△ 9,850	42,987	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 防災・原子力学会等運営費	△ 84	6,430	事業費の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第10款 警察費	△ 1,522,723	77,241,940	
第 1 項 警察管理費	△ 1,481,515	74,155,222	
第 1 目 公安委員会費	△ 165	15,917	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 165		(1) 報酬 △ 161 (11) 需用費 △ 4
( 1 ) 公安委員会運営事業費	△ 165	15,917	公安委員の報酬等の補正である。
第 2 目 警察本部費	△ 1,125,065	64,195,265	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金	△ 990		(1) 報酬 △ 2,106
諸収入	△ 11,366		(2) 給料 155,574
一般歳入	△ 1,112,709		(3) 職員手当等 △ 732,849
			(4) 共済費 △ 557,341
			(5) 災害補償費 △ 2,819
			(7) 賃金 11,743
			(8) 報償費 △ 8,975
			(9) 旅費 858
			(11) 需用費 △ 1,826
			(12) 役務費 5,685
			(14) 使用料及び賃借料 △ 299
			(19) 負担金、補助及び交付金 685
			(22) 補償、補填及び賠償金 3,788
			(27) 公課費 2,817
( 1 ) 職員給与費	△ 1,125,289	61,905,749	警察職員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 282 ・給料 155,574 一般職給 155,574 ・職員手当等 △ 732,849 扶養手当 15,199 地域手当 62,711 住居手当 15,440 通勤手当 △ 45,614 管理職手当 △ 2,501 特勤勤務手当 △ 2,157 特殊勤務手当 △ 7,469 時間外勤務手当 23,770 休日勤務手当 △ 105,842 夜間勤務手当 90,068 宿日直手当 13,385 期末手当 9,190 勤勉手当 96,896 退職手当 △ 892,405 児童手当 △ 4,295



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			単身赴任手当 △ 227 管理職員特別勤務手当 1,002 ・ 共済費 △ 557,341 地方職員共済組合等負担金△ 551,112 社会保険料 △ 6,229 ・ 災害補償費 △ 2,819 ・ 賃金 11,743 ・ 負担金、補助及び交付金 685
( 2 ) 警察職員健康管理事業費	△ 23	229,867	健康診断等安全衛生対策に要する経費の補正である。
( 3 ) 警察装備管理事業費	8,299	446,899	
ア 警察官制服等貸与事業費	△ 282	374,718	警察官制服等の整備に要する経費の補正である。
イ 警察車両管理事業費	8,581	72,181	装備車両等の維持管理に要する経費の補正である。
( 4 ) 警察管理運営事業費	186	1,143,142	
ア 警察企画管理事業費	3,077	389,818	赴任旅費等の補正である。
イ 警察官増員対策事業費	△ 710	15,490	警察官増員に要する経費の補正である。
ウ 警察署協議会活動推進事業費	△ 1,824	8,166	警察署協議会委員の報酬の補正である。
エ 警察広報活動事業費	△ 45	1,296	広報活動に要する経費の補正である。
オ 警察相談業務推進事業費	△ 48	1,526	総合相談業務等に要する経費の補正である。
カ 警察電算運営管理事業費	△ 264	713,582	警察電算システムの管理運営等に要する経費の補正である。
( 5 ) 生活安全警察管理事業費	△ 151	25,435	
ア 風俗営業許可等事業費	△ 89	12,174	風俗営業等の許可事務に要する経費の補正である。
イ 銃砲等所持許可事業費	△ 62	7,341	銃砲等の所持許可事務等に要する経費の補正である。
( 6 ) 地域警察管理事業費	△ 8,087	434,173	
ア 110静岡運営事業費	△ 212	313,948	通信指令システムの維持管理に要する経費の補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
イ	民間協力推進事業費	△ 7,875	120,225	駐在所等勤務員の家族に対する報償費の補正である。
第3目	運転免許費	△ 13,655	2,268,393	(節内訳) (9) 旅費 △ 181 (11) 需用費 △ 23,784 (12) 役務費 △ 470 (13) 委託料 13,273 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,953 (18) 備品購入費 △ 540
	(財源内訳) 財産収入	△ 464		
	一般歳入	△ 13,191		
(1)	運転免許事業費	△ 27,123	1,133,252	
ア	運転免許試験実施事業費	△ 4,014	449,361	運転免許試験に要する経費の補正である。
イ	運転免許管理システム整備事業費	△ 23,109	683,891	運転免許管理システムの維持管理等に要する経費の補正である。
(2)	運転者教育事業費	13,468	1,135,141	高齢者講習等受講者数の変動に伴う補正である。
第4目	交通安全対策費	△ 261,102	4,912,212	(節内訳) (9) 旅費 △ 146 (11) 需用費 △ 12,387 (12) 役務費 △ 26,715 (13) 委託料 △ 52,868 (14) 使用料及び賃借料 △ 111 (15) 工事請負費 △ 168,956 (19) 負担金、補助及び交付金 81
	(財源内訳) 国庫支出金	△ 84,675		
	使用料及び手数料	△ 25,913		
	諸収入	△ 46,687		
	県債	△ 64,000		
	一般歳入	△ 39,827		
(1)	交通安全活動推進事業費	△ 5,216	513,520	
ア	交通安全企画事業費	△ 18	8,217	交通安全対策等に要する経費の補正である。
イ	交通安全対策事業費	△ 50	6,852	体験型交通安全講習等に要する経費の補正である。
ウ	静岡県交通安全指導員設置費助成	81	402,081	静岡県交通安全指導員の人件費の補正である。
エ	交通安全対策器材充実事業費	△ 315	77,460	交通取締り活動器材の整備に要する経費の補正である。
オ	交通反則通告事業費	△ 4,914	18,910	交通反則通告書送付件数の変動に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
( 2 )	交通安全施設等整備事業費	△ 201,795	3,822,787	交通安全施設等の整備に要する経費の補正である。
( 3 )	市街地駐車等対策事業費	△ 53,700	314,695	自動車保管場所証明取扱件数の変動等に伴う補正である。
( 4 )	放置駐車対策事業費	△ 331	121,069	放置駐車対策に要する経費の補正である。
( 5 )	自動車保管場所証明ワンストップサービス・システム整備事業費	△ 60	140,141	自動車保管場所証明ワンストップサービス・システムの管理運営に要する経費の補正である。
第 5 目	警察施設費	△ 73,516	2,654,269	
	(財源内訳)			(節内訳)
	諸収入	29,490		( 9 ) 旅費 △ 82
	財産収入	△ 18,444		(11) 需用費 △ 22,701
	県債	6,000		(12) 役務費 △ 303
	一般歳入	△ 90,562		(13) 委託料 △ 16,282
				(14) 使用料及び賃借料 △ 205
				(15) 工事請負費 △ 30,597
				(17) 公有財産購入費 △ 282
				(18) 備品購入費 △ 1,761
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 20
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 1,283
( 1 )	警察施設管理運営事業費	△ 40,630	1,317,196	警察施設の維持管理に要する経費の補正である。
( 2 )	警察庁舎整備事業費	△ 32,886	699,814	
ア	(仮称)浜松西警察署庁舎等建設事業費	△ 1,691	204,009	用地取得費等の補正である。
イ	下田警察署松崎分庁舎整備事業費	△ 10,441	25,259	建築設計等に要する経費の補正である。
ウ	交番・駐在所建設事業費	△ 6,567	242,633	交番等の建て替えに要する経費の補正である。
エ	警察施設防災機能強化事業費	△ 14,187	227,913	非常用発電設備等の整備に要する経費の補正である。
( 3 )	警察職員住宅整備事業費	0	410,431	
ア	警察職員住宅整備事業費	0	140,343	財源更正に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
イ	警察職員住宅費償還事業費	0	270,088	財源更正に伴う補正である。
第6目	恩給及び退職年金費	△ 8,012	109,166	(節内訳) (6) 恩給及び退職年金 △ 8,012
	(財源内訳) 一般歳入	△ 8,012		
(1)	警察職員恩給費	△ 8,012	109,166	退職警察職員及びその遺族に支給する恩給費の補正である。
第2項	警察活動費	△ 41,208	3,086,718	
第1目	警察活動費	△ 41,208	3,086,718	(節内訳)
	(財源内訳) 国庫支出金	△ 109,261		(9) 旅費 △ 188
	寄附金	10		(11) 需用費 △ 49,473
	諸収入	△ 11,550		(12) 役務費 10,547
	一般歳入	79,593		(14) 使用料及び賃借料 △ 2,094
(1)	警察装備事業費	△ 38,390	856,548	
ア	装備車両等維持事業費	△ 38,390	772,910	装備車両の維持管理に要する経費の補正である。
(2)	留置施設管理対策事業費	△ 1,774	201,960	被留置者数の変動に伴う経費の補正である。
(3)	生活安全警察活動事業費	△ 68	257,309	
ア	生活安全警察活動事業費	△ 25	29,160	生活安全警察活動に要する経費の補正である。
イ	特殊詐欺被害防止対策推進事業費	△ 40	2,660	特殊詐欺被害防止対策に要する経費の補正である。
ウ	学校対策支援活動事業費	△ 3	78,222	スクールサポーターの活動に要する経費の補正である。
(4)	地域警察活動事業費	△ 143	1,122,542	
ア	交番相談員設置事業費	△ 43	569,545	交番相談員の活動に要する経費の補正である。
イ	富士登山者遭難救助活動事業費	△ 100	5,100	山岳遭難救助活動に要する経費の補正である。
(5)	刑事警察活動事業費	△ 368	310,801	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 来日外国人犯罪対策事業費	△ 5	26,370	通訳活動等に要する経費の補正である。
イ 捜査の高度化推進事業費	△ 82	28,018	検視支援器材等の整備に要する経費の補正である。
ウ 危険ドラッグ対策事業費	△ 143	5,757	鑑定資器材等の整備に要する経費の補正である。
エ 静岡県警察指紋情報管理事業費	△ 138	83,090	指紋情報管理システムの管理運営に要する経費の補正である。
( 6 ) 交通指導取締活動事業費	△ 14	45,957	
ア 暴走族対策強化事業費	△ 14	2,415	暴走族対策に要する経費の補正である。
( 7 ) 災害警備対策事業費	△ 1,571	42,007	
ア 地震防災対策事業費	△ 28	2,189	地震等の災害対策推進に要する経費の補正である。
イ 災害警備情報システム整備事業費	△ 1,543	20,594	災害警備情報システムの管理運営に要する経費の補正である。
( 8 ) 警戒警備対策事業費	1,120	4,810	警戒警備に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 1 款 教育費	31,274	301,131,904	
第 1 項 総合教育費	△ 3,257	8,743	
第 1 目 総合教育費	△ 3,257	8,743	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 273		(1) 報酬 △ 1,776
一般歳入	△ 2,984		(4) 共済費 △ 557
			(9) 旅費 △ 924
( 1 ) 総合教育推進費	△ 3,257	4,943	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 教育委員会費	△ 302,288	9,255,804	
第 1 目 教育委員会費	△ 3,629	14,774	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 3,629		(1) 報酬 △ 3,629
( 1 ) 教育委員報酬	△ 3,629	10,074	教育委員の報酬の補正である。 ・報酬 △ 3,629
第 2 目 教育総務費	7,561	4,006,767	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 34,051		(1) 報酬 △ 1,520
諸収入	△ 2,225		(2) 給料 △ 28,941
一般歳入	43,837		(3) 職員手当等 74,360
			(4) 共済費 14,597
			(7) 賃金 △ 2,070
			(8) 報償費 △ 577
			(9) 旅費 △ 2,137
			(11) 需用費 △ 175
			(12) 役務費 △ 267
			(13) 委託料 △ 34,202
			(14) 使用料及び賃借料 △ 475
			(18) 備品購入費 △ 4,173
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 6,859
( 1 ) 職員給与費	58,500	3,499,104	事務局職員の人件費の補正である。  ・給料 △ 28,941 特別職給 8,433 一般職給 △ 37,374 ・職員手当等 74,360 扶養手当 △ 7,110 地域手当 2,150 住居手当 1,313 通勤手当 28,379

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			管理職手当 △ 1,360 時間外勤務手当 87,049 休日勤務手当 1 夜間勤務手当 7 宿日直手当 △ 2 期末手当 △ 9,991 勤勉手当 11,214 退職手当 △ 33,871 児童手当 △ 2,995 単身赴任手当 △ 406 管理職員特別勤務手当 △ 18 ・ 共済費 14,628 地方職員共済組合等負担金 17,442 社会保険料 △ 2,814 ・ 賃金 △ 2,070 ・ 旅費 △ 118 ・ 負担金、補助及び交付金 641
( 2 ) クレーム対応学校支援事業費	△ 631	8,568	学校に対するクレーム等の対応に要する経費の補正である。
( 3 ) 社会保障税番号制度推進事業費	△ 23,838	42,302	統合宛名システム構築等に要する経費の補正である。
( 4 ) 教職員総合研修事業費	△ 4,011	71,889	教職員の資質向上研修等に要する経費の補正である。
( 5 ) 学び続ける教員支援事業費	△ 7,500	5,000	教員がより高い専門性、確かな指導力を身につけるための支援に要する経費の補正である。
( 6 ) ICT教育推進事業費	△ 14,828	269,372	県立学校の情報教育機器の整備等に要する経費の補正である。
ア 教育委員会デジタルオフィス整備事業費	△ 1,776	40,724	事業費の確定に伴う補正である。
イ 静岡県学校情報化推進事業費	△ 21	224,679	事業費の確定に伴う補正である。
ウ ICTを活用した学びの推進事業費	△ 13,031	3,969	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 7 ) 人権教育総合推進事業費	△ 66	2,797	人権教育に関する研修会等の実施に要する経費の補正である。
( 8 ) 青少年の国際交流推進事業費	△ 65	14,335	東アジア諸国との学校交流、青少年交流等に要する経費の補正である。
第 3 目 教育管理費	△ 199,095	4,328,771	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 国庫支出金 使用料及び手数料 諸収入 県債 一般歳入	  △ 3,057 △ 18 529,000 △ 731,218		(節内訳) (1) 報酬 △ 325 (8) 報償費 △ 747 (9) 旅費 △ 282 (11) 需用費 △ 11,000 (12) 役務費 △ 2,485 (13) 委託料 △ 88,339 (14) 使用料及び賃借料 △ 22,909 (15) 工事請負費 △ 71,539 (18) 備品購入費 △ 401 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,014 (27) 公課費 △ 54
(1) 教育行政運営費	△ 26,054	195,200	教育委員会事務局の運営に要する経費等の補正である。
(2) 教育財産維持管理費	△ 11,540	606,460	県立学校等の修繕等に要する経費の補正である。
(3) 県立学校等施設整備事業費	△ 38,872	1,135,628	県立学校等の施設整備に要する経費の補正である。
(4) 県立高校老朽校舎対策事業費	△ 55,645	194,355	県立高校の老朽校舎の改修等に要する経費の補正である。
(5) 県立学校外壁安全対策事業費	△ 42,375	1,233,625	県立学校等の外壁補修に要する経費の補正である。
(6) 県立学校等吊り天井落下防止対策事業費	△ 24,609	72,891	県立学校等の吊り天井の落下防止対策に要する経費の補正である。
第 4 目 福利厚生費	△ 107,544	560,062	
(財源内訳) 財産収入 県債 一般歳入	 △ 20,781 55,000 △ 141,763		(節内訳) (9) 旅費 △ 42 (11) 需用費 △ 2,513 (12) 役務費 △ 121 (13) 委託料 △ 14,529 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,634 (15) 工事請負費 △ 88,603 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 102
(1) 教職員健康管理事業費	△ 564	144,133	教職員の健康診断に要する経費の補正である。
(2) 被服等貸与費	△ 1,605	11,495	教職員に貸与する被服等の購入に要する経費の補正である。
(3) 教職員住宅費	△ 105,375	404,434	教職員住宅の解体等に要する経費の補正である。
ア 教職員住宅整備費	△ 65,011	305,967	事業費の確定に伴う補正である。



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 教職員住宅維持補修費	△ 40,364	98,467	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 恩給及び退職年金費	2,032	115,493	(節内訳) (6) 恩給及び退職年金 2,032
(財源内訳) 一般歳入	2,032		
(1) 恩給及び退職年金費	2,032	115,493	教育委員会教職員の恩給及び退職年金の補正である。 ・恩給及び退職年金 2,032 恩給 4,156 退職年金 △ 2,124
第 6 目 総合教育センター費	△ 1,613	229,937	(節内訳) (9) 旅費 △ 569 (12) 役務費 △ 8 (13) 委託料 △ 1,036
(財源内訳) 国庫支出金	△ 348		
一般歳入	△ 1,265		
(1) 総合教育センター管理運営費	△ 1,613	229,937	総合教育センター管理運営に要する経費の補正である。
第 3 項 小学校費	1,132,328	105,532,213	
第 1 目 教職員費	1,132,328	105,532,213	(節内訳) (1) 報酬 △ 28,137 (2) 給料 1,243,780 (3) 職員手当等 △ 356,667 (4) 共済費 292,300 (9) 旅費 △ 18,948
(財源内訳) 国庫支出金	716,735		
諸収入	59,870		
一般歳入	355,723		
(1) 小学校教職員給与費等	1,132,328	105,532,213	小学校教職員の人件費の補正である。
ア 教職員給与費	1,151,428	105,169,313	人件費の確定に伴う補正である。 ・報酬 △ 28,137 ・給料 1,243,780 一般職給 1,243,780 ・職員手当等 △ 356,667 扶養手当 10,783 地域手当 129,433 住居手当 49,590 通勤手当 21,289 管理職手当 △ 3,606 へき地手当 △ 19,147 特殊勤務手当 △ 20,216 時間外勤務手当 △ 19,525 休日勤務手当 △ 113

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			義務教育等教員特別手当 11,913 期末手当 △ 57,331 勤勉手当 473,680 退職手当 △ 932,164 児童手当 △ 975 単身赴任手当 △ 278 ・ 共済費 292,300 地方職員共済組合等負担金 147,008 社会保険料 145,292 ・ 旅費 152
イ 教職員旅費（小学校）	△ 19,100	362,900	活動旅費の確定に伴う補正である。
第 4 項 中学校費	△ 204,936	62,912,464	
第 1 目 教職員費	△ 204,936	62,912,464	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	612,018		(1) 報酬 △ 42,470
諸収入	18,050		(2) 給料 △ 213,871
一般歳入	△ 835,004		(3) 職員手当等 60,733
			(4) 共済費 8,434
			(9) 旅費 △ 17,762
( 1 ) 中学校教職員給与費等	△ 204,936	62,912,464	中学校教職員の人件費の補正である。
ア 教職員給与費	△ 188,166	62,593,834	人件費の確定に伴う補正である。
			・ 報酬 △ 42,470 ・ 給料 △ 213,871 一般職給 △ 213,871 ・ 職員手当等 60,733 扶養手当 16,756 地域手当 53,777 住居手当 5,067 通勤手当 5,256 管理職手当 324 へき地手当 △ 16,825 特殊勤務手当 65,446 時間外勤務手当 △ 16,220 休日勤務手当 △ 69 夜間勤務手当 1 義務教育等教員特別手当 △ 3,096 期末手当 △ 98,620 勤勉手当 215,774 退職手当 △ 163,106 児童手当 △ 5,310 単身赴任手当 1,578 ・ 共済費 8,434 地方職員共済組合等負担金 70,593 社会保険料 △ 62,159

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 教職員旅費（中学校）	△ 16,770	318,630	・旅費 △ 992 活動旅費の確定に伴う補正である。
第 5 項 高等学校費	△ 206,008	61,618,807	
第 1 目 高等学校総務費	109,825	53,405,590	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	842		(1) 報酬 △ 54,188
使用料及び手数料	4,794		(2) 給料 △ 97,995
諸収入	△ 179,454		(3) 職員手当等 453,673
一般歳入	283,643		(4) 共済費 △ 195,775
			(9) 旅費 4,110
(1) 教職員給与費	109,825	53,405,590	高等学校教職員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 54,188 ・給料 △ 97,995 一般職給 △ 97,995 ・職員手当等 453,673 扶養手当 7,089 地域手当 48,869 住居手当 29,974 通勤手当 23,828 管理職手当 △ 2,272 定時制通信教育手当 7,362 産業教育手当 2,545 特殊勤務手当 15,469 時間外勤務手当 △ 56,561 休日勤務手当 △ 82 夜間勤務手当 △ 35 宿日直手当 348 義務教育等教員特別手当 △ 2,780 期末手当 △ 72,163 勤勉手当 189,320 退職手当 266,418 児童手当 △ 2,005 単身赴任手当 △ 1,711 管理職員特別勤務手当 60 ・共済費 △ 195,775 地方職員共済組合等負担金 209,748 社会保険料 △ 405,523 ・旅費 4,110
第 2 目 高等学校管理費	△ 315,833	8,213,217	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 149,811		(8) 報償費 △ 661
使用料及び手数料	△ 1,965		(9) 旅費 △ 16,541
諸収入	△ 60,651		(11) 需用費 △ 15,249

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
財産収入 一般歳入	3,247 △ 106,653		(12) 役務費 △ 11,228 (13) 委託料 △ 1,942 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,738 (16) 原材料費 △ 558 (18) 備品購入費 △ 428 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 64,831 (20) 扶助費 △ 187,725 (21) 貸付金 △ 14,932
( 1 ) 高等学校管理運営費	△ 37,385	3,433,705	県立高等学校の管理運営に要する経費の補正である。
ア 高等学校管理費	△ 39,351	3,064,189	管理運営経費の確定に伴う補正である。
イ 高等学校水産実習費	1,532	194,648	実習経費の確定に伴う補正である。
ウ 高等学校農業実習費	554	73,518	実習経費の確定に伴う補正である。
エ 産業教育設備費	△ 120	101,350	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 高等学校生徒修学奨励費	△ 278,448	4,779,512	高等学校生徒の就学支援に要する経費の補正である。
ア 高等学校等奨学事業費	△ 210,854	396,746	事業費の確定に伴う補正である。
イ 高等学校就学支援事業費	△ 67,594	4,380,406	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 項 大学費	△ 3,965	6,403,748	
第 1 目 大学費	△ 3,965	6,403,748	
(財源内訳) 一般歳入	△ 3,965		(節内訳) ( 1) 報酬 △ 1,696 ( 8) 報償費 △ 502 ( 9) 旅費 △ 588 (11) 需用費 △ 359 (12) 役務費 △ 574 (14) 使用料及び賃借料 △ 150 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 96
( 1 ) 大学運営指導費	△ 2,329	4,597	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) ふじのくに学術振興事業費	△ 686	41,414	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 高大連携推進事業費	△ 950	650	事業費の確定に伴う補正である。
第 7 項 特別支援学校費	245,331	24,093,833	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 目 特別支援学校費	299,775	22,340,257	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	46,511		(1) 報酬 △ 77,336
諸収入	137,669		(2) 給料 54,604
一般歳入	115,595		(3) 職員手当等 331,487
			(4) 共済費 △ 5,248
			(9) 旅費 △ 3,732
( 1 ) 特別支援学校教職員給与費等	299,775	22,340,257	特別支援学校教職員の人件費の補正である。
ア 特別支援学校教職員給与費	304,470	22,251,052	人件費の確定に伴う補正である。
			・報酬 △ 77,336
			・給料 54,604
			一般職給 54,604
			・職員手当等 331,487
			扶養手当 29,267
			地域手当 29,024
			住居手当 17,365
			通勤手当 650
			管理職手当 4,987
			特殊勤務手当 △ 422
			時間外勤務手当 6,659
			休日勤務手当 △ 53
			宿日直手当 △ 112
			義務教育等教員特別手当 △ 273
			期末手当 △ 7,270
			勤勉手当 85,176
			退職手当 161,093
			児童手当 4,665
			単身赴任手当 731
			・共済費 △ 5,248
			地方職員共済組合等負担金△ 225,605
			社会保険料 220,357
			・旅費 963
イ 教職員旅費（特別支援学校）	△ 4,695	89,205	活動旅費の確定に伴う補正である。
第 2 目 特別支援学校管理費	△ 54,444	1,753,576	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	6,000		( 8 ) 報償費 △ 12
寄附金	△ 1,500		(11) 需用費 △ 12,393
諸収入	△ 233		(12) 役務費 △ 747
財産収入	279		(13) 委託料 △ 49,450
一般歳入	△ 58,990		(14) 使用料及び賃借料 △ 1,146
			(16) 原材料費 △ 216

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 特別支援学校管理費	△ 66,444	1,285,576	(18) 備品購入費 △ 2,480 (20) 扶助費 12,000 特別支援学校の管理運営経費の確定に伴う補正である。
ア 特別支援学校管理運営費	△ 66,490	1,275,510	管理運営経費の確定に伴う補正である。
イ 特別支援学校作業実習費	46	10,066	実習経費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 特別支援学校就学奨励費	12,000	468,000	対象児童生徒数の確定等に伴う補正である。
第 8 項 学校教育費	△ 402,941	1,765,531	
第 1 目 高校教育費	△ 89,651	660,079	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 71,138		(節内訳)
一般歳入	△ 18,513		( 1) 報酬 △ 20,590 ( 4) 共済費 △ 2,764 ( 8) 報償費 △ 11,068 ( 9) 旅費 △ 19,222 (11) 需用費 △ 14,516 (12) 役務費 △ 1,775 (13) 委託料 △ 8,162 (14) 使用料及び賃借料 △ 3,473 (18) 備品購入費 △ 8,081
( 1 ) 高校教育指導費	△ 58,448	565,422	高校生の人材育成等に要する経費の補正である。
ア 次代を担う人材育成事業費	△ 542	10,258	事業費の確定に伴う補正である。
イ 実学推進フロンティア事業費	△ 19,706	31,494	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 世界にはばたく人材育成事業費	△ 38,200	19,500	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 生徒指導等推進事業費	△ 30,699	27,101	スクールカウンセラーの相談業務等に要する経費の補正である。
( 3 ) 発達障害等の生徒支援充実事業費	△ 285	17,515	発達障害等のある生徒に対する専門的支援に要する経費の補正である。
( 4 ) 山の村運営費	△ 219	50,041	山の村の管理運営に要する経費の補正である。
第 2 目 義務教育費	△ 292,297	533,193	

科	目	補正額	現計額	説明
	(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	△ 98,785 △ 421 △ 193,091		(節内訳) (1) 報酬 △ 273,554 (4) 共済費 △ 3,406 (8) 報償費 △ 587 (9) 旅費 △ 10,562 (11) 需用費 △ 38 (14) 使用料及び賃借料 △ 50 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 4,100
(1)	小中学校学習支援事業費	△ 89,020	258,980	学び方支援非常勤講師等の配置に要する経費の補正である。
(2)	生徒指導等推進事業費 (小・中)	△ 199,139	265,361	スクールカウンセラーの配置等に要する経費の補正である。
(3)	小中学校児童生徒就学支援等事業費	△ 2,300	1,700	市町の就学支援事業等の支援に要する経費の補正である。
(4)	しずおか型コミュニティ・スクール推進事業費	△ 1,838	3,262	コミュニティ・スクールの推進を目指す地域の支援に要する経費の補正である。
第3目	特別支援教育費	△ 3,091	13,123	
	(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	△ 1,031 △ 2,060		(節内訳) (1) 報酬 △ 3,018 (4) 共済費 △ 50 (9) 旅費 △ 23
(1)	特別支援学校外部専門員活用事業費	△ 3,091	9,209	事業費の確定に伴う補正である。
第4目	学校健康安全費	△ 17,902	559,136	
	(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	△ 6,527 △ 644 △ 10,731		(節内訳) (8) 報償費 △ 1,151 (9) 旅費 △ 2,097 (11) 需用費 △ 942 (12) 役務費 △ 9,776 (13) 委託料 △ 2,398 (14) 使用料及び賃借料 △ 563 (18) 備品購入費 △ 39 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 936
(1)	学校体育推進事業費	△ 1,112	91,188	学校体育の振興に要する経費の補正である。
ア	学校体育推進事業費	△ 348	4,952	事業費の確定に伴う補正である。
イ	しずおか型部活動推進事業費	△ 27	83,973	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 全国高校総体開催準備事業費	△ 737	2,263	事業費の確定に伴う補正である。
( 2) 学校保健管理事業費	△ 10,122	155,936	児童生徒の心臓疾患検査等に要する経費の補正である。
( 3) 学校給食管理事業費	△ 1,142	8,658	学校食育推進に要する経費の補正である。
( 4) 交通安全教育推進事業費	△ 810	2,110	交通安全教育推進に要する経費の補正である。
( 5) 学校地域連携安全・安心推進事業費	△ 837	2,810	スクールヘルスリーダー等に要する経費の補正である。
( 6) 学校地震対策総合推進事業費	△ 3,879	5,121	学校の防災教育に要する経費の補正である。
第 9 項 社会教育費	△ 226,662	985,635	
第 1 目 社会教育費	△ 6,559	73,302	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 971		(節内訳) ( 8) 報償費 △ 179
諸収入	26		( 9) 旅費 △ 49
一般歳入	△ 5,614		(11) 需用費 △ 132
			(12) 役務費 △ 10
			(14) 使用料及び賃借料 △ 149
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 6,040
( 1) 地域の教育力向上推進事業費	△ 168	1,253	地域コーディネーター養成講座等に要する経費の補正である。
( 2) 地域における通学合宿推進事業費	△ 4,178	9,872	通学合宿に要する経費の補正である。
( 3) 生涯学習情報発信事業費	△ 47	1,635	生涯学習情報発信に要する経費の補正である。
( 4) 学校支援地域本部等推進事業費	△ 1,904	48,096	学校支援地域本部等推進に要する経費の補正である。
( 5) 家庭教育支援事業費	△ 85	3,415	家庭教育支援に要する経費の補正である。
( 6) 「読書県しずおか」づくり総合推進事業費	△ 177	3,023	「読書県しずおか」推進に要する経費の補正である。
第 2 目 図書館費	△ 8,708	175,034	
(財源内訳) 使用料及び手数料	4		(節内訳) ( 1) 報酬 △ 205



科	目	補正額	現計額	説明
	諸収入 一般歳入	△ 245 △ 8,467		(4) 共済費 △ 436 (7) 賃金 △ 191 (8) 報償費 △ 133 (9) 旅費 △ 57 (11) 需用費 △ 1,201 (12) 役務費 △ 737 (13) 委託料 △ 1,354 (14) 使用料及び賃借料 △ 314 (18) 備品購入費 △ 4,042 (27) 公課費 △ 38
(1)	県立中央図書館管理運営費	△ 3,028	84,714	県立中央図書館の管理運営に要する経費の補正である。
(2)	県立中央図書館資料充実費	△ 1,448	83,552	県立中央図書館の資料購入等に要する経費の補正である。
(3)	県立中央図書館書庫整備事業費	△ 4,232	6,768	県立中央図書館の書庫整備に要する経費の補正である。
第3目	青少年対策費	△ 86	14,914	
	(財源内訳) 一般歳入	△ 86		(節内訳) (8) 報償費 △ 27 (9) 旅費 △ 15 (11) 需用費 △ 29 (12) 役務費 △ 15
(1)	青少年健全育成費	△ 86	11,614	青少年健全育成に要する経費の補正である。
第4目	青少年の家費	△ 894	293,736	
	(財源内訳) 使用料及び手数料 諸収入 一般歳入	43 △ 190 △ 747		(節内訳) (4) 共済費 △ 83 (7) 賃金 △ 300 (9) 旅費 △ 90 (11) 需用費 △ 22 (12) 役務費 △ 127 (13) 委託料 △ 150 (14) 使用料及び賃借料 △ 120 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 2
(1)	青少年の家等管理運営費	△ 894	293,736	青少年の家等の管理運営に要する経費の補正である。
第5目	文化財保護費	△ 210,415	428,649	
	(財源内訳) 国庫支出金 諸収入	△ 14,302 △ 185,201		(節内訳) (2) 給料 △ 6,239 (3) 職員手当等 △ 3,679

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
県債 一般歳入	12,000 △ 22,912		(4) 共済費 △ 2,048 (7) 賃金 △ 572 (8) 報償費 △ 77 (9) 旅費 △ 299 (11) 需用費 △ 1,527 (12) 役務費 △ 907 (13) 委託料 △ 170,314 (14) 使用料及び賃借料 △ 6,334 (15) 工事請負費 △ 18,419
( 1) 埋蔵文化財保存活用費	△ 210,415	257,879	埋蔵文化財の発掘、調査、保存活用に要する経費の補正である。
ア 埋蔵文化財センター管理運営費	△ 1,565	33,910	管理運営経費の確定に伴う補正である。
イ 文化財調査受託事業費	△ 177,784	169,735	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 埋蔵文化財センター整備事業費	△ 31,066	54,234	事業費の確定に伴う補正である。
第 10 項 スポーツ振興費	△ 42,034	1,314,136	
第 1 目 スポーツ振興費	△ 42,034	1,314,136	
(財源内訳)			(節内訳)
寄附金	△ 112		(9) 旅費 △ 268
一般歳入	△ 41,922		(11) 需用費 △ 112
			(12) 役務費 △ 5
			(18) 備品購入費 △ 82
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 41,567
( 1) 生涯スポーツ振興費	△ 146	14,354	生涯スポーツの振興を図るために要する経費の補正である。
( 2) スポーツ施設管理運営費	△ 82	437,318	県立のスポーツ施設の管理運営に要する経費の補正である。
( 3) 競技スポーツ振興事業費	△ 41,801	273,099	競技スポーツの振興を図るために要する経費の補正である。
ア 競技力向上対策事業費	△ 17,306	220,394	事業費の確定に伴う補正である。
イ 2020東京オリンピック「ふじのくに」スポーツ推進事業費	△ 24,495	52,705	事業費の確定に伴う補正である。
( 4) 富士水泳場安全対策事業費	△ 5	586,995	富士水泳場の安全対策に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 1 項 私学振興費	45,706	27,240,990	
第 1 目 私学振興費	45,706	27,240,990	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 19,486		(1) 報酬 195
諸収入	237		(4) 共済費 516
一般歳入	64,955		(7) 賃金 1,800
			(9) 旅費 △ 73
			(11) 需用費 △ 73
			(12) 役務費 △ 218
			(14) 使用料及び賃借料 △ 7
			(19) 負担金、補助及び交付金 72,666
			(20) 扶助費 △ 29,100
(1) 私立学校指導事務費	△ 153	5,433	私立学校の調査、指導等に要する経費の補正である。
(2) 私立学校振興対策費	262,867	27,152,565	私立学校教育の充実、振興を図るために要する経費の補正である。
ア 私立学校経常的経費助成	337,327	21,134,469	
(ア) 私立学校経常費助成	355,705	20,707,647	補助対象園児、児童、生徒及び授業料減免者数の確定に伴う補正である。
(イ) 私立専修学校運営費助成	△ 16,516	339,301	補助対象生徒数及び学校数の確定に伴う補正である。
(ウ) 私立各種学校運営費助成	△ 179	23,708	補助対象児童、生徒数の確定に伴う補正である。
(エ) 私立特別支援学校教育費助成	△ 1,683	63,813	補助対象児童、生徒数の確定に伴う補正である。
イ 私立学校事業費助成	△ 74,460	6,018,096	
(ア) 私立幼稚園障害児教育費助成	14,896	177,968	補助対象園児数の確定に伴う補正である。
(イ) 私立高等学校等就学支援金等助成	△ 19,436	4,740,898	補助対象生徒数等の確定に伴う補正である。
(ウ) 私立幼稚園子育て支援事業費助成	△ 31,933	126,567	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 日本私立学校振興・共済事業団助成	△ 6,786	210,714	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(オ) 私立高等学校等奨学給付金助成	△ 29,100	189,500	補助対象生徒数の確定に伴う補正である。
(カ) 私立幼稚園緊急環境整備事業費助成	△ 2,101	47,899	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 私立学校地震対策緊急整備事業費助成	△ 217,008	82,992	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 2 款 災害対策費	△ 7,869,312	1,550,349	
第 1 項 土木施設災害復旧費	△ 6,162,476	1,023,524	
第 1 目 過年災害土木復旧費	△ 808,000	521,000	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 511,742		(2) 給料 △ 8,453
県債	△ 267,000		(3) 職員手当等 △ 5,838
一般歳入	△ 29,258		(4) 共済費 △ 2,925
			(9) 旅費 △ 2,473
			(11) 需用費 △ 13,569
			(12) 役務費 △ 8,691
			(13) 委託料 △ 7,300
			(14) 使用料及び賃借料 △ 3,413
			(15) 工事請負費 △ 748,056
			(17) 公有財産購入費 △ 7,208
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 74
(1) 過年補助災害土木復旧費(河川等)	△ 807,000	521,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 市町村指導監督事務費	△ 1,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 現年災害土木復旧費	△ 5,230,216	379,784	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 3,269,089		(2) 給料 71
県債	△ 1,961,000		(3) 職員手当等 47
一般歳入	△ 127		(4) 共済費 22
			(9) 旅費 △ 14,522
			(11) 需用費 △ 171,649
			(12) 役務費 △ 83,577
			(13) 委託料 △ 19,902
			(14) 使用料及び賃借料 △ 17,248
			(15) 工事請負費 △ 4,902,190
			(17) 公有財産購入費 △ 17,723
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 3,545
(1) 現年補助災害土木復旧費	△ 5,131,392	377,608	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 市町村指導監督事務費	△ 20,824	176	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 現年単独災害土木復旧費	△ 78,000	2,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 国直轄事業費負担金	△ 124,260	122,740	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 県債 一般歳入	△ 124,000 △ 260		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 124,260
( 1 ) 国直轄過年災害事業費 負担金	△ 11,577	108,423	国直轄事業の県負担金見込額の補正である。
( 2 ) 国直轄現年災害事業費 負担金	△ 112,683	14,317	国直轄事業の県負担金見込額の補正である。
第 2 項 農林水産施設災害復旧 費	△ 1,710,955	359,045	
第 1 目 過年災害農林水産施設 復旧費	△ 43,549	156,451	
(財源内訳) 国庫支出金 県債 一般歳入	△ 39,694 △ 2,000 △ 1,855		(節内訳) ( 2 ) 給料 △ 829 ( 3 ) 職員手当等 △ 534 ( 4 ) 共済費 △ 244 ( 9 ) 旅費 △ 112 (11) 需用費 △ 282 (12) 役務費 △ 30 (14) 使用料及び賃借料 △ 37 (15) 工事請負費 △ 5,368 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 36,113
( 1 ) 過年災害漁港施設復旧 費	△ 5,630	4,370	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 2 ) 過年災害農地等復旧費 助成	△ 17,319	130,681	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 3 ) 団体営過年災害林道復 旧費	△ 20,600	21,400	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 現年災害農林水産施設 復旧費	△ 1,667,406	202,594	
(財源内訳) 国庫支出金 分担金及び負担金 県債 一般歳入	△ 1,228,088 △ 5,198 △ 399,000 △ 35,120		(節内訳) ( 2 ) 給料 △ 7,111 ( 3 ) 職員手当等 △ 4,270 ( 4 ) 共済費 △ 2,021 ( 9 ) 旅費 △ 8,743 (11) 需用費 △ 60,888 (12) 役務費 △ 1,270 (14) 使用料及び賃借料 △ 850 (15) 工事請負費 △ 1,062,293 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 516,236 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 3,724

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 現年災害漁港施設復旧費	△ 192,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
( 2 ) 現年災害農地等復旧費	△ 370,542	2,458	
ア 県営現年災害農地等復旧費	△ 37,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
イ 現年災害農地等復旧費助成	△ 333,542	2,458	国庫支出金の決定に伴う補正である。
( 3 ) 現年災害治山施設復旧費	△ 888,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
( 4 ) 現年災害林道復旧費	△ 216,864	200,136	
ア 現年災害林道復旧費	△ 2,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
イ 団体営現年災害林道復旧費	△ 214,864	200,136	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 3 項 危機管理施設災害復旧費	△ 1,022	37,678	
第 1 目 過年災害危機管理施設復旧費	△ 1,022	37,678	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	△ 1,000		(15) 工事請負費 △ 1,022
一般歳入	△ 22		
( 1 ) 消防学校設備災害復旧費	△ 1,022	37,678	事業費の決定に伴う補正である。
第 4 項 災害対策諸費	2,981	127,942	
第 1 目 災害対策本部費	△ 2,739	100,932	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	1,700		( 9 ) 旅費 △ 102
一般歳入	△ 4,439		(11) 需用費 △ 1,026
			(12) 役務費 △ 348
			(14) 材料及び賃借料 △ 1,263
( 1 ) 災害対策本部等体制強化事業費	△ 2,739	100,932	事業費の決定及び財源更正に伴う補正である。
第 2 目 災害救助費	5,720	26,760	

科	目	補正額	現計額	説明
	(財源内訳) 分担金及び負担金 財産収入	6,231 △ 511		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 6,231 (25) 積立金 △ 511
( 1 )	災害救助対策費	△ 511	20,529	
ア	災害救助基金積立金	△ 511	4,356	基金運用益の確定に伴う補正である。
( 2 )	東日本大震災関連災害 救助費負担金	6,231	6,231	東日本大震災により被災した県に対し、県内市 町が実施した災害救助に要する経費の補正である。
第 5 項	教育施設災害復旧費	2,160	2,160	
第 1 目	現年災害教育施設復旧 費	2,160	2,160	
	(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	1,440 720		(節内訳) (15) 工事請負費 2,160
( 1 )	補助現年災県立学校等 災害復旧費	2,160	2,160	事業費の決定に伴う補正である。



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 3 款 公債費	△ 2,591,206	181,214,794	
第 1 項 公債費	△ 2,591,206	181,214,794	
第 1 目 元金	△ 6,078	144,788,922	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	690,198		(28) 繰出金
繰入金	△ 29,592,000		△ 6,078
一般歳入	28,895,724		
( 1 ) 公債費 (元金)	△ 6,078	144,788,922	公債管理特別会計への繰出金の補正である。
第 2 目 利子	△ 2,434,194	35,150,806	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 3,373		(28) 繰出金
一般歳入	△ 2,430,821		△ 2,434,194
( 1 ) 公債費 (利子)	△ 2,434,194	35,150,806	公債管理特別会計への繰出金の補正である。
第 3 目 公債諸費	△ 150,934	1,275,066	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 4,409		(12) 役務費
一般歳入	△ 146,525		(28) 繰出金
( 1 ) 公債諸費	△ 150,934	1,275,066	△ 146,442 △ 4,492 公債管理特別会計への繰出金等の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 4 款 諸支出金	9,115,000	191,692,000	
第 1 項 公営企業費	△ 16,000	34,000	
第 1 目 水道事業費	△ 16,000	34,000	(節内訳)
(財源内訳)			(24) 投資及び出資金 △ 16,000
県債	△ 16,000		
( 1 ) 水道事業出資金	△ 16,000	34,000	水道用水供給事業を行う水道事業会計への出資金の補正である。
第 2 項 地方消費税清算金	4,057,000	86,469,000	
第 1 目 地方消費税清算金	4,057,000	86,469,000	(節内訳)
(財源内訳)			(23) 償還金、利子及び割引料 4,057,000
一般歳入	4,057,000		
( 1 ) 地方消費税清算金	4,057,000	86,469,000	地方消費税について、都道府県間で清算する経費の補正である。
第 3 項 利子割交付金	△ 35,000	1,114,000	
第 1 目 利子割交付金	△ 35,000	1,114,000	(節内訳)
(財源内訳)			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 35,000
一般歳入	△ 35,000		
( 1 ) 利子割交付金	△ 35,000	1,114,000	県民税利子割収入額から、法人に係る還付額等を調整し、事務費 1 % を控除した額の 3/5 を市町に交付する経費の補正である。
第 4 項 配当割交付金	△ 1,619,000	3,056,000	
第 1 目 配当割交付金	△ 1,619,000	3,056,000	(節内訳)
(財源内訳)			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,619,000
一般歳入	△ 1,619,000		
( 1 ) 配当割交付金	△ 1,619,000	3,056,000	県民税配当割収入額から、事務費 1 % を控除した額の 3/5 を市町に交付する経費の補正である。
第 5 項 株式等譲渡所得割交付金	587,000	3,406,000	
第 1 目 株式等譲渡所得割交付金	587,000	3,406,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 一般歳入	587,000		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 587,000
( 1 ) 株式等譲渡所得割交付金	587,000	3,406,000	県民税株式等譲渡所得割収入額から、事務費1%を控除した額の3/5を市町に交付する経費の補正である。
第 6 項 地方消費税交付金	5,744,000	76,135,000	
第 1 目 地方消費税交付金	5,744,000	76,135,000	
(財源内訳) 一般歳入	5,744,000		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 5,744,000
( 1 ) 地方消費税交付金	5,744,000	76,135,000	地方消費税収入額を都道府県間で清算した額の1/2を市町に交付する経費の補正である。
第 7 項 ゴルフ場利用税交付金	△ 70,000	1,803,000	
第 1 目 ゴルフ場利用税交付金	△ 70,000	1,803,000	
(財源内訳) 一般歳入	△ 70,000		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 70,000
( 1 ) ゴルフ場利用税交付金	△ 70,000	1,803,000	ゴルフ場利用税収入額の7/10を当該ゴルフ場所在市町に交付する経費の補正である。
第 8 項 自動車取得税交付金	433,000	3,539,000	
第 1 目 自動車取得税交付金	433,000	3,539,000	
(財源内訳) 一般歳入	433,000		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 433,000
( 1 ) 自動車取得税交付金	433,000	3,539,000	自動車取得税収入額の66.5%を市町に交付する経費及び28.5%を県と指定市で国道、県道の延長、面積により按分し交付する経費の補正である。
第 9 項 軽油引取税交付金	14,000	11,093,000	
第 1 目 軽油引取税交付金	14,000	11,092,000	
(財源内訳) 一般歳入	14,000		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 14,000
( 1 ) 軽油引取税交付金	14,000	11,092,000	軽油引取税収入額の9/10を県と指定市で国道、県道の面積により按分し交付する額の補正である。
第 10 項 利子割精算金	20,000	43,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 目 利子割精算金 (財源内訳) 諸収入 一般歳入  ( 1 ) 利子割精算金	20,000  8,000 12,000  20,000	43,000    43,000	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 20,000  県民税利子割のうち法人分について、本店所在都道府県との間で行う精算に要する経費の補正である。
第 1 1 項 県税還付金	0	5,000,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 5 款 予備費	0	300,000	
第 1 項 予備費	0	300,000	

## 2 繰越明許費

### 1 変更

(単位：千円)

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
経 済 産 業 部	7 経済産業費 4 農林業費	農業費	510,000	1,244,000	国の補正予算に係る経営体育成支援事業費助成等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交 通 基 盤 部	8 交通基盤費 3 道路費	道路橋りょう 新設改良費	1,387,000	14,367,000	社会資本整備総合交付金事業（道路）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 4 河川砂防費	河川改良費	789,000	7,583,000	社会資本整備総合交付金事業（河川）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 4 河川砂防費	海岸費	272,000	3,699,000	津波対策施設等整備事業（海岸）等において、用地交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
交通基盤部	8 交通基盤費 4 河川砂防費	砂防費	118,000	3,327,000	社会資本整備総合交付金事業（砂防）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 5 港湾費	港湾建設費	270,000	1,341,000	社会資本整備総合交付金事業（港湾）等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 5 港湾費	漁港整備費	147,000	1,202,000	県営漁港整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 6 都市費	市街地整備費	428,000	1,508,000	県単独街路整備事業等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 6 都市費	公園緑地費	70,000	649,000	都市公園維持補修費（整備）等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
交通基盤部	8 交通基盤費 7 農地費	農地費	113,000	2,425,000	農業地域生産力強化整備事業等において、用地交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 8 森林費	森林費	91,000	2,344,000	造林事業等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
教育委員会 事務局	11 教育費 2 教育委員会費	教育管理費	44,000	49,000	県立学校等施設整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

## 2 追加

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額	説 明
経営管理部	2 経営管理費 1 経営管理費	管財費	53,000	県庁舎等施設改修事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
企画広報部	3 企画広報費 1 企画広報費	政策企画費	220,000	国の補正予算に係る地方創生加速化交付金事業費等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。



所 属 部	款 項	事 業 名	金 額	説 明
企画広報部	3 企画広報費 1 企画広報費	情報政策費	382,000	国の補正予算に係る自治体情報セキュリティ推進事業費において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
くらし・環境部	4 くらし・環境費 1 くらし・環境費	くらし・環境企画費	5,000	国の補正予算に係る中央日本4県広域移住促進事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	4 くらし・環境費 2 県民生活費	県民生活費	28,000	国の補正予算に係る消費者行政強化促進事業等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	4 くらし・環境費 3 建築住宅費	建築安全推進費	49,000	プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
文化・観光部	5 文化・観光費 2 文化費	世界遺産推進費	4,000	国の補正予算に係る「葦山反射炉」後世への継承推進事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	5 文化・観光費 3 観光交流費	観光費	142,000	観光施設整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	5 文化・観光費 4 空港振興費	空港政策費	118,000	空港隣接地域賑わい空間創生事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額	説 明
健康福祉部	6 健康福祉費 2 福祉長寿費	長寿社会費	536,000	介護保険関連施設整備事業費助成において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 健康福祉費 3 こども未来費	こども未来費	31,000	吉原林間学園改築整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 健康福祉費 4 障害者支援費	障害者支援費	331,000	国の補正予算に係る障害者施設等整備費助成において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 健康福祉費 5 医療健康費	医務福祉費	148,000	がん医療均てん化推進事業費助成等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 健康福祉費 5 医療健康費	県立病院費	47,000	静岡県立病院機構貸付金において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内の貸付が困難と予測されるため。
経済産業部	7 経済産業費 2 経済産業振興費	経済産業振興費	50,000	国の補正予算に係る農産物流通プラットフォーム構築事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 経済産業費 2 経済産業振興費	研究振興費	460,000	水産技術研究所等整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額	説 明
経済産業部	7 経済産業費 3 就業支援費	就業支援費	83,000	国の補正予算に係る県内企業と県外人材マッチング支援事業等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 経済産業費 4 農林業費	畜産業費	273,000	畜産競争力強化対策整備事業費助成において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 経済産業費 5 水産業費	水産業費	129,000	沿岸漁場整備開発事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 経済産業費 6 商工業費	商工業費	516,000	ファルマバレープロジェクト機能強化事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	8 交通基盤費 3 道路費	道路橋りょう維持管理費	449,000	道路等維持修繕費において、用地交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 4 河川砂防費	河川砂防管理費	89,000	河川維持管理費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 4 河川砂防費	農林地すべり対策費	52,000	治山地すべり防止事業等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額	説 明
交通基盤部	8 交通基盤費 5 港湾費	港湾管理費	81,000	港湾維持管理費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
危機管理部	9 危機管理費 1 危機管理費	危機管理費	1,122,000	大規模な広域防災拠点整備事業費等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	12 災害対策費 1 土木施設災害復旧費	過年災害土木復旧費	199,000	過年災害土木復旧事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	12 災害対策費 1 土木施設災害復旧費	現年災害土木復旧費	255,000	現年災害土木復旧事業において、用地交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	12 災害対策費 2 農林水産施設災害復旧費	現年災害農林水産施設復旧費	142,000	団体営現年災害林道復旧事業において、用地補償交渉に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

### 3 債務負担行為

#### 1 変更

(1) 平成27年度において債務負担行為を行うもの

(単位：千円)

所管部局	事項	区分	工事予定額	平成27年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
交通基盤部 河川砂防局	33 津波対策施設等整備 事業（海岸）工事契約	変更前	8,000,000	1,000,000	7,000,000	27～29年度
		変更後	8,000,000	1,000,000	7,000,000	27～30年度

(2) 平成26年度以前において債務負担行為を行ったもの

所管部局	事項	区分	工事予定額	平成25年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
交通基盤部 道路局	24 道路事業工事契約 （一般国道135号ほか31 件）	変更前	14,895,000	3,810,000	11,085,000	25～28年度
		変更後	14,895,000	3,810,000	11,085,000	25～29年度
	一般国道414号 静岡バイパストンネ ル工事	変更前	4,000,000	20,000	3,980,000	25～28年度
		変更後	4,000,000	20,000	3,980,000	25～29年度
	その他 （一般国道135号ほか 30件）	変更前	10,895,000	3,790,000	7,105,000	25～28年度
		変更後	10,895,000	3,790,000	7,105,000	25～28年度

所管部局	事項	区分	工事予定額	平成26年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
交通基盤部 河川砂防局	32 津波対策施設等整備 事業（海岸）工事契約	変更前	9,600,000	0	9,600,000	26～28年度
		変更後	9,600,000	0	9,600,000	26～29年度

所 管 部 局	事 項	区 分	管 理 運 営 予 定 額	平成25年度 計上予算額	債 務 負 担 行 為 限 度 額	期 間
教育委員会事務局 社会教育課	55 静岡県立三ヶ日青年 の家の管理運営に係る 協定	変更前	314,745	0	314,745	25～28年度
		変更後	324,928	0	324,928	25～28年度

2 追加

所 管 部 局	事 項	期 間	摘 要
交通基盤部 河川砂防局	72 農地地すべり対策事業 工事契約 (松島志戸呂2期ほか3 件)	平成27年度から 平成28年度まで	債務負担行為限度額 92,000千円 工事予定額 92,000千円 平成27年度計上予算額 0千円
	農地地すべり対策事業 工事契約(松島志戸呂 2期)	平成27年度から 平成28年度まで	債務負担行為限度額 55,000千円 工事予定額 55,000千円 平成27年度計上予算額 0千円
	農地地すべり対策事業 工事契約(阿僧2期)	平成27年度から 平成28年度まで	債務負担行為限度額 10,000千円 工事予定額 10,000千円 平成27年度計上予算額 0千円
	農地地すべり対策事業 工事契約(神谷城2期)	平成27年度から 平成28年度まで	債務負担行為限度額 15,000千円 工事予定額 15,000千円 平成27年度計上予算額 0千円
	農地地すべり対策事業 工事契約(中村寺尾2 期)	平成27年度から 平成28年度まで	債務負担行為限度額 12,000千円 工事予定額 12,000千円 平成27年度計上予算額 0千円
交通基盤部 農地局	73 農業農村整備事業等 工事契約 (農業地域生産力強化整 備事業大井川用水沖之 須地区ほか7件)	平成27年度から 平成28年度まで	債務負担行為限度額 675,000千円 工事予定額 675,000千円 平成27年度計上予算額 0千円
	農業地域生産力強化整 備事業大井川用水沖之 須地区用水路工事	平成27年度から 平成28年度まで	債務負担行為限度額 85,000千円 工事予定額 85,000千円 平成27年度計上予算額 0千円
	農業地域生産力強化整 備事業大井川用水遊家 ・家代地区用水路工事	平成27年度から 平成28年度まで	債務負担行為限度額 90,000千円 工事予定額 90,000千円 平成27年度計上予算額 0千円

所 管 部 局	事 項	期 間	摘 要
交通基盤部 農地局	農地・農村防災対策事業米津排水路地区排水路工事	平成27年度から 平成28年度まで	債務負担行為限度額 113,000千円 工事予定額 113,000千円 平成27年度計上予算額 0千円
	農地・農村防災対策事業六間支川地区排水路工事	平成27年度から 平成28年度まで	債務負担行為限度額 95,000千円 工事予定額 95,000千円 平成27年度計上予算額 0千円
	農地・農村防災対策事業合戸地区排水路工事	平成27年度から 平成28年度まで	債務負担行為限度額 20,000千円 工事予定額 20,000千円 平成27年度計上予算額 0千円
	農地・農村防災対策事業柿沢川南部地区排水路工事	平成27年度から 平成28年度まで	債務負担行為限度額 80,000千円 工事予定額 80,000千円 平成27年度計上予算額 0千円
	農地・農村防災対策事業大倉川ダム地区除塵機更新工事	平成27年度から 平成28年度まで	債務負担行為限度額 92,000千円 工事予定額 92,000千円 平成27年度計上予算額 0千円
	農地・農村防災対策事業原野谷ダム地区排土工事	平成27年度から 平成28年度まで	債務負担行為限度額 100,000千円 工事予定額 100,000千円 平成27年度計上予算額 0千円
交通基盤部 森林局	74 治山事業工事契約 (ヒラト復旧治山工事ほか1件)	平成27年度から 平成28年度まで	債務負担行為限度額 95,000千円 工事予定額 95,000千円 平成27年度計上予算額 0千円
	ヒラト復旧治山工事	平成27年度から 平成28年度まで	債務負担行為限度額 42,000千円 工事予定額 42,000千円 平成27年度計上予算額 0千円
	菩堤山市ノ沢復旧治山工事	平成27年度から 平成28年度まで	債務負担行為限度額 53,000千円 工事予定額 53,000千円 平成27年度計上予算額 0千円





## 4 県 債

公共事業等費等の補正に伴い、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位:千円)

区 分・事 業 名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
公 共 事 業 等 費 計	30,364,000	34,590,000	△ 4,226,000	
道 路 事 業 費	1,154,000	1,214,000	△ 60,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
臨 時 県 道 整 備 事 業 費	8,038,000	9,144,000	△ 1,106,000	"
河 川 事 業 費	3,365,000	4,570,000	△ 1,205,000	"
海 岸 保 全 事 業 費	546,000	697,000	△ 151,000	"
砂 防 事 業 費	1,513,000	2,305,000	△ 792,000	"
港 湾 事 業 費	997,000	1,340,000	△ 343,000	"
漁 港 整 備 費	524,000	484,000	40,000	"
漁 港 海 岸 保 全 費	59,000	66,000	△ 7,000	"
都 市 公 園 整 備 費	293,000	189,000	104,000	"
土 地 改 良 事 業 費	1,692,000	1,392,000	300,000	"
耕 地 災 害 防 止 施 設 費	476,000	918,000	△ 442,000	"
公 有 林 整 備 費	115,000	0	115,000	"
林 道 事 業 費	298,000	320,000	△ 22,000	"
治 山 事 業 費	1,005,000	1,291,000	△ 286,000	"
警 察 施 設 整 備 費	284,000	348,000	△ 64,000	"
高 等 学 校 施 設 整 備 費	0	33,000	△ 33,000	"
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 費	16,000	77,000	△ 61,000	"
国 直 轄 道 路 事 業 費	4,049,000	5,469,000	△ 1,420,000	"

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
国直轄河川事業費	1,712,000	1,369,000	343,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
国直轄海岸保全事業費	788,000	550,000	238,000	〃
国直轄砂防事業費	1,595,000	998,000	597,000	〃
国直轄港湾事業費	1,237,000	1,000,000	237,000	〃
国直轄土地改良事業費	277,000	392,000	△ 115,000	〃
国直轄治山事業費	258,000	351,000	△ 93,000	〃
その他計上事業費	73,000	73,000	0	
災害復旧事業費計	442,000	3,196,000	△ 2,754,000	
過年災害復旧費（補助）	171,000	440,000	△ 269,000	
過年災害土木復旧費	170,000	437,000	△ 267,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
過年災害農林水産施設復旧費	1,000	3,000	△ 2,000	〃
現年災害復旧費（補助）	126,000	2,408,000	△ 2,282,000	
現年災害土木復旧費	126,000	2,009,000	△ 1,883,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
現年災害農林水産施設復旧費	0	399,000	△ 399,000	〃
過年災害復旧費（単独）	32,000	33,000	△ 1,000	
過年災害危機管理施設復旧費	32,000	33,000	△ 1,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
現年災害復旧費（単独）	2,000	80,000	△ 78,000	
現年災害土木復旧費	2,000	80,000	△ 78,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
国直轄災害復旧費	111,000	235,000	△ 124,000	〃
全国防災事業費計	631,000	672,000	△ 41,000	
国直轄港湾事業費	383,000	424,000	△ 41,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
その他計上事業費	248,000	248,000	0	

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
教育・福祉施設等整備事業費計	795,000	722,000	73,000	
障害者施設整備事業費	56,000	83,000	△ 27,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
高等学校施設整備費	30,000	0	30,000	〃
特別支援学校施設整備費	70,000	0	70,000	〃
その他計上事業費	639,000	639,000	0	
一般単独事業費計	21,277,000	11,766,000	9,511,000	
地震防災事業費	395,000	422,000	△ 27,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
出先機関庁舎等整備費	355,000	345,000	10,000	〃
アスベスト対策事業費	27,000	22,000	5,000	〃
文化学術施設整備事業費	259,000	208,000	51,000	〃
空港整備事業費	59,000	84,000	△ 25,000	〃
農林技術研究所整備費	518,000	524,000	△ 6,000	〃
職業能力開発施設整備事業費	19,000	20,000	△ 1,000	〃
茶の都拠点整備事業費	321,000	382,000	△ 61,000	〃
ファルマバレープロジェクト拠点施設整備費	2,344,000	2,663,000	△ 319,000	〃
臨時県道整備事業費	7,449,000	1,771,000	5,678,000	〃
臨時河川整備事業費	3,938,000	1,000,000	2,938,000	〃
海岸保全事業費	130,000	107,000	23,000	〃
自然災害防止事業費	1,123,000	953,000	170,000	〃
港湾事業費	106,000	53,000	53,000	〃
漁港整備費	55,000	68,000	△ 13,000	〃
都市公園整備費	321,000	336,000	△ 15,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
臨時林道整備事業費	157,000	175,000	△ 18,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
治山事業費	400,000	141,000	259,000	〃
警察施設整備費	446,000	418,000	28,000	〃
臨時高等学校施設整備費	1,569,000	1,046,000	523,000	〃
県有施設改善事業費	506,000	439,000	67,000	〃
情報セキュリティ強化対策事業費	191,000	0	191,000	〃
その他計上事業費	589,000	589,000	0	
公営企業債	4,066,000	7,051,000	△ 2,985,000	
水道事業会計出資金	34,000	50,000	△ 16,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
地方独立行政法人 静岡県立病院機構事業費	3,954,000	6,923,000	△ 2,969,000	〃
その他計上事業費	78,000	78,000	0	
その他計上事業債	4,067,000	4,082,000	△ 15,000	
公有林整備費	47,000	62,000	△ 15,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
その他計上事業債	4,020,000	4,020,000	0	
臨時財政対策債	83,845,000	103,000,000	△ 19,155,000	
臨時財政対策	83,845,000	103,000,000	△ 19,155,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
一般会計合計	145,487,000	165,079,000	△ 19,592,000	

特別会計	191,710,508	192,696,000	△ 985,492	
企業会計	5,385,000	5,580,000	△ 195,000	
再計	342,582,508	363,355,000	△ 20,772,492	

## 第 2 特別会計 2 月補正予算

### 第 4 5 号議案

#### 1 公債管理特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 公債費	△ 1,416,320	460,063,680	
第 1 項 公債費	△ 1,416,320	460,063,680	
第 1 目 元金	△ 6,540	415,570,460	
(財源内訳) 繰入金	△ 6,540		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 6,540
( 1 ) 公債費 (元金)	△ 6,540	415,570,460	
ア 公債費 (元金) 特別会計	△ 6,540	311,588,046	県債の元金相当額の補正である。
第 2 目 利子	△ 1,405,288	43,782,712	
(財源内訳) 財産収入 繰入金	514,453 △ 1,919,741		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 1,919,741 (25) 積立金 514,453
( 1 ) 公債費 (利子)	△ 1,405,288	43,782,712	
ア 公債費 (利子) 特別会計	△ 1,919,741	39,464,259	県債の利子の補正である。
イ 公債費 (利子) 特別会計 (積立金)	514,453	4,318,453	県債管理基金に積み立てる県債利子相当額の補正である。
第 3 目 公債諸費	△ 4,492	710,508	
(財源内訳) 繰入金	△ 4,492		(節内訳) (12) 役務費 △ 4,492
( 1 ) 公債諸費 (特別会計)	△ 4,492	710,508	県債の支払手数料の補正である。

第46号議案

2 自動車税等証紙徴収事務特別会計

(単位：千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 繰出金	143,000	3,971,000	
第 1 項 一般会計繰出金	143,000	3,971,000	
第 1 目 一般会計繰出金	143,000	3,971,000	
(財源内訳)			(節内訳)
証紙収入	143,000		(28) 繰出金 143,000
( 1 ) 自動車税等証紙徴収事業費	143,000	3,971,000	自動車税及び自動車取得税のうち、証紙徴収したものを一般会計歳入へ振替支出する経費の補正である。

第47号議案

3 市町振興助成事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 市町振興助成事業費	△ 38,204	1,744,796	
第 1 項 市町振興事業貸付金	△ 500,000	0	
第 1 目 貸付金	△ 500,000	0	
(財源内訳) 諸収入	△ 500,000		(節内訳) (21) 貸付金 △ 500,000
( 1 ) 市町振興助成事業貸付金	△ 500,000	0	貸付金の事業計画の決定に伴う補正である。
第 2 項 諸費	△ 89	1,690	
第 1 目 諸費	△ 89	1,690	
(財源内訳) 諸収入	△ 89		(節内訳) ( 9 ) 旅費 △ 89
( 1 ) 市町振興助成事業事務費	△ 89	1,690	貸付金に係る調査等に要する経費の補正である。
第 3 項 一般会計繰出金	461,885	1,743,106	
第 1 目 一般会計繰出金	461,885	1,743,106	
(財源内訳) 諸収入 繰越金	461,884 1		(節内訳) (28) 繰出金 461,885
( 1 ) 一般会計繰出金	461,885	1,743,106	貸付金の事業計画の決定に伴う補正である。



第48号議案

4 県営住宅事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 県営住宅事業費	△ 879,382	9,043,486	
第 1 項 県営住宅管理費	△ 26,530	3,146,708	
第 1 目 管理総務費	△ 10,530	162,508	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 10,530		(節内訳) (2) 給料 △ 6,370 (3) 職員手当等 △ 1,207 (4) 共済費 △ 2,953
(1) 職員給与費	△ 10,530	162,508	県営住宅事業特別会計職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 6,370 一般職給 △ 6,370 ・職員手当等 △ 1,207 扶養手当 △ 127 地域手当 △ 51 住居手当 483 通勤手当 706 管理職手当 2 時間外勤務手当 △ 308 期末手当 △ 1,669 勤勉手当 △ 608 児童手当 365 ・共済費 △ 2,953 地方職員共済組合等負担金△ 2,953
第 2 目 県営住宅管理費	△ 16,000	2,984,200	
(財源内訳) 使用料及び手数料 国庫支出金 繰入金 諸収入	6,981 10,140 △ 32,634 △ 487		(節内訳) (8) 報償費 △ 1,666 (12) 役務費 △ 5,500 (13) 委託料 △ 8,834
(1) 県営住宅管理費	△ 16,000	1,475,200	県営住宅の管理に要する経費の補正である。
(2) 県営住宅修繕等事業費	0	1,509,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 県営住宅整備費	△ 1,230,724	5,373,276	
第 1 目 県営住宅整備費	△ 1,230,724	5,373,276	
(財源内訳) 使用料及び手数料 国庫支出金	△ 25,604 △ 622,420		(節内訳) (2) 給料 1,188 (3) 職員手当等 △ 873

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
繰入金 県債	△ 7,700 △ 575,000		(4) 共済費 △ 315 (8) 報償費 △ 255 (9) 旅費 △ 98 (12) 役務費 △ 3,000 (13) 委託料 △ 141,975 (15) 工事請負費 △ 1,030,480 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 15,400 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 39,516
(1) 県営住宅総合再生整備 事業費	△ 1,230,724	5,373,276	事業費の確定及び国庫支出金の決定に伴う補正 である。
第 3 項 積立金	377,872	523,502	
第 1 目 積立金  (財源内訳) 使用料及び手数料 財産収入 繰越金	377,872  22,689 △ 16,730 371,913	523,502	(節内訳) (25) 積立金 377,872
(1) 県営住宅管理基金積立 金	377,872	523,502	繰越金の確定等による積立金の補正である。
第 2 款 公債費	△ 23,618	2,202,514	
第 1 項 公債費	△ 23,618	2,202,514	
第 2 目 利子  (財源内訳) 使用料及び手数料 繰入金	△ 23,000  △ 23,604 604	342,000	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 23,000
(1) 公債費 (利子)	△ 23,000	342,000	県債の利率の確定等に伴う利子等に要する経費 の補正である。
第 3 目 公債諸費  (財源内訳) 使用料及び手数料	△ 618  △ 618	7,514	(節内訳) (12) 役務費 △ 618
(1) 公債費 (諸費)	△ 618	7,514	県債の発行額の確定に伴う発行手数料に要する 経費の補正である。
第 3 款 予備費	0	70,000	
第 1 項 予備費	0	70,000	

繰越明許費

1 変更

(単位：千円)

款 項	事業名	金 額		説 明
		補正前	補正後	
1 県営住宅事業費 2 県営住宅整備費	県営住宅整備費	62,000	91,000	県営住宅総合再生整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

平成27年度 県債の補正について

公営住宅建設事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区 分	事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額
公営住宅建設事業債	公営住宅建設費	2,570,000	3,145,000	△575,000

第49号議案

5 母子父子寡婦福祉資金特別会計

(単位：千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 母子父子寡婦福祉資金 費	29,000	639,000	
第 1 項 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	29,000	638,665	
第 1 目 貸付金  (財源内訳) 諸収入 繰越金  ( 1 ) 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	29,000  19,681 9,319  29,000	638,665     638,665	(節内訳) (21) 貸付金 29,000  貸付件数の変動等に伴う補正である。
第 2 項 諸費	0	335	

第50号議案

6 心身障害者扶養共済事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 扶養共済事業費	△ 2,843	657,007	
第 1 項 扶養年金費	△ 2,839	652,801	
第 1 目 扶養年金費	△ 2,839	652,801	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	△ 486		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,839
諸収入	△ 2,353		
( 1 ) 心身障害者扶養年金費	△ 2,839	652,801	
ア 心身障害者扶養年金費	△ 3,054	293,621	加入者数の変動に伴う補正である。
イ 心身障害者扶養年金費 (年金費)	215	359,180	受給者数の変動に伴う補正である。
第 2 項 諸費	△ 4	4,206	
第 1 目 諸費	△ 4	4,206	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	△ 8		( 9 ) 旅費 △ 2
諸収入	4		(11) 需用費 △ 1
			(12) 役務費 △ 1
( 1 ) 心身障害者扶養共済取 扱事務費	△ 4	4,206	事業費の決定等に伴う補正である。
第 2 款 予備費	0	150	
第 1 項 予備費	0	150	

第51号議案

7 就農支援資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 就農支援資金費	△ 9,126	145,993	
第 1 項 就農支援資金貸付金	△ 78,000	0	
第 1 目 貸付金	△ 78,000	0	(節内訳)
(財源内訳)			(21) 貸付金 △ 78,000
繰越金	△ 50,857		
諸収入	△ 27,143		
( 1 ) 就農支援資金貸付金	△ 78,000	0	貸付金の確定に伴う補正である。
第 2 項 諸費	△ 17	15,287	
第 1 目 諸費	△ 17	15,287	(節内訳)
(財源内訳)			( 9 ) 旅費 △ 17
繰越金	84		
諸収入	△ 101		
( 1 ) 就農支援資金制度運営費	△ 17	116	制度運営費の確定に伴う補正である。
第 3 項 一般会計繰出金	68,891	130,706	
第 1 目 一般会計繰出金	68,891	130,706	(節内訳)
(財源内訳)			(28) 繰出金 68,891
繰越金	19,620		
諸収入	49,271		
( 1 ) 就農支援資金特別会計一般会計繰出金	68,891	130,706	諸収入の確定に伴う補正である。
第 2 款 公債費	85,607	194,863	
第 1 項 公債費	85,607	194,863	
第 1 目 元金	85,607	194,863	(節内訳)
(財源内訳)			(23) 償還金、利子及び割引料 85,607
繰越金	34,380		
諸収入	51,227		
( 1 ) 就農支援資金公債費	85,607	194,863	諸収入の確定に伴う補正である。
第 3 款 予備費	△ 48,426	2,199	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 項 予備費	△ 48,426	2,199	
第 1 目 予備費	△ 48,426	2,199	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	1,903		(30) 予備費
諸収入	△ 50,329		△ 48,426
( 1 ) 農業改良資金予備費	△ 10,665	2,199	諸収入の確定に伴う補正である。
( 2 ) 就農支援資金予備費	△ 37,761	0	諸収入の確定に伴う補正である。

第52号議案

8 林業改善資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 林業改善資金費	△ 112,584	78,409	
第 1 項 林業改善資金貸付金	0	40,000	
第 1 目 貸付金	0	40,000	
(財源内訳)			
繰越金	8,150		
諸収入	△ 8,150		
( 1 ) 林業・木材産業改善資金貸付金	0	40,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 木材産業等高度化推進資金貸付金	△ 75,000	25,000	
第 1 目 貸付金	△ 75,000	25,000	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	△ 37,500		(21) 貸付金 △ 75,000
諸収入	△ 37,500		
( 1 ) 木材産業等高度化推進資金貸付金	△ 75,000	25,000	貸付金額の確定に伴う補正である。
第 3 項 諸費	△ 69	909	
第 1 目 諸費	△ 69	909	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	△ 69		( 9 ) 旅費 △ 12
諸収入			(13) 委託料 △ 57
( 1 ) 林業・木材産業改善資金制度運営費	△ 69	843	制度運営費の確定に伴う補正である。
第 4 項 木材産業等高度化資金借入金償還金	△ 37,515	12,500	
第 1 目 元金	△ 37,500	12,500	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 37,500		(23) 償還金、利子及び割引料 △ 37,500
( 1 ) 木材産業等高度化推進資金借入金償還金(元金)	△ 37,500	12,500	貸付金額の確定に伴う補正である。



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 目 利子	△ 15	0	
(財源内訳) 繰越金	△ 15		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 15
( 1) 木材産業等高度化推進 資金借入金償還金(利 子)	△ 15	0	借入利率の確定に伴う補正である。
第 2 款 予備費	32,400	232,407	
第 1 項 予備費	32,400	232,407	
第 1 目 予備費	32,400	232,407	
(財源内訳) 繰越金	70,092		(節内訳) (30) 予備費 32,400
諸収入	△ 37,692		
( 1) 林業・木材産業改善資 金予備費	32,320	182,197	繰越金等の確定に伴う補正である。
( 2) 木材産業等高度化推進 資金予備費	80	50,210	諸収入の確定に伴う補正である。

第53号議案

9 沿岸漁業改善資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 沿岸漁業改善資金費	△ 54	71,184	
第 1 項 沿岸漁業改善資金貸付金	0	70,000	
第 1 目 貸付金	0	70,000	
(財源内訳)			
繰越金	7,979		
諸収入	△ 7,979		
( 1) 沿岸漁業改善資金貸付金	0	70,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 諸費	△ 54	1,184	
第 1 目 諸費	△ 54	1,184	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	△ 54		(11) 需用費 △ 10
			(12) 役務費 △ 44
( 1) 沿岸漁業改善資金制度運営費	△ 54	1,184	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 款 予備費	53,724	109,486	
第 1 項 予備費	53,724	109,486	
第 1 目 予備費	53,724	109,486	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	54,483		(30) 予備費 53,724
諸収入	△ 759		
( 1) 沿岸漁業改善資金予備費	53,724	109,486	繰越金等の確定に伴う補正である。

第54号議案

10 中小企業高度化資金貸付事業等特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 中小企業高度化等事業費	△ 121,816	693,599	
第 1 項 中小企業高度化資金等貸付金	△ 35,644	228,524	
第 1 目 貸付金	△ 35,644	228,524	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 7,152		(21) 貸付金 △ 35,644
県債	△ 28,492		
( 1 ) 高度化資金費貸付金	△ 35,644	228,524	中小企業者等の高度化事業に対して貸し付ける経費の補正である。
ア 集団化資金費貸付金	△ 35,614	226,886	貸付金の確定に伴う補正である。
イ 特別広域高度化資金費貸付金	△ 30	1,638	貸付金の確定に伴う補正である。
第 2 項 諸費	0	20,312	
第 3 項 一般会計繰出金	△ 86,172	444,763	
第 1 目 一般会計繰出金	△ 86,172	444,763	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	5,067		(28) 繰出金 △ 86,172
諸収入	△ 91,239		
( 1 ) 一般会計繰出金	△ 86,172	444,763	償還金の確定に伴う補正である。
第 2 款 公債費	△ 229,218	1,364,367	
第 1 項 公債費	△ 229,218	1,364,367	
第 1 目 元金	△ 227,856	1,283,548	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	500		(23) 償還金、利子及び割引料 △ 227,856
諸収入	△ 228,356		
( 1 ) 公債費（元金）	△ 227,856	1,283,548	償還金の確定に伴う補正である。
第 2 目 利子	△ 1,362	80,819	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 1,362		(23) 償還金、利子及び割引料 △ 1,362
( 1 ) 公債費（利子）	△ 1,362	80,819	償還金の確定に伴う補正である。

平成 27 年度 県債の補正について

国の予算等貸付金債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今回補正額
国の予算等貸付金債	中小企業高度化資金等貸付金	181,508	210,000	△28,492

第55号議案

1.1 清水港等港湾整備事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 港湾事業費	△ 76,744	3,970,701	
第 1 項 港湾管理費	△ 69,012	1,886,873	
第 1 目 清水港港湾管理費	△ 15,472	1,406,221	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 10,915		(1) 報酬 △ 223
諸収入	△ 4,557		(2) 給料 928
			(3) 職員手当等 1,871
			(4) 共済費 △ 1,562
			(8) 報償費 △ 400
			(9) 旅費 △ 341
			(11) 需用費 △ 4,933
			(12) 役務費 △ 311
			(13) 委託料 △ 8,063
			(14) 使用料及び賃借料 △ 388
			(15) 工事請負費 △ 2,050
( 1 ) 職員給与費	1,293	292,497	清水港管理局職員の人件費の補正である。 ・給料 928 一般職給 928 ・職員手当等 1,871 扶養手当 469 地域手当 359 住居手当 △ 778 通勤手当 1,263 管理職手当 2 特殊勤務手当 7 時間外勤務手当 △ 481 期末手当 116 勤勉手当 854 児童手当 60 ・共済費 △ 1,506 地方職員共済組合等負担金△ 1,506
( 2 ) 事務所費	△ 327	158,322	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 企画振興費	△ 490	30,038	事業費の確定に伴う補正である。
( 4 ) 清水港港湾管理費	△ 11,299	697,857	事業費の確定に伴う補正である。
( 5 ) 清水港プレジャーボート適正化対策事業費	△ 2,151	21,241	事業費の確定に伴う補正である。
( 6 ) 清水港保安対策事業費	△ 2,498	204,928	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 目 田子の浦港港湾管理費	△ 3,993	193,187	(節内訳)
(財源内訳) 使用料及び手数料 諸収入	△ 4,001 8		(2) 給料 △ 961 (3) 職員手当等 △ 1,126 (4) 共済費 △ 690 (9) 旅費 △ 5 (11) 需用費 △ 250 (12) 役務費 △ 8 (13) 委託料 △ 421 (15) 工事請負費 △ 532
( 1 ) 職員給与費	△ 2,777	67,331	田子の浦港管理事務所職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 961 一般職給 △ 961 ・職員手当等 △ 1,126 扶養手当 61 地域手当 41 住居手当 △ 3 通勤手当 60 時間外勤務手当 △ 500 期末手当 △ 395 勤勉手当 △ 390 ・共済費 △ 690 地方職員共済組合等負担金△ 690
( 2 ) 田子の浦港港湾管理費	△ 795	83,910	事業費の確定に伴う補正である。
( 3 ) 田子の浦港保安対策事業費	△ 421	41,946	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 御前崎港港湾管理費	△ 114,349	184,380	(節内訳)
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 114,349		(11) 需用費 1,219 (13) 委託料 7,682 (23) 償還金、利子及び割引料 △ 123,250
( 1 ) 御前崎港港湾管理費	△ 122,031	102,041	事業費の確定に伴う補正である。
( 2 ) 御前崎港保安対策事業費	7,682	82,339	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 公課費	64,802	103,085	(節内訳)
(財源内訳) 使用料及び手数料	64,802		(27) 公課費 64,802
( 1 ) 公課費	64,802	103,085	消費税納付額の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 項 施設整備費	△ 7,732	2,072,268	
第 1 目 清水港施設整備費	△ 7,732	2,072,268	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	268		(15) 工事請負費 △ 7,732
県債	△ 8,000		
( 1 ) 清水港施設整備費	△ 7,732	2,072,268	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 一般会計繰出金	0	11,560	
第 2 款 公債費	292,688	2,500,243	
第 1 項 公債費	292,688	2,500,243	
第 1 目 元金	319,000	2,168,882	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	118,859		(23) 償還金、利子及び割引料 319,000
繰入金	143,693		
諸収入	33,097		
繰越金	23,351		
( 1 ) 公債費 (元金)	319,000	2,168,882	県債償還額の確定に伴う元金に要する経費の補正である。
第 2 目 利子	△ 25,829	327,935	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 14,713		(23) 償還金、利子及び割引料 △ 25,829
財産収入	△ 11,116		
( 1 ) 公債費 (利子)	△ 25,829	327,935	県債の利率の確定等に伴う利子等に要する経費の補正である。
第 3 目 公債諸費	△ 483	3,426	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 483		(12) 役務費 △ 483
( 1 ) 公債費 (公債諸費)	△ 483	3,426	県債借入額の確定に伴う県債に係る諸手数料の補正である。
第 3 款 予備費	0	10,000	
第 1 項 予備費	0	10,000	

繰越明許費

1 変更

(単位：千円)

款 項	事業名	金 額		説 明
		補正前	補正後	
1 港湾事業費 2 施設整備費	清水港施設整備費	200,000	1,312,000	新興津埠頭用地整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

2 追加

款 項	事業名	金 額	説 明
1 港湾事業費 1 港湾管理費	清水港港湾管理費	27,000	機能施設修繕事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 1 港湾管理費	御前崎港港湾管理費	10,000	保安対策事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。



平成 27 年度 県債の補正について

港湾整備事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
港湾整備事業債	清 水 港 施 設 整 備 費	827,000	835,000	△ 8,000
	新興津荷役機械整備費	230,000	280,000	△ 50,000
	日の出上屋整備費	42,000	0	42,000
	清水港資本費平準化費	555,000	555,000	0
	清 水 港 埠 頭 整 備 費	1,800,000	1,800,000	0
	新興津埠頭用地整備費	1,040,000	1,040,000	0
	新興津都市再開発等用地整備費	760,000	760,000	0
	御 前 崎 港 施 設 整 備 費	319,000	319,000	0
	御前崎港資本費平準化費	319,000	319,000	0
	合 計		2,946,000	2,954,000

第56号議案

1.2 流域下水道事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 流域下水道事業費	△ 2,035,459	7,044,448	
第 1 項 流域下水道管理費	△ 93,179	4,534,868	
第 1 目 管理総務費	61,062	435,430	
(財源内訳)			(節内訳)
分担金及び負担金	6,190		(2) 給料 10,874
繰入金	44,976		(3) 職員手当等 6,445
諸収入	7,896		(4) 共済費 3,201
県債	2,000		(23) 償還金、利子及び割引料 44,976
			(27) 公課費 △ 4,434
( 1 ) 職員給与費	20,520	200,753	流域下水道事業特別会計職員の人件費の補正である。 ・給料 10,874 一般職給 10,874 ・職員手当等 6,445 扶養手当 108 地域手当 500 住居手当 42 通勤手当 418 特殊勤務手当 4 時間外勤務手当 733 期末手当 2,709 勤勉手当 1,873 児童手当 58 ・共済費 3,201 地方職員共済組合等負担金 3,201
( 2 ) 管理総務費（管理事務費）	40,542	231,709	狩野川東部、西遠及び狩野川西部流域下水道の維持管理業務に要する経費の補正である。
( 3 ) 管理総務費（企業会計導入事業）	0	2,968	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 狩野川東部管理費	△ 55,957	800,224	
(財源内訳)			(節内訳)
分担金及び負担金	△ 17,031		(13) 委託料 △ 38,524
使用料及び手数料	△ 2		(15) 工事請負費 △ 17,212
繰入金	△ 38,924		(18) 備品購入費 △ 221
( 1 ) 狩野川東部管理費	△ 55,957	800,224	狩野川東部流域下水道の施設の維持管理に要する経費の補正である。
第 3 目 西遠管理費	△ 43,672	2,059,882	

科	目	補正額	現計額	説明
	(財源内訳) 分担金及び負担金 使用料及び手数料 繰入金	36,457 △ 15 △ 80,114		(節内訳) (13) 委託料 △ 42,884 (14) 使用料及び賃借料 6,560 (15) 工事請負費 △ 7,090 (18) 備品購入費 △ 258
( 1 )	西遠管理費	△ 43,672	2,059,882	西遠流域下水道の施設の維持管理に要する経費の補正である。
第 4 目	狩野川西部管理費	△ 54,612	1,239,332	
	(財源内訳) 分担金及び負担金 繰入金	△ 17,518 △ 37,094		(節内訳) (11) 需用費 △ 3 (13) 委託料 △ 54,835 (15) 工事請負費 570 (18) 備品購入費 △ 344
( 1 )	狩野川西部管理費	△ 54,612	1,239,332	狩野川西部流域下水道の施設の維持管理に要する経費の補正である。
第 2 項	流域下水道建設費	△ 1,942,280	2,509,580	
第 1 目	流域下水道建設費	△ 1,942,280	2,509,580	
	(財源内訳) 分担金及び負担金 国庫支出金 繰入金 県債	△ 379,424 △ 1,148,050 △ 38,806 △ 376,000		(節内訳) ( 2) 給料 △ 10,375 ( 3) 職員手当等 △ 8,145 ( 4) 共済費 △ 4,188 ( 7) 賃金 △ 290 ( 9) 旅費 300 (11) 需用費 △ 4,104 (12) 役務費 △ 6,828 (13) 委託料 △ 991,700 (14) 使用料及び賃借料 △ 32,387 (15) 工事請負費 △ 890,180 (18) 備品購入費 △ 383 (22) 補償、補填及び賠償金 6,000
( 1 )	流域下水道建設費 (補助事業)	△ 1,942,280	2,509,580	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 款	公債費	△ 25,154	1,935,939	
第 1 項	公債費	△ 25,154	1,935,939	
第 1 目	元金	0	1,367,696	
	(財源内訳) 分担金及び負担金 繰入金	13,871 △ 13,871		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
( 1 ) 公債費 (元金)	0	1,367,696	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 利子	△ 25,154	568,191	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 25,154  県債の利率の確定等に伴う利子等に要する経費の補正である。
(財源内訳)			
分担金及び負担金	△ 8,366		
繰入金	△ 16,788		
( 1 ) 公債費 (利子)	△ 25,154	568,191	
第 3 款 予備費	0	3,000	
第 1 項 予備費	0	3,000	

繰 越 明 許 費

1 変 更

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額		説 明
		補 正 前	補 正 後	
1 流域下水道事業費 2 流域下水道建設費	流域下水道建設費	70,000	972,000	狩野川東部流域下水道事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

平成27年度 県債の補正について

下水道事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
下 水 道 事 業 債	狩野川東部流域下水道事業費	119,000	171,000	△ 52,000
	西遠流域下水道事業費	164,000	343,000	△ 179,000
	狩野川西部流域下水道事業費	182,000	325,000	△ 143,000
合 計		465,000	839,000	△ 374,000

第57号議案

1.3 物品調達事務等特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 集中管理費	△ 476,990	1,934,010	
第 1 項 集中管理費	△ 476,990	1,934,010	
第 1 目 物品調達費	△ 470,090	1,827,910	
(財源内訳) 諸収入	△ 470,090		(節内訳) (1) 報酬 △ 500 (4) 共済費 △ 50 (8) 報償費 △ 6,000 (11) 需用費 △ 201,980 (12) 役務費 △ 850 (14) 使用料及び賃借料 △ 7,800 (18) 備品購入費 △ 251,860 (27) 公課費 △ 1,050
( 1 ) 物品調達費	△ 470,090	1,827,910	本庁における物品の一括購入及び庁内印刷等に要する経費並びに各総合庁舎内出先機関における物品の一括購入等に要する経費の補正である。
第 2 目 自動車管理費	△ 3,500	56,500	
(財源内訳) 諸収入	△ 3,500		(節内訳) (9) 旅費 △ 500 (11) 需用費 △ 1,200 (12) 役務費 100 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,900
( 1 ) 自動車管理費	△ 3,500	56,500	本庁自動車の管理及び出先機関使用分を含む東名通行料等に要する経費の補正である。
第 3 目 電話管理費	△ 3,400	49,600	
(財源内訳) 諸収入	△ 3,400		(節内訳) (12) 役務費 △ 3,400
( 1 ) 電話管理費	△ 3,400	49,600	本庁における電話料に要する経費の補正である。

### 第3 企業会計2月補正予算

第58号議案

1 工業用水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 工業用水道事業収益	32,687	4,668,687	
第 1 項 営業収益	37,145	4,455,354	
第 1 目 給水収益 (節内訳)	50,078	4,353,283	給水量の変動に伴う補正である。
柿田川工業用水道料金	△ 65		
富士川工業用水道料金	△ 34,239		
東駿河湾工業用水道料金	82,531		
静清工業用水道料金	2,570		
中遠工業用水道料金	△ 8,701		
西遠工業用水道料金	△ 5,221		
湖西工業用水道料金	13,203		
第 2 目 その他営業収益 (節内訳)	△ 12,933	102,071	三方原用水等の共用施設管理費の確定に伴う補正である。
管理受託収益	△ 12,933		
第 2 項 営業外収益	△ 2,157	190,713	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	△ 433	10,178	預金利息の補正である。
預金利息	△ 433		
第 2 目 長期前受金戻入 (節内訳)	△ 1,724	176,283	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
長期前受金戻入	△ 1,724		
第 3 項 特別利益	△ 2,301	22,620	
第 1 目 固定資産売却益 (節内訳)	△ 2,301	22,620	職員公舎用地の売却予定価格の確定に伴う補正である。
固定資産売却益	△ 2,301		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 工業用水道事業費用	△ 9,910	4,615,324	
第 1 項 営業費用	△ 53,489	4,198,843	
第 1 目 原水及び浄水費	△ 41,623	1,522,015	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費 △ 534</li> <li>(1) 報酬 △ 700</li> <li>(5) 法定福利費 166 <ul style="list-style-type: none"> <li>法定福利費 166</li> </ul> </li> <li>・維持管理費 △ 41,089</li> <li>(10) 役務費 △ 2,360</li> <li>(11) 委託料 △ 8,738</li> <li>(12) 賃借料 △ 57</li> <li>(13) 修繕料 3,527</li> <li>(15) 特別修繕引当金繰入額 △ 20,000</li> <li>(16) 動力費 13,376</li> <li>(17) 薬品費 △ 21,698</li> <li>(20) 負担金 △ 5,139</li> </ul>
第 2 目 配水及び給水費	△ 6,059	660,024	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費 512</li> <li>(1) 報酬 5,072</li> <li>(2) 給料 △ 6,348</li> <li>(3) 職員手当等 2,545 <ul style="list-style-type: none"> <li>扶養手当 △ 342</li> <li>地域手当 138</li> <li>通勤手当 239</li> <li>時間外勤務手当 3,332</li> <li>期末手当 △ 1,117</li> <li>勤勉手当 845</li> <li>賞与引当金繰入額 338</li> <li>特殊勤務手当 △ 37</li> <li>管理職手当 2</li> <li>休日勤務手当 14</li> <li>住居手当 △ 330</li> <li>児童手当 △ 537</li> </ul> </li> <li>(4) 賃金 278</li> <li>(5) 法定福利費 △ 1,035 <ul style="list-style-type: none"> <li>法定福利費 △ 1,305</li> <li>法定福利費引当金繰入額 270</li> </ul> </li> <li>・維持管理費 △ 6,571</li> <li>(10) 役務費 △ 759</li> <li>(11) 委託料 △ 7,545</li> </ul>





科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			児童手当 △ 212 (5) 法定福利費 △ 2,035 法定福利費 △ 2,035 ・維持管理費 0 (9) 需用費 △ 333 (11) 委託料 1,440 (13) 修繕料 △ 1,082 (23) 保険料 △ 25
第 5 目 減価償却費	△ 8,121	1,571,184	固定資産額の確定に伴う補正である。  (節内訳) (35) 有形固定資産減価償却費 △ 11,489 (36) 無形固定資産減価償却費 3,368
第 6 目 資産減耗費	△ 4,843	4,542	除却対象固定資産の確定に伴う補正である。  (節内訳) (37) 固定資産除却費 △ 4,843
第 2 項 営業外費用	43,024	412,926	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 7,276	259,735	企業債利息等の確定に伴う補正である。  (節内訳) (40) 企業債利息 △ 5,835 (43) 共用施設負担金利息 △ 1,441
第 3 目 雑損失	3,300	4,300	過年度分土地使用料相当額の補正である。  (節内訳) (48) その他雑損失 3,300
第 4 目 消費税及び地方消費税	47,000	143,000	納税予定額の確定に伴う補正である。  (節内訳) (49) 消費税及び地方消費税 47,000
第 3 項 特別損失	555	555	
第 1 目 固定資産売却損	555	555	職員公舎建物の売却に伴う補正である。  (節内訳) (50) 固定資産売却損 555
第 4 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 58,332	560,519	
第 1 項 企業債	△ 68,000	490,000	
第 1 目 工業用水道建設費債 (節内訳)	△ 68,000	490,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・中遠 124,000 → 112,000 千円 ・西遠 187,000 → 131,000 千円
中遠工業用水道建設費債	△ 12,000		
西遠工業用水道建設費債	△ 56,000		
第 2 項 国庫補助金	0	58,200	
第 3 項 負担金	8,749	10,000	
第 1 目 工事費負担金 (節内訳)	8,749	10,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。
富士川工業用水道工事費負担金	8,749		
第 4 項 固定資産売却代金	118	1,518	
第 1 目 固定資産売却代金 (節内訳)	118	1,518	職員公舎建物の売却に伴う補正である。
固定資産売却代金	118		
第 5 項 雑収入	801	801	
第 1 目 雑収入 (節内訳)	801	801	豊川用水に係る過年度分工事負担金の返納に伴う補正である。
雑収入	801		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 437,627	2,071,139	
第 1 項 建設改良費	△ 389,000	955,000	
第 2 目 富士川工業用水道建設改良費	23,000	48,748	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・工事費 23,000 (11) 委託料 △ 2,000 (62) 工事請負費 25,000
第 3 目 東駿河湾工業用水道建設改良費	△ 328,000	121,360	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・工事費 △ 328,000 (62) 工事請負費 △ 328,000
第 4 目 静清工業用水道建設改良費	0	398,732	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・工事費 0 (11) 委託料 15,000 (19) 補償費 1,000 (62) 工事請負費 △ 16,000
第 5 目 中遠工業用水道建設改良費	△ 14,000	159,642	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・工事費 △ 14,000 (11) 委託料 △ 14,000
第 6 目 西遠工業用水道建設改良費	△ 70,000	203,540	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・工事費 △ 70,000 (19) 補償費 5,000 (62) 工事請負費 △ 75,000
第 2 項 固定資産取得費	0	14,763	
第 3 項 企業債償還金	0	1,010,333	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 項 負担金償還金	△ 48,627	89,468	
第 1 目 負担金償還金	△ 48,627	89,468	負担金償還金の確定に伴う補正である。  (節内訳) (79) 共用施設負担金償還金 △ 48,627
第 5 項 国庫補助金返還金	0	1,575	

備考 資本的収入額 560,519 千円が資本的支出額 2,071,139 千円に対し不足する額 1,510,620 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 77,662 千円、減債積立金 278,458 千円、建設改良積立金 59,486 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,095,014 千円で補填するものとする。

平成 27 年度 企業債の補正について (第 5 条)

工業用水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額 (単位: 千円)

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
工業用水道建設費債	静清工業用水道建設費	247,000	247,000	0
	中遠工業用水道建設費	112,000	124,000	△ 12,000
	西遠工業用水道建設費	131,000	187,000	△ 56,000
合 計		490,000	558,000	△ 68,000

第59号議案

2 水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 水道事業収益	△ 22,812	7,033,188	
第 1 項 営業収益	△ 26,311	6,513,299	
第 1 目 給水収益 (節内訳)	△ 20,884	6,417,394	給水量の変動に伴う補正である。
駿豆水道料金	△ 19,432		
榛南水道料金	△ 992		
遠州水道料金	△ 460		
第 2 目 その他営業収益 (節内訳)	△ 5,427	95,905	天竜川下流用水共用施設管理費の確定に伴う補正である。
管理受託収益	△ 5,427		
第 2 項 営業外収益	3,499	519,889	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	851	8,750	預金利息等の補正である。
預金利息	626		
有価証券利息	225		
第 2 目 長期前受金戻入 (節内訳)	1,699	509,413	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
長期前受金戻入	1,699		
第 3 目 雑収益 (節内訳)	949	1,726	行政財産使用料等の確定に伴う補正である。
その他雑収益	949		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 水道事業費用	△ 96,052	6,309,091	
第 1 項 営業費用	△ 126,451	5,599,451	
第 1 目 原水及び浄水費	△ 81,415	1,475,344	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費 △ 791</li> <li>(1) 報酬 △ 967</li> <li>(5) 法定福利費 176</li> <li>    法定福利費 176</li> <li>・維持管理費 △ 80,624</li> <li>(10) 役務費 114</li> <li>(11) 委託料 △ 30,800</li> <li>(13) 修繕料 △ 1,600</li> <li>(16) 動力費 △ 25,738</li> <li>(17) 薬品費 △ 22,600</li> </ul>
第 2 目 配水及び給水費	△ 65,972	1,176,956	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費 6,404</li> <li>(1) 報酬 △ 1,892</li> <li>(2) 給料 970</li> <li>(3) 職員手当等 7,195</li> <li>    扶養手当 797</li> <li>    地域手当 454</li> <li>    通勤手当 748</li> <li>    時間外勤務手当 755</li> <li>    期末手当 566</li> <li>    勤勉手当 2,015</li> <li>    賞与引当金繰入額 918</li> <li>    管理職手当 800</li> <li>    休日勤務手当 19</li> <li>    住居手当 55</li> <li>    児童手当 68</li> <li>(5) 法定福利費 131</li> <li>    法定福利費 △ 242</li> <li>    法定福利費引当金繰入額 373</li> <li>・維持管理費 △ 72,376</li> <li>(10) 役務費 124</li> <li>(11) 委託料 △ 30,700</li> <li>(12) 賃借料 △ 1,200</li> <li>(13) 修繕料 400</li> <li>(16) 動力費 △ 41,000</li> </ul>
第 3 目 総係費	28,692	364,046	企業局職員の人件費及び事務費の補正である。



科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(節内訳) ・人件費 30,862 (1) 報酬 36 (2) 給料 △ 2,600 (3) 職員手当等 33,206 扶養手当 730 地域手当 192 通勤手当 183 時間外勤務手当 1,142 期末手当 △ 956 勤勉手当 1,024 賞与引当金繰入額 281 管理職手当 1 休日勤務手当 15 住居手当 △ 330 退職給付費 30,370 児童手当 554 (5) 法定福利費 220 法定福利費 32 法定福利費引当金繰入額 188 ・事務費 △ 2,170 (6) 旅費 △ 225 (9) 需用費 △ 2,893 (10) 役務費 △ 351 (11) 委託料 1,269 (21) 研修費 △ 30 (22) 厚生費 30 (23) 保険料 30
第 4 目 共用施設管理費	6,750	148,137	企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。 (節内訳) ・人件費 6,750 (1) 報酬 △ 180 (2) 給料 1,744 (3) 職員手当等 4,201 扶養手当 △ 277 地域手当 96 通勤手当 254 時間外勤務手当 3 期末手当 374 勤勉手当 355 休日勤務手当 39 住居手当 357 退職給付費 3,000 (4) 賃金 472 (5) 法定福利費 513 法定福利費 492 法定福利費引当金繰入額 21

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			・維持管理費 0 (10) 役務費 134 (16) 動力費 △ 134
第 5 目 減価償却費	△ 10,737	2,419,251	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (35) 有形固定資産減価償却費 △ 14,173 (36) 無形固定資産減価償却費 3,436
第 6 目 資産減耗費	△ 3,769	15,717	除却対象固定資産の確定に伴う補正である。 (節内訳) (37) 固定資産除却費 △ 3,769
第 2 項 営業外費用	30,399	706,640	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 3,601	425,819	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (40) 企業債利息 △ 3,601
第 4 目 消費税及び地方消費税	34,000	271,000	納税予定額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (49) 消費税及び地方消費税 34,000
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位：千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 50,543	471,457	
第 1 項 企業債	△ 19,000	403,000	
第 1 目 水道建設費債 (節内訳) 榛南水道建設費債 遠州水道建設費債	△ 19,000 △ 2,000 △ 17,000	403,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・榛南 292,000 → 290,000 千円 ・遠州 130,000 → 113,000 千円
第 2 項 出資金	△ 16,000	34,000	
第 1 目 出資金 (節内訳) 一般会計出資金	△ 16,000 △ 16,000	34,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。
第 3 項 国庫補助金	△ 15,543	34,457	
第 1 目 水道建設費補助金 (節内訳) 遠州水道建設費補助金 遠州水道建設費交付金	△ 15,543 △ 50,000 34,457	34,457	建設改良事業の確定及び財源更正に伴う補正である。 ・交付対象事業費 遠州：150,000 → 103,371 千円 ・交付率 遠州：1/3

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 183,829	3,394,028	
第 1 項 建設改良費	△ 183,829	1,415,171	
第 1 目 駿豆水道建設改良費	△ 71,700	284,684	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・工事費 △ 71,700 (11) 委託料 10,300 (62) 工事請負費 △ 82,000
第 2 目 榛南水道建設改良費	△ 10,000	457,058	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・工事費 △ 10,000 (11) 委託料 1,000 (19) 補償費 △ 1,000 (62) 工事請負費 △ 10,000
第 3 目 遠州水道建設改良費	△ 102,129	673,429	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・工事費 △ 102,129 (11) 委託料 11,500 (18) 材料費 △ 20,000 (19) 補償費 △ 5,000 (56) 土地購入費 △ 5,000 (62) 工事請負費 △ 83,629
第 2 項 固定資産取得費	0	78,534	
第 3 項 投資	0	500,000	
第 4 項 企業債償還金	0	1,400,323	

備考 資本的収入額 471,457 千円が資本的支出額 3,394,028 千円に対し不足する額 2,922,571 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 108,092 千円、減債積立金 675,808 千円、建設改良積立金 384,931 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,753,740 千円で補填するものとする。

平成27年度 企業債の補正について（第5条）

水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
水道建設費債	榛南水道建設費	290,000	292,000	△ 2,000
	遠州水道建設費	113,000	130,000	△ 17,000
合 計		403,000	422,000	△ 19,000

第60号議案

3 地域振興整備事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 開発整備事業収益	△ 72,940	142,060	
第 1 項 営業収益	△ 82,262	95,420	
第 1 目 土地売却収益	△ 81,807	0	売却土地の減に伴う補正である。
(節内訳)			
土地売却収益	△ 81,807		
第 2 目 その他営業収益	△ 455	95,420	事業完了に伴う補正である。
(節内訳)			
その他営業収益	△ 455		
第 2 項 営業外収益	8,322	13,640	
第 1 目 受取利息及び配当金	△ 687	4,608	預金利息の補正である。
(節内訳)			
預金利息	△ 687		
第 2 目 雑収益	9	32	開発整備資産の貸付けに伴う補正である。
(節内訳)			
その他雑収益	9		
第 3 目 消費税及び地方消費税還付金	9,000	9,000	建設改良費の確定による仮払消費税の確定等に伴う補正である。
(節内訳)			
消費税及び地方消費税還付金	9,000		
第 3 項 特別利益	1,000	33,000	
第 1 目 その他特別利益	1,000	33,000	売却済用地補償引当金戻入額の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
売却済用地補償引当金戻入額	1,000		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 開発整備事業費用	△ 134,810	173,190	
第 1 項 営業費用	△ 92,895	168,918	
第 1 目 土地売却原価	△ 81,807	0	売却土地の減に伴う補正である。  (節内訳) (29) 土地売却原価 △ 81,807
第 2 目 一般管理費	△ 7,909	86,886	企業局職員の人件費、調査費等の補正である。  (節内訳) ・人件費 2,269 (1) 報酬 △ 400 (2) 給料 △ 2,246 (3) 職員手当等 5,427 扶養手当 477 地域手当 16 通勤手当 134 時間外勤務手当 7 期末手当 △ 335 勤勉手当 220 特殊勤務手当 40 管理職手当 2 休日勤務手当 △ 7 住居手当 701 退職給付費 3,939 児童手当 233 (5) 法定福利費 △ 512 法定福利費 △ 526 法定福利費引当金繰入額 14 ・事務費 △ 389 (6) 旅費 △ 223 (9) 需用費 △ 219 (10) 役務費 △ 96 (11) 委託料 △ 269 (12) 賃借料 215 (19) 補償費 82 (20) 負担金 121 (21) 研修費 △ 35 (22) 厚生費 35 ・調査費 △ 10,000 (33) 補助金 △ 10,000 ・減価償却費 211 (36) 無形固定資産減価償却費 211
第 3 目 その他営業費用	△ 3,179	82,032	事業完了に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(節内訳) (34) 雑費 △ 3,179
第 2 項 営業外費用	△ 41,915	1,272	
第 2 目 雑損失	△ 41,915	1,000	仕入控除対象とならない消費税及び地方消費税の確定に伴う補正である。  (節内訳) (48) その他雑損失 △ 41,915
第 3 項 予備費	0	3,000	



[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	22,900	130,900	
第 1 項 浜松坪井地区事業収入	0	8,000	
第 2 項 新規用地事業収入	0	100,000	
第 3 項 小山湯船原地区事業収入	22,900	22,900	
第 1 目 小山湯船原地区事業収入	22,900	22,900	建設改良事業の確定に伴う補正である。
(節内訳) 小山湯船原地区事業収入	22,900		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 20,514	246,486	
第 1 項 建設改良費	△ 20,514	242,718	
第 1 目 開発整備費	△ 20,514	167,718	建設改良事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) ・人件費 1,070 (2) 給料 △ 609 (3) 職員手当等 1,432 扶養手当 710 地域手当 110 通勤手当 92 時間外勤務手当 △ 1,114 期末手当 265 勤勉手当 394 賞与引当金繰入額 129 特殊勤務手当 120 住居手当 360 児童手当 366 (5) 法定福利費 247 法定福利費 229 法定福利費引当金繰入額 18 ・工事費 △ 21,584 (62) 工事請負費 △ 21,584
第 2 項 固定資産取得費	0	3,768	

備考 資本的収入額 130,900 千円が資本的支出額 246,486 千円に対し不足する額 115,586 千円は、過年度分損益勘定留保資金 115,586 千円で補填するものとする。

第61号議案

4 県立静岡がんセンター事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院事業収益	1,468,848	30,882,793	
第 1 項 医業収益	1,518,530	23,615,846	
第 1 目 診療収益 (節内訳)	1,433,570	22,853,067	入院収益及び外来収益の補正である。
入院収益	△ 215,411		
外来収益	1,648,981		
第 2 目 その他医業収益 (節内訳)	84,960	762,779	室料差額収益及び医業雑収益の補正である。
室料差額収益	13,685		
医業雑収益	71,275		
第 2 項 医業外収益	△ 60,719	7,254,910	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	△ 578	19,604	預金利息及び有価証券利息の補正である。
預金利息	△ 1,200		
有価証券利息	622		
第 2 目 他会計補助金 (節内訳)	△ 101,728	407,373	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計補助金の補正である。
一般会計補助金	△ 101,728		
第 3 目 他会計負担金 (節内訳)	97,660	5,620,496	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
一般会計負担金	97,660		
第 4 目 長期前受金戻入 (節内訳)	17,314	188,030	固定資産の減価償却に伴う長期前受金戻入の補正である。
長期前受金戻入	17,314		
第 5 目 その他医業外収益 (節内訳)	△ 73,387	1,019,407	外部研究資金、公舎貸付料等の補正である。
資産貸付収益	△ 7,509		

科	目	補正額	現計額	説明
	その他受託金 その他医業外収益	△ 67,023 1,145		
第 3 項	特別利益	11,037	12,037	
第 1 目	過年度損益修正益 (節内訳) 過年度損益修正益	3,100 3,100	4,100	過年度分の収益に係る補正である。
第 2 目	その他特別利益 (節内訳) その他特別利益	7,937 7,937	7,937	外部資金で購入した物品の除却に伴う補正である。
第 2 款	研究所事業収益	△ 28,994	819,421	
第 1 項	研究所収益	△ 90,609	757,806	
第 1 目	他会計負担金 (節内訳) 一般会計負担金	△ 59,686 △ 59,686	682,397	がんセンター研究所支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
第 2 目	その他研究所収益 (節内訳) 受託等研究収益 長期前受金戻入 その他研究所収益	△ 30,923 △ 43,026 13,733 △ 1,630	75,409	外部研究資金等の確定に伴う補正である。
第 2 項	特別利益	61,615	61,615	
第 1 目	過年度損益修正益 (節内訳) 過年度損益修正益	706 706	706	過年度分の収益に係る補正である。
第 2 目	その他特別利益 (節内訳) その他特別利益	60,909 60,909	60,909	外部資金で購入した物品の除却に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院事業費用	1,827,106	30,860,632	
第 1 項 医業費用	1,770,007	29,405,141	
第 1 目 給与費	205,136	10,731,161	<p>がんセンター局職員(研究所を除く)のPersonnel費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(1) 給料 <span style="float:right">△ 52,304</span></p> <p>(2) 職員手当等 <span style="float:right">143,998</span></p> <p style="padding-left: 20px;">扶養手当 <span style="float:right">2,929</span></p> <p style="padding-left: 20px;">地域手当 <span style="float:right">8,045</span></p> <p style="padding-left: 20px;">住居手当 <span style="float:right">△ 4,869</span></p> <p style="padding-left: 20px;">通勤手当 <span style="float:right">5,168</span></p> <p style="padding-left: 20px;">管理職手当 <span style="float:right">141</span></p> <p style="padding-left: 20px;">初任給調整手当 <span style="float:right">△ 3,596</span></p> <p style="padding-left: 20px;">特殊勤務手当 <span style="float:right">25,945</span></p> <p style="padding-left: 20px;">時間外勤務手当 <span style="float:right">72,981</span></p> <p style="padding-left: 20px;">休日勤務手当 <span style="float:right">11,513</span></p> <p style="padding-left: 20px;">夜間勤務手当 <span style="float:right">△ 9,944</span></p> <p style="padding-left: 20px;">宿日直手当 <span style="float:right">△ 5,056</span></p> <p style="padding-left: 20px;">期末手当 <span style="float:right">11,656</span></p> <p style="padding-left: 20px;">勤勉手当 <span style="float:right">25,299</span></p> <p style="padding-left: 20px;">児童手当 <span style="float:right">2,780</span></p> <p style="padding-left: 20px;">単身赴任手当 <span style="float:right">△ 84</span></p> <p style="padding-left: 20px;">管理職員特別勤務手当 <span style="float:right">1,090</span></p> <p>(3) 報酬 <span style="float:right">△ 38,257</span></p> <p>(4) 賃金 <span style="float:right">△ 3,055</span></p> <p>(5) 法定福利費 <span style="float:right">11,390</span></p> <p>(6) 退職給付費 <span style="float:right">146,254</span></p> <p>(7) 負担金 <span style="float:right">△ 240</span></p> <p>(8) 奨学費 <span style="float:right">△ 2,650</span></p>
第 2 目 材料費	1,731,233	9,542,877	<p>薬品費及び診療材料費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(9) 薬品費 <span style="float:right">1,556,611</span></p> <p>(10) 診療材料費 <span style="float:right">174,622</span></p>
第 3 目 経費	△ 118,096	5,533,326	<p>運営管理に要する経費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(13) 厚生福利費 <span style="float:right">26</span></p> <p>(14) 報償費 <span style="float:right">△ 1,363</span></p> <p>(15) 旅費 <span style="float:right">10,652</span></p> <p>(17) 消耗品費 <span style="float:right">24,302</span></p> <p>(18) 光熱水費 <span style="float:right">△ 130,198</span></p> <p>(19) 燃料費 <span style="float:right">△ 612</span></p> <p>(20) 食糧費 <span style="float:right">369</span></p>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(21) 印刷製本費 523 (22) 修繕費 9,889 (23) 保険料 10 (24) 賃借料 △ 23,264 (25) 通信運搬費 △ 463 (26) 委託料 △ 6,530 (27) 手数料 △ 8,792 (28) 諸会費 964 (30) 雑費 6,391
第 4 目 減価償却費	△ 109,685	2,924,717	固定資産額の確定に伴う補正である。  (節内訳) (31) 有形固定資産減価償却費 △ 103,487 (32) 無形固定資産減価償却費 △ 6,198
第 5 目 資産減耗費	15,795	16,795	棚卸資産の減耗に伴う補正である。  (節内訳) (34) 棚卸資産減耗費 15,795
第 6 目 研究研修費	45,624	491,286	医学研究及び職員の研修等に要する経費の補正である。  (節内訳) (36) 研究材料費 47,130 (37) 謝金 △ 63 (38) 研究旅費 △ 30 (39) 図書費 △ 34 (41) 研究雑費 △ 1,379
第 2 項 医業外費用	△ 48,620	1,348,772	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	2,913	685,993	企業債利息の確定に伴う補正である。  (節内訳) (42) 企業債利息 2,913
第 3 目 がん予防対策費	0	31,221	がん予防対策に係る県受託事業の確定に伴う補正である。  (節内訳) (14) 報償費 65 (15) 旅費 △ 69 (17) 消耗品費 △ 711 (21) 印刷製本費 699 (22) 修繕費 19 (24) 賃借料 517 (25) 通信運搬費 74 (26) 委託料 △ 1,544

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(27) 手数料 950
第 4 目 雑損失	△ 71,295	152,863	看護師乳幼児保育委託等に要する経費の補正である。  (節内訳) (15) 旅費 270 (17) 消耗品費 3,696 (20) 食糧費 34 (26) 委託料 1,124 (49) その他雑損失 △ 76,419
第 5 目 消費税等	19,762	57,213	納税予定額の減に伴う補正である。  (節内訳) (73) 消費税等 19,762
第 3 項 特別損失	105,719	106,719	
第 1 目 過年度損益修正損	48,371	49,371	一般会計負担金の確定に伴う補正である。  (節内訳) (69) 過年度損益修正損 48,371
第 2 目 固定資産除却損	57,348	57,348	医療機器等の除却額の確定に伴う補正である。  (節内訳) (68) 固定資産除却損 57,348
第 2 款 研究所事業費用	4,866	1,047,249	
第 1 項 研究所費用	△ 103,308	939,075	
第 1 目 給与費	△ 39,904	262,120	がんセンター研究所職員の人件費の補正である。  (節内訳) (1) 給料 △ 21,031 (2) 職員手当等 △ 12,260 扶養手当 1 地域手当 △ 1,114 住居手当 △ 828 通勤手当 △ 73 管理職手当 △ 254 初任給調整手当 △ 4,867 特殊勤務手当 △ 868 時間外勤務手当 1,878 休日勤務手当 △ 5,282 期末手当 △ 1,073 勤勉手当 560 児童手当 △ 340

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(3) 報酬 $\Delta$ 1,518 (5) 法定福利費 $\Delta$ 7,867 (6) 退職給付費 2,772
第 2 目 研究費	$\Delta$ 45,732	79,260	がんセンター研究所の研究費の補正である。  (節内訳) (14) 報償費 $\Delta$ 107 (15) 旅費 $\Delta$ 1,500 (17) 消耗品費 2,128 (26) 委託料 2,669 (36) 研究材料費 $\Delta$ 48,922
第 3 目 運営経費	$\Delta$ 14,411	283,905	がんセンター研究所の運営経費の補正である。  (節内訳) (18) 光熱水費 $\Delta$ 4,760 (22) 修繕費 $\Delta$ 390 (23) 保険料 $\Delta$ 27 (24) 賃借料 $\Delta$ 398 (25) 通信運搬費 $\Delta$ 91 (26) 委託料 $\Delta$ 8,009 (27) 手数料 $\Delta$ 736
第 4 目 減価償却費	328	206,997	固定資産額の確定に伴う補正である。  (節内訳) (31) 有形固定資産減価償却費 250 (32) 無形固定資産減価償却費 78
第 5 目 支払利息及び企業債取扱諸費	$\Delta$ 18	92,223	企業債利息の確定に伴う補正である。  (節内訳) (42) 企業債利息 $\Delta$ 18
第 7 目 消費税等	$\Delta$ 3,571	2,993	納税予定額の減に伴う補正である。  (節内訳) (73) 消費税等 $\Delta$ 3,571
第 2 項 特別損失	108,174	108,174	
第 1 目 過年度損益修正損	38,055	38,055	一般会計負担金の返還に係る補正である。  (節内訳) (69) 過年度損益修正損 38,055
第 2 目 固定資産除却損	70,119	70,119	機器等の除却額の確定に伴う補正である。  (節内訳) (68) 固定資産除却損 70,119



[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院資本的収入	△ 25,405	4,637,675	
第 1 項 企業債	△ 108,000	4,447,000	
第 1 目 企業債 (節内訳)	△ 108,000	4,447,000	医療機器整備等に充てるための企業債の補正である。
静岡がんセンター医療 機器整備費債	△ 595,000		
静岡がんセンター整備 費債	487,000		
第 2 項 基金繰入金	0	1,000	
第 3 項 受託金	△ 1,080	6,000	
第 1 目 受託金 (節内訳)	△ 1,080	6,000	器械備品等の整備に充てるための研究受託金の補正である。
受託金	△ 1,080		
第 4 項 補助金	0	100,000	
第 5 項 寄附金	83,500	83,500	
第 1 目 寄附金 (節内訳)	83,500	83,500	寄附金の収入に伴う補正である。
寄附金	83,500		
第 6 項 敷金・保証金返還金	175	175	
第 1 目 敷金・保証金返還金 (節内訳)	175	175	職員宿舍の敷金の返還に伴う補正である。
敷金返還金	175		
第 2 款 研究所資本的収入	△ 32,399	195,564	
第 1 項 企業債	0	45,000	
第 2 項 他会計負担金	0	667	
第 3 項 受託金	△ 32,400	0	
第 1 目 受託金	△ 32,400	0	がんセンター研究所の器械備品等の整備に充てるための研究受託金の補正である。

科 目	補正額	現計額	説 明
(節内訳) 受託金	△ 32,400		
第 4 項 出資金	1	149,897	
第 1 目 一般会計出資金	1	149,897	企業債元金償還に充てるための一般会計からの出資の補正である。
(節内訳) 一般会計出資金	1		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院資本的支出	△ 28,973	7,717,155	
第 1 項 建設改良費	△ 105,072	4,567,222	
第 1 目 資産購入費	△ 450,585	2,822,191	器械備品等の整備に要する経費の補正である。 (節内訳) (26) 委託料 183,367 (53) 器械備品購入費 △ 633,952
第 2 目 建設改良費	345,513	1,745,031	機器整備等に要する経費の補正である。 (節内訳) (26) 委託料 △ 61,578 (27) 手数料 983 (60) 工事費 406,108
第 2 項 企業債償還金	3,766	3,012,800	
第 1 目 企業債償還金	3,766	3,012,800	企業債元金の償還に要する経費の補正である。 (節内訳) (64) 企業債元金償還金 3,766
第 3 項 積立金	83,500	83,500	
第 1 目 積立金	83,500	83,500	基金の造成に要する経費の補正である。 (節内訳) (78) 積立金 83,500
第 4 項 長期貸付金	△ 12,600	52,200	
第 1 目 長期貸付金	△ 12,600	52,200	看護学生修学資金貸付金に要する経費の補正である。 (節内訳) (75) 貸付金 △ 12,600
第 5 項 敷金・保証金	1,433	1,433	
第 1 目 敷金・保証金	1,433	1,433	職員宿舍の敷金に要する経費の補正である。 (節内訳) (79) 敷金 1,433
第 2 款 研究所資本的支出	△ 32,399	195,564	
第 1 項 建設改良費	△ 32,400	45,667	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 目 資産購入費	△ 32,400	42,167	がんセンター研究所の研究機器等の整備に要する経費の補正である。  (節内訳) (53) 器械備品購入費 △ 32,400
第 2 項 企業債償還金	1	149,897	
第 1 目 企業債償還金	1	149,897	企業債元金の償還に要する経費の補正である。  (節内訳) (64) 企業債元金償還金 1

備考 資本的収入額 4,833,239 千円が資本的支出額 7,912,719 千円に対し不足する額 3,079,480 千円は、過年度分損益勘定留保資金 3,079,480 千円で補填するものとする。

平成27年度 企業債の補正について (第5条)

医療機器整備費債等について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今回補正額
県立病院建設改良費	静岡がんセンター 医療機器整備費	3,503,000	4,098,000	△ 595,000
	静岡がんセンター 整備費	944,000	457,000	487,000
	静岡がんセンター 研究所整備費	45,000	45,000	0
合 計		4,492,000	4,600,000	△ 108,000